



第4次里庄町振興計画

～子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまちをめざして～
〈後期基本計画〉

第4次里庄町振興計画（後期基本計画）

第4次里庄町振興計画

SATOSHITOWN MASTER PLAN

〈後期基本計画〉

子どもの元気な声が響き
みんなの笑顔があふれる
まちをめざして



令和7年3月
里庄町

令和7年3月
岡山県 里庄町

「子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち」を目指して

里庄町では、令和2年（2020年）3月に、町の最上位計画である「第4次里庄町振興計画（基本構想及び前期基本計画）」を策定し、未来の子どもたちにどうやって里庄町を引き継いでいくかを理念として、自立した地域づくりを目指し、「子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち」をまちづくりの将来像として定め、各分野にわたる施策の推進に取り組んできました。

一方、昨今の急激な勢いで変化し続ける社会経済情勢、全国的に進む少子高齢化、激甚化する災害、環境問題の顕著化、情報社会の高度化など、様々な課題への対応が求められています。

このような社会情勢の変化や、前期5年間の取組みの検証を踏まえ、このたび令和11年度（2029年度）を目標年度とする第4次里庄町振興計画（後期基本計画）を策定しました。

本計画では、前期基本計画の基本理念と目指すべき将来像、施策分野別に定めた7つの基本目標を引き継ぎ、今後も、すべての町民が里庄町に愛着を持てるよう「みんなで地域を考えよう」、「自分たちの活動で地域が変わる」、「地域での暮らしが豊かになった」という実感を積み重ねながら、持続可能な地域づくりを推進し、「里庄町が好きだから」ということが活動の原動力となるような暮らしの満足度が高いシビックプライドのまちづくりを目指します。

目まぐるしく社会が変化する時代に柔軟に対応し、誰もが安心して住み続けることができるよう、この計画に沿った施策を積極的に推進してまいりますので、引き続き町民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり熱心にご審議をいただきました岡山大学学術研究院社会文化科学学域の中村良平特命教授をはじめとする振興計画審議会委員の皆様、町民意識調査等を通じて貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆様並びに計画策定にご尽力いただいたすべての皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

里庄町長 加藤 泰久



目 次

第1部 概要	1
第1章 振興計画の概要	2
第1節 計画策定の目的	2
第2節 計画の性格と役割	2
第3節 計画の構成と期間	3
第4節 SDGsの考え方の導入	4
第5節 PDCAサイクルによる振興計画の推進	5
第2章 計画策定の背景	6
第1節 位置・自然	6
第2節 歴史・文化	7
第3節 人口と社会・経済状況	7
第4節 前期基本計画の振り返り	12
第5節 社会の動向	36
第2部 基本構想と人口ビジョン	39
第1章 まちづくりの目標（目指すべき将来像）	40
第1節 第4次里庄町振興計画の基本構想の概要	40
第2節 コンパクトなまちづくり	41
第3節 シビックプライドのまちづくり	42
第4節 地域資源を生かした自主・自立のまちづくり	43
第2章 里庄町人口ビジョン	44
第1節 人口の推移及び人口動態の推移	44
第2節 人口ビジョンに基づく将来人口の目標	46
第3部 里庄町デジタル田園都市構想 総合戦略	47
第1節 総合戦略の目標・基本的方向性	48
第2節 総合戦略による重点施策	49

第4部 後期基本計画	55
施策の大綱	56
基本目標1 元気でいきいきと暮らせるまち【保健・医療・福祉】	56
基本目標2 希望を持ち、豊かな心を育むまち【教育・文化・スポーツ】	56
基本目標3 快適で安全・安心なまち【生活環境】	57
基本目標4 自然と共生する美しいまち【環境保全】	57
基本目標5 人が集い交流するまち【都市基盤】	57
基本目標6 活力と魅力あふれる元気なまち【産業】	58
基本目標7 町民とともに創る持続可能なまち【町民参加・行財政】	58
計画の全体像	59
基本目標1 元気でいきいきと暮らせるまち【保健・医療・福祉】	61
基本施策1 地域福祉の推進	62
基本施策2 子育て支援の充実	65
基本施策3 高齢者福祉の充実	69
基本施策4 障がい者福祉の充実	72
基本施策5 人権尊重のまちづくり	75
基本施策6 医療体制の充実	77
基本施策7 健康づくりの推進	79
基本施策8 社会保障の充実	82
基本目標2 希望を持ち、豊かな心を育むまち【教育・文化・スポーツ】	84
基本施策1 学校教育の充実	85
基本施策2 生涯学習の振興	88
基本施策3 芸術・文化の振興、歴史の保存	91
基本施策4 生涯スポーツの振興	94
基本施策5 交流活動の推進	96
基本目標3 快適で安全・安心なまち【生活環境】	98
基本施策1 快適な住宅地整備の推進	99
基本施策2 生活環境の充実	101
基本施策3 防災・減災対策等の推進	104
基本施策4 防犯対策、交通安全対策、消費者問題対策等の充実	107
基本目標4 自然と共生する美しいまち【環境保全】	110
基本施策1 自然環境保全の推進	111
基本施策2 循環型社会の形成	114
基本施策3 緑豊かなまちづくりの推進	117
基本施策4 治山・治水の推進	119



基本目標5 人が集い交流するまち【都市基盤】 120

 基本施策1 計画的な土地利用の推進 121

 基本施策2 道路体系の整備 123

 基本施策3 公共交通機関の利用促進 126

基本目標6 活力と魅力あふれる元気なまち【産業】 128

 基本施策1 農業の振興 129

 基本施策2 商工業の振興 132

 基本施策3 雇用対策、創業環境の充実 134

 基本施策4 観光振興、シティプロモーション 136

基本目標7 町民とともに創る持続可能なまち【町民参加・行財政】 138

 基本施策1 協働のまちづくりの推進 139

 基本施策2 地域に開かれた行政運営の推進 142

 基本施策3 計画的・効率的な行財政運営の推進 144

 基本施策4 スマート自治体への体制整備 147

 基本施策5 広域行政の検討と推進 150

資料編 152

 1 計画策定経過 153

 2 アンケート調査の概要 153

 3 里庄町振興計画審議会条例 154

 4 里庄町振興計画審議会委員名簿 155

 5 第4次里庄町振興計画答申書 156

 6 用語解説 157

第1部 概要



第1章

振興計画の概要

第1節 計画策定の目的

本町では、令和元年度（2019年度）に「第4次里庄町振興計画」を策定し、「子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち」を将来像として、令和2年度（2020年度）から5年間の前期基本計画を推進してきたところです。

この間、世界規模での新型コロナウイルス感染症の流行により、人の流れ、交流の多くが阻害され、本町でも地域コミュニティ^{*}や経済活動に大きな影響があった一方、デジタル技術の活用が進みました。また、浜中バイパス（県道園井里庄線）の開通等、町の交通インフラ^{*}の大きな変化とともに、玉島・笠岡道路の開通予定等、今後の人・経済の動きへの好影響が期待されています。

一方で、人口減少社会のさらなる進行や各地で発生する大規模な災害等、社会経済を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、本町でも多様化・複雑化する地域課題に対応するためのまちづくりが求められています。

このたび、前期基本計画が令和6年度（2024年度）で終了することから、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までを計画期間とする「第4次里庄町振興計画（後期基本計画）」（以下「後期基本計画」という。）を策定するものです。

本計画の策定においては、前期基本計画に基づき推進してきた各施策の評価・検証を行い、その結果や社会情勢の変化等を踏まえながら、基本構想に掲げる将来像を目指したまちづくりを着実に進めるための施策と具体的な方向性を定めることとします。

第2節 計画の性格と役割

平成23年（2011年）5月の地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなりましたが、引き続き町政推進の長期的・総合的な指針を示すとともに、行政と町民が一体となったまちづくりに取り組むための指針として、振興計画を本町の最上位計画と位置づけます。

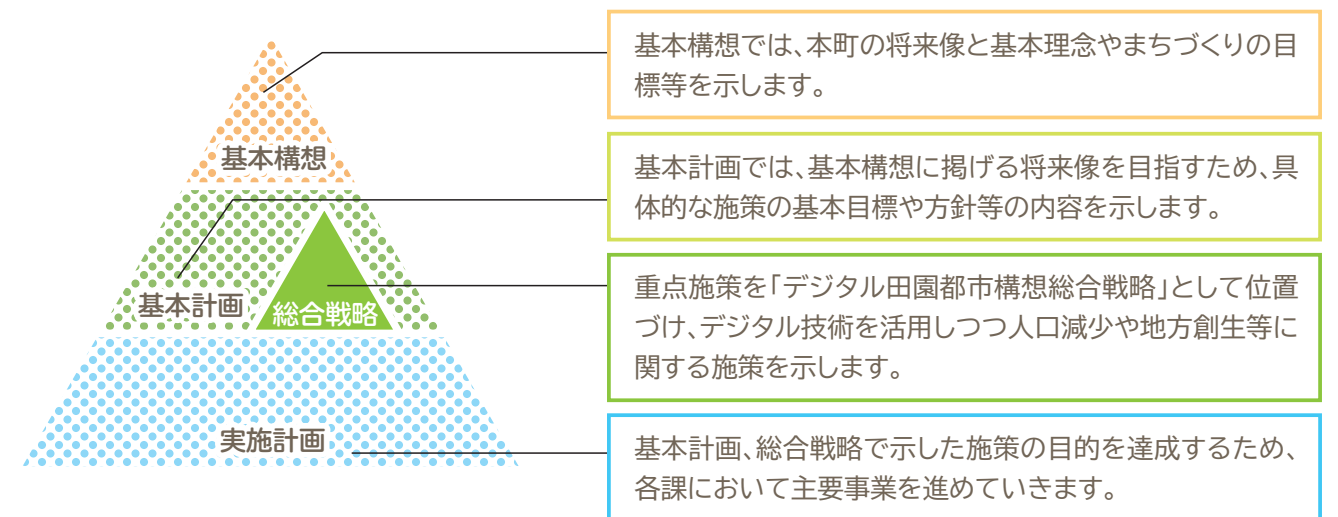
また、重点施策については、国における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しつつ、本町が人口減少問題に対応し、持続的な発展を続けるための「総合戦略」として位置づけていましたが、国において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定したことから、本町でも重点施策を「里庄町デジタル田園都市構想総合戦略」として位置づけます。

なお、計画の策定にあたっては、人口ビジョン、総合戦略で定める目標や施策、SDGs^{*}の考え方を踏まえながら一体的に進めるものとします。

第3節 計画の構成と期間

1 計画の構成

振興計画は、「基本構想」、「基本計画」、「総合戦略」、「実施計画」で構成されます。



2 計画の期間

基本構想は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和11年度（2029年度）を目標年度とする10年間の長期構想です。

基本計画は、前期基本計画が令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間、後期基本計画が令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

《計画の期間》

令和 2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
基本構想(期間:10年間)									
前期基本計画(期間:5年間)					後期基本計画(期間:5年間)				

第4節 SDGsの考え方の導入

「SDGs」とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための17の目標と169のターゲットの開発目標を指します。

わが国でも内閣に持続可能な開発目標(SDGs)推進本部が立ち上げられ、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ため、優先課題を定め取組みを進めています。

常に世界を見据えた取組みを実施することは、世界レベルでの経済・社会・環境面における価値創造につながり、持続可能なまちづくりにつながることから、SDGsの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。

《SDGsで設定されている 17 の目標》



資料：外務省

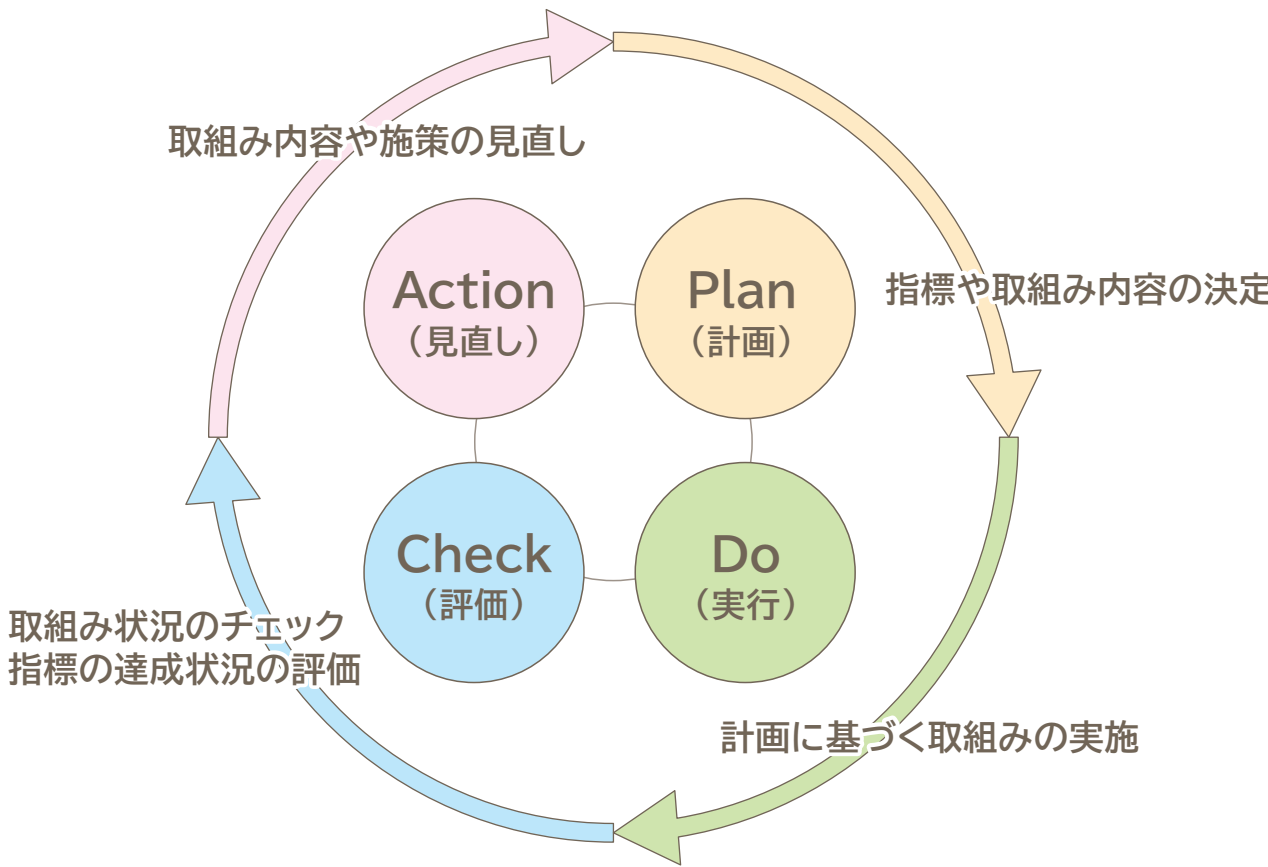
第5節 PDCAサイクルによる振興計画の推進

財政状況を勘案しつつ、少子高齢化・人口減少という課題と向き合いながら、目指すまちづくりの実現に向け、目標の達成や成果の向上を確認できる計画の策定、施策の立案を行っていくことが重要です。

そのため、PDCAサイクル※(計画・実行・評価・見直しの繰り返し)を活用し、基本目標に対する基本施策の進捗や効果を検証するとともに、変動する社会情勢に即して施策内容を柔軟に見直しながら将来像の実現を目指します。

加えて、施策の立案にあたっては、その施策が合理的な根拠に基づき、成果が明確に評価・検証できるかという観点で検討していくことが必要になっており、エビデンス※を重視した施策立案によるまちづくりを推進します。

《PDCAサイクルによる進捗管理イメージ》



第2章

計画策定の背景

第1節 位置・自然

本町は、岡山県の南西部に位置し、面積は約12km²とコンパクトな町で、東は浅口市、西は笠岡市に隣接しています。また、直線距離で岡山市から約35km、倉敷市から約20km、広島県福山市から約20kmのところに位置しています。

地形は、北側に虚空蔵山、南側に毛野無羅山があり、これら山地の間に東西に広がる平地が展開しています。

河川は、東の浅口市へ流れる里見川水系と西の笠岡市へ流れる今立川水系があり、いずれも周囲の山地を源とする小河川です。

土質は、おおむね花崗岩を主体とする砂質土壌となっています。

気候は、平年（統計期間：平成3年（1991年）～令和2年（2020年））の年間平均気温が15.7℃、年間降水量は1,055.1mmで、温暖少雨の典型的な瀬戸内海式気候に属しています。

《里庄町の位置》



第2節 歴史・文化

本町の大原地区には、古墳時代後期のものとみられる古墳があります。地理的条件から戦国時代には、大内義隆により山城が建てられる等、攻守の要所でもありました。また、まちの中央部を東西に、鴨方から笠岡の港への街道や鴨方往来が通っていました。

江戸時代には、鴨方藩（里見）と摂津麻田藩（新庄と浜中）が統治していました。明治22年（1889年）6月以降、新庄と浜中は新庄村となり、明治38年（1905年）に里見村と合併して里庄村が誕生した後、昭和25年（1950年）6月、現在の里庄町になりました。

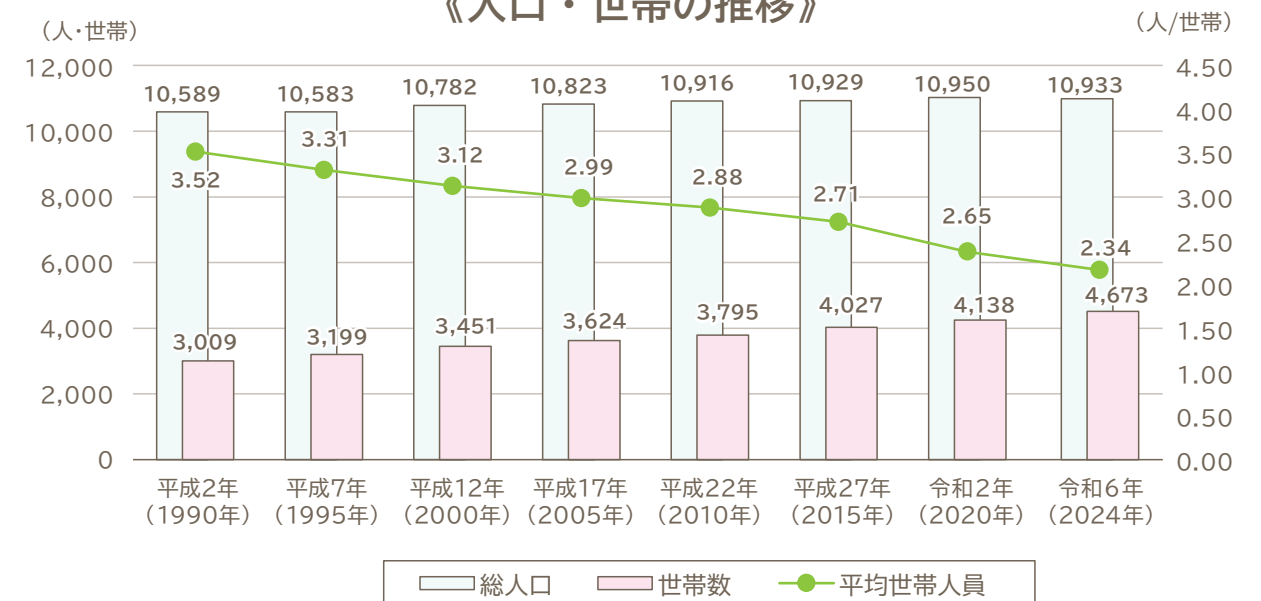
里庄町出身の偉人としては、世界的な物理学者仁科芳雄博士、元商工・鉄道大臣小川郷太郎博士が挙げられます。仁科芳雄博士は、戦後初の文化勲章受章者であるとともに、ノーベル物理学賞の湯川秀樹博士、朝永振一郎博士らを指導しました。小川郷太郎博士は、廣田内閣の商工大臣、近衛内閣の鉄道大臣を歴任した後、ビルマ政府（現ミャンマー）の最高顧問として財政再建に尽力し、昭和43年（1968年）に従三位勲一等旭日大綬章を追贈されました。

第3節 人口と社会・経済状況

1 人口・世帯

本町の人口は令和2年（2020年）頃まで緩やかに増加していましたが、近年は減少に転じており、令和6年（2024年）3月末の人口は10,933人、世帯数は4,673世帯となっています。平均世帯人員は減少し続けており、令和6年（2024年）3月末には2.34人と、世帯の小規模化が進んでいます。

《人口・世帯の推移》



資料：国勢調査（令和6年（2024年）は住民基本台帳3月31日現在）

2 産業

令和2年(2020年)の国勢調査によると、本町の就業人口は5,098人で、第1次産業131人(2.6%)、第2次産業1,658人(33.5%)、第3次産業3,160人(63.9%)となっています。

《産業別就業人口の推移》

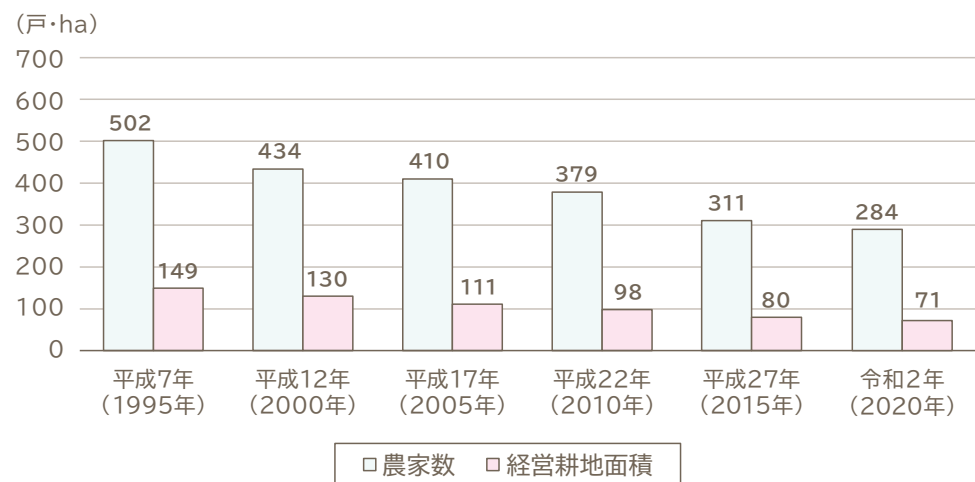
	第1次産業		第2次産業		第3次産業		その他・ 分類不能	総数
	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	就業者数 (人)
平成7年 (1995年)	323	6.0%	2,255	42.1%	2,783	51.9%	0	5,361
平成12年 (2000年)	192	3.7%	2,083	40.4%	2,879	55.9%	7	5,161
平成17年 (2005年)	151	3.0%	1,914	38.6%	2,894	58.4%	12	4,971
平成22年 (2010年)	107	2.2%	1,694	35.4%	2,978	62.4%	187	4,966
平成27年 (2015年)	113	2.2%	1,777	34.9%	3,204	62.9%	16	5,110
令和2年 (2020年)	131	2.6%	1,658	33.5%	3,160	63.9%	149	5,098

資料:国勢調査

※割合は分母に「その他・分類不能」を含まない

第1次産業は農業が中心で、令和2年(2020年)の農林業センサスによると、農家数284戸、経営耕地面積71haで、1戸当たり経営耕地面積は0.25haの零細農家です。多くの農家は、水稻と露地野菜の栽培による自給的性格が強い兼業農家となっています。

《農業の推移》



資料:農林業センサス

第2次産業は工作機械、電子部品、食品、医薬品等の製造業が中心で令和4年(2022年)の調査によると、製造業事業所数36事業所、従業員数3,070人、年間製造品出荷額等は951億4,400万円で、1事業所当たり年間製造品出荷額等は、26億4,200万円となっています。

《工業（製造業）の推移》

	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	1事業所当たり 年間製造品出荷額等 (百万円)
平成23年(2011年)	38	3,427	186,299	4,903
平成24年(2012年)	40	3,489	243,827	6,096
平成25年(2013年)	38	3,479	225,159	5,925
平成26年(2014年)	38	3,426	247,898	6,524
平成27年(2015年)	38	3,129	285,036	7,501
平成28年(2016年)	35	3,219	269,476	7,699
平成29年(2017年)	33	3,282	304,718	9,234
平成30年(2018年)	33	3,223	291,929	8,846
令和元年(2019年)	33	3,199	117,044	3,547
令和2年(2020年)	32	3,015	94,756	2,961
令和3年(2021年)	35	3,013	97,117	2,774
令和4年(2022年)	36	3,070	95,144	2,642

資料:経済産業省「工業統計調査」再編加工、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工、経済構造実態調査

第3次産業は商業が中心で、令和3年(2021年)の経済センサスによると、商店数72店、従業員数539人、年間販売額140億8,400万円で、1商店当たり年間販売額は1億9,600万円となっています。商店街の形成はなく、郊外型ショッピングセンターの立地もないことから、町民の購買力は笠岡市、浅口市、倉敷市、福山市等の町外に流出しています。

《商業の推移》

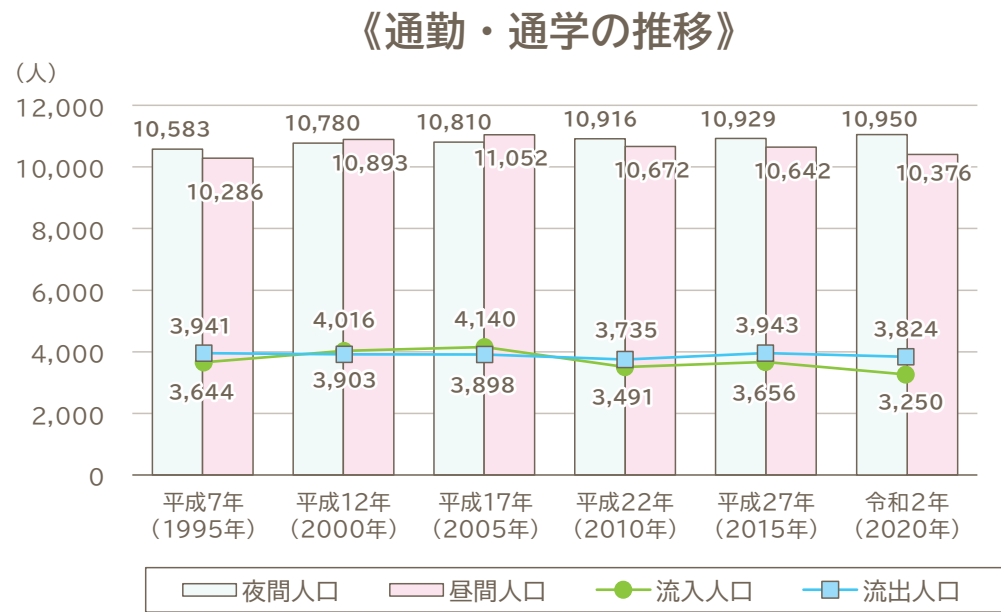
	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	1商店当たり 年間販売額 (百万円)
昭和63年(1988年)	146	713	12,370	85
平成9年(1997年)	131	673	15,592	119
平成11年(1999年)	122	661	13,520	111
平成14年(2002年)	114	619	11,915	105
平成16年(2004年)	115	666	12,852	112
平成19年(2007年)	103	585	12,194	118
平成24年(2012年)	93	619	10,797	116
平成26年(2014年)	71	524	12,216	172
平成28年(2016年)	71	541	13,484	190
令和3年(2021年)	72	539	14,084	196

資料:商業統計調査 平成24年(2012年)以降は経済センサス-活動調査

3 通勤・通学

令和2年(2020年)の夜間人口、昼間人口の推移をみると、夜間人口が昼間人口を上回っており、本町に居住して町外へ通勤・通学している人がやや多い状況がうかがえます。

通勤・通学の流入人口は3,250人、流出人口は3,824人で、通勤・通学による流出が多くなっています。主な流出先・流入元は、近隣の笠岡市、倉敷市、浅口市、福山市となっています。



《主な流出先別・流入元別通勤・通学者数の推移》

流出先	平成27年(2015年)			令和2年(2020年)		
	通勤(人)	通学(人)	総数(人)	通勤(人)	通学(人)	総数(人)
笠岡市	1,025	138	1,163	1,040	139	1,179
倉敷市	627	83	710	637	94	731
浅口市	600	58	658	582	63	645
福山市	576	20	596	525	23	548
岡山市	299	90	389	277	69	346

流入元	平成27年(2015年)			令和2年(2020年)		
	通勤(人)	通学(人)	総数(人)	通勤(人)	通学(人)	総数(人)
笠岡市	1,057	5	1,062	909	6	915
倉敷市	713	4	717	659	1	660
浅口市	1,034	5	1,039	949	2	951
福山市	364	15	379	297	8	305
岡山市	87	1	88	79	3	82

資料:国勢調査

4 道路・交通体系

主要な道路としては、東西交通軸として町の中央部を国道2号が走り、その渋滞を解消するための国道2号バイパスとして玉島・笠岡道路の工事が進められています。また、町の南北をつなぐ浜中バイパス開通により、県道園井里庄線が国道2号と接続したほか、JR山陽本線の北側を東西に併走する町道里見229号線があり、令和6年度(2024年度)には県道里庄地頭上線から東へ延伸する町道里見716号線が整備されました。

さらに、玉島・笠岡道路に設置される里庄インターチェンジ(仮称)から国道2号に接続するアクセス道路(県道六条院東里庄線)の工事が進められています。

鉄道については、町の中央部を東西にJR山陽本線が走り、JR里庄駅は町の玄関口となっています。また、寄島～里庄間の路線バスが運行されているほか、タクシー業者も町内で2社営業しており、公共交通の一翼を担っています。

5 土地利用

本町は、JR山陽本線の北側に虚空蔵山、南側に毛野無羅山があり、これら山地の間を東西に広がる平地には町の中心部が位置し、住宅地・工場・農地・ため池等が分布しています。

住居系土地利用は、役場周辺から西側一帯の新庄地区と東側一帯の里見地区の昔からの居住地、新庄グリーンcrest等の開発住宅地、南西端の浜中団地により形成され、町内全域で中小規模の住宅開発が進んでいます。

産業系土地利用は、国道2号等主要幹線沿道に工作機械、電子部品、食品、医薬品等を製造する優良企業やサービス業、飲食店等が立地しています。



JR里庄駅

第4節 前期基本計画の振り返り

1 里庄町のまちづくりへの背景

①里庄町が直面する人口減少

全国的な人口減少と同様に本町の人口も減少していくことが想定されます。特に若い世代が大学進学等で転出した後に本町に戻ってこない現状があり、働く場の創出や地方ならではの魅力を発信していくことが求められます。

また、少子高齢化の進行による自然減が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の令和2年（2020年）推計による本町の将来推計人口は、今後さらに減少し、令和22年（2040年）には9,802人と1万人を割り込むものと推計されています。

人口減少により、まち全体の活力が低下し、さらにまちの活力の低下が人口減少を加速させる悪循環に陥るおそれがあります。

②まちの魅力を高め永住の地として選ばれるまちへ

少子高齢化、人口減少という課題に対応し、人口を維持・確保していくためには、都市部近隣に位置しアクセスが容易なことからベッドタウンとしての機能が低いこと、また、企業の立地が多いこと等の魅力を活用しながら、子どもから高齢者まで誰もが安心して自分らしい暮らしを続けることができる定住条件を確保していくことが求められます。

そのため、今後も子どもの教育や保健福祉の増進、また、防災やバリアフリー対策による安全・安心な生活環境、社会インフラ整備による快適な環境の具現化に取り組むことが必要です。

③事業の選択と集中による新たなまちづくり

地方分権改革や地方創生等の制度や取組み等により、地方自治体は自らの責任と判断で魅力あるまちへの発展を目指すことが求められています。一方、少子高齢化、人口減少の進行に伴う税収の減少や社会保障費の増大等、今後、厳しい財政状況が予想されます。

限られた財源の中で費用対効果の高いまちづくりが実施できるよう、合理的な考え方に基づく明確な施策方針のもと、事業の選択と集中を行いながら持続可能な行財政運営を推進する必要があります。

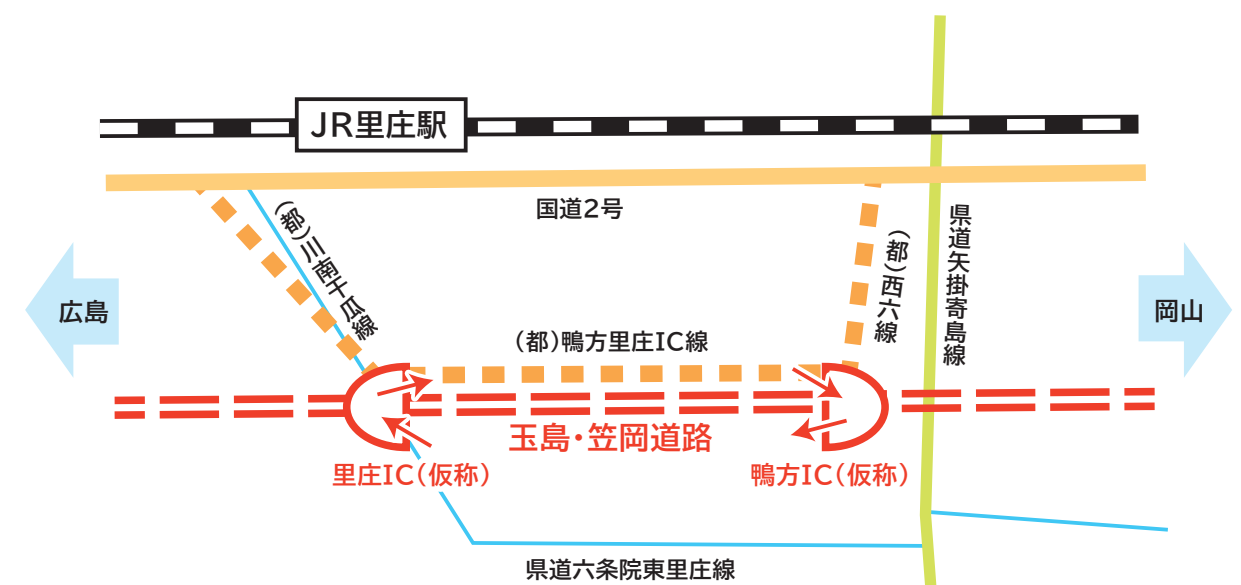
また、耐震基準を満たさない公共施設の整備等を進めるため、老朽化の進む福祉会館及び中央公民館の新設統合を具体化する等、後期基本計画期間中に準備を進める予定です。

④人との流れを意識した新たなまちの活力の創造

玉島・笠岡道路の第二期工事区間では、全線開通に向け工事が進められています。本町においても、里庄インターチェンジ(仮称)が開設されることから、交通の新たな拠点が町南部に集中することとなります。同時に設置予定の鴨方インターチェンジ(仮称)との連絡道路や、国道2号とのアクセス道路(県道六条院東里庄線)を中心に生み出される新たな人、ものの流れを生かし、まちの発展につなげていくことが期待されています。

交通面では、令和4年度(2022年度)に策定した「里庄町地域公共交通計画」を踏まえ、高齢者等の交通弱者が安心して生活できるよう、タクシーをはじめとする移動手段の確保や、バリアフリー化されていないJR里庄駅の利用環境の改善に取り組む必要があります。

《玉島・笠岡道路の里庄・鴨方インターチェンジ(仮称)のイメージ》



主な取り組み

- 里庄町社会福祉協議会、民生委員・児童委員*、各種ボランティア等と連携し、地域での相談支援体制を整備しています。
- 妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない支援として、各種健診や保健師による家庭訪問に取り組んでいます。また、出産子育て応援給付金や町独自の出産支援金の支給により経済的な負担の軽減を図るとともに、妊婦等包括相談支援事業・伴走型相談支援事業を実施しています。
- 子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、子どもの医療費について、岡山県の施策に独自に上乘せし、満18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまで無料化しています。
- 発達障がい児等への支援として、令和2年(2020年)4月に児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所である「発達支援センターさとしょう」が開設されました。また、令和5年(2023年)4月には里庄町社会福祉協議会により放課後等デイサービス事業所である「里庄町放課後等デイサービス事業所「ぽかぽか」」も開設されています。さらに、令和6年(2024年)8月には、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所である「里庄町社会福祉協議会障害福祉相談支援事業所「HAPPYクローバー」」が開設されており、子どもの特性やライフステージに応じた切れ目のない支援が行える体制が整備されています。
- 令和6年(2024年)4月に、里庄町子育て世代包括支援センターと里庄町子ども家庭総合支援拠点を統合した「里庄町こども家庭センター」を開設し、子育て世帯等への相談支援や児童虐待への対応を行っています。
- 保育士確保施策として、保育士就職支援事業補助金の交付、保育士の子ども優先入所、町内在住保育士の子どもにかかる保育料無料化、保育士養成課程のある大学への訪問による要請等に取り組んでいます。
- 令和6年度(2024年度)に、町民主体による認知症の人やその家族が集う場所として認知症カフェが開設されています。
- 令和2年度(2020年度)に笠岡市と合同で「笠岡市・里庄町自立支援協議会」を設置し、障がいのある人等への支援体制についての課題の共有や体制の整備について協議を行っています。また、障がいのある人等が日常生活等の困りごとや支援について相談できる「笠岡市・里庄町相談支援センター」も開設しています。
- 令和4年(2022年)3月に、判断力が十分でない認知症や障がいのある人の財産管理等を支援する成年後見制度*の利用促進に向けた中核機関として「笠岡市・里庄町成年後見センター」を設置し、成年後見制度等に関する相談に対応しています。
- 令和5年度(2023年度)に、フレイル予防*や健康づくりを推進するため、中央公民館、西公民館にラウンドフィットネス用の器具を、東公民館にいきいき体操で使用する設備を導入しています。

主な課題

- 地域共生社会*の実現に向けて、ボランティアや福祉サービスに関わる人材の不足や、地域リーダーの育成等が進んでいないことが課題となっています。潜在的な人材の掘り起こしや新たな人材の育成を進めることが求められています。
- 高齢人口の増加により、介護ニーズがさらに高まることが予想されることから、健康寿命の延伸に向けた介護予防の推進とともに、地域包括ケアシステム*の推進に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で暮らすための支援を充実させていく必要があります。
- 「里庄町男女共同参画*基本計画「きらり☆里庄ウィズプラン」」における基本目標の進捗状況では、町の審議会や委員会の女性委員の割合が、基本計画の目標値に達していない状況です。より多くの女性が活躍できるよう女性委員の割合を高めていく必要があります。
- 令和5年(2023年)12月から井笠圏域に出産を取り扱う医療機関がなくなっており、医療提供体制の充実や妊産婦の負担軽減に取り組む必要があります。加えて、少子化問題は深刻さを増しており、長期的な展望に立って、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが求められています。
- 特定健診受診率は、県内の他市町村と比較して高い状況にありますが、目標とする受診率に達していないため、今後も受診率をさらに伸ばしていく必要があります。
- 町民アンケートからは、医療体制の重要性が高くなっているほか、高齢者福祉施策、子育て支援施策に対する希望が高いことがうかがえます。満足度では、「どちらとも言えない」がいずれの項目でも半数前後となっていますが、医療体制や高齢者福祉施策、子育て支援施策に対する要望が多様化している中で、事業の選択をする必要があります。

(2) 希望を持ち、豊かな心を育むまち 【教育・文化・スポーツ】

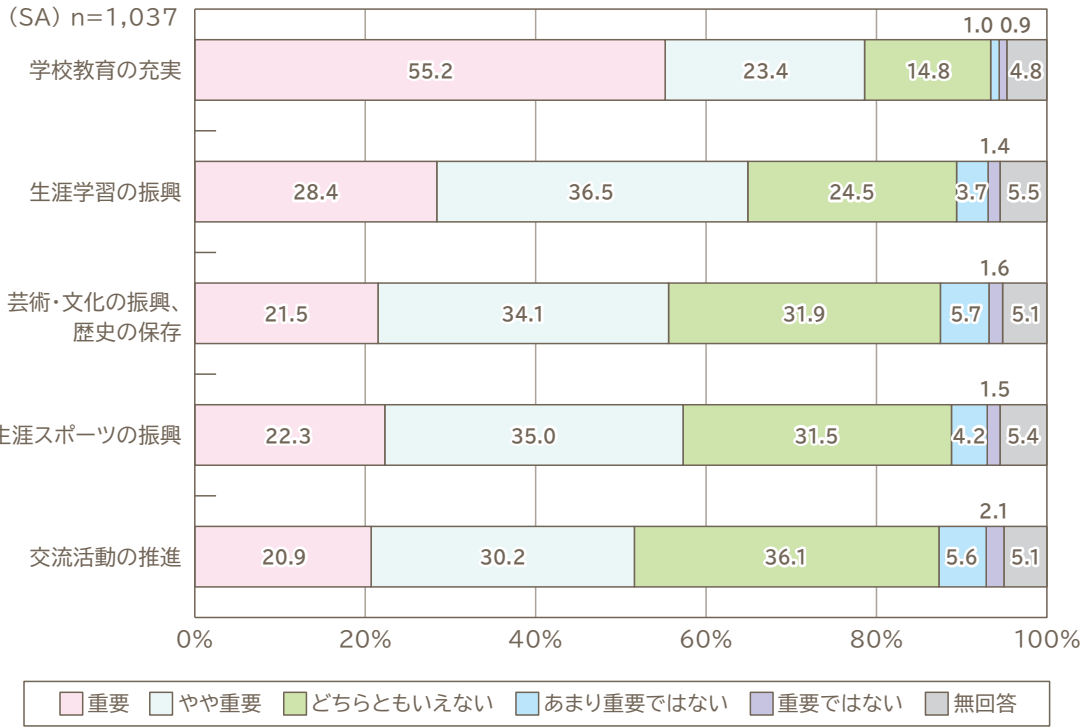
評価基準

◎:目標達成済
○:おおむね順調で目標達成見込み
△:あまり進んでおらず、取組み強化が必要
ー:現時点では実績値が把握できないもの

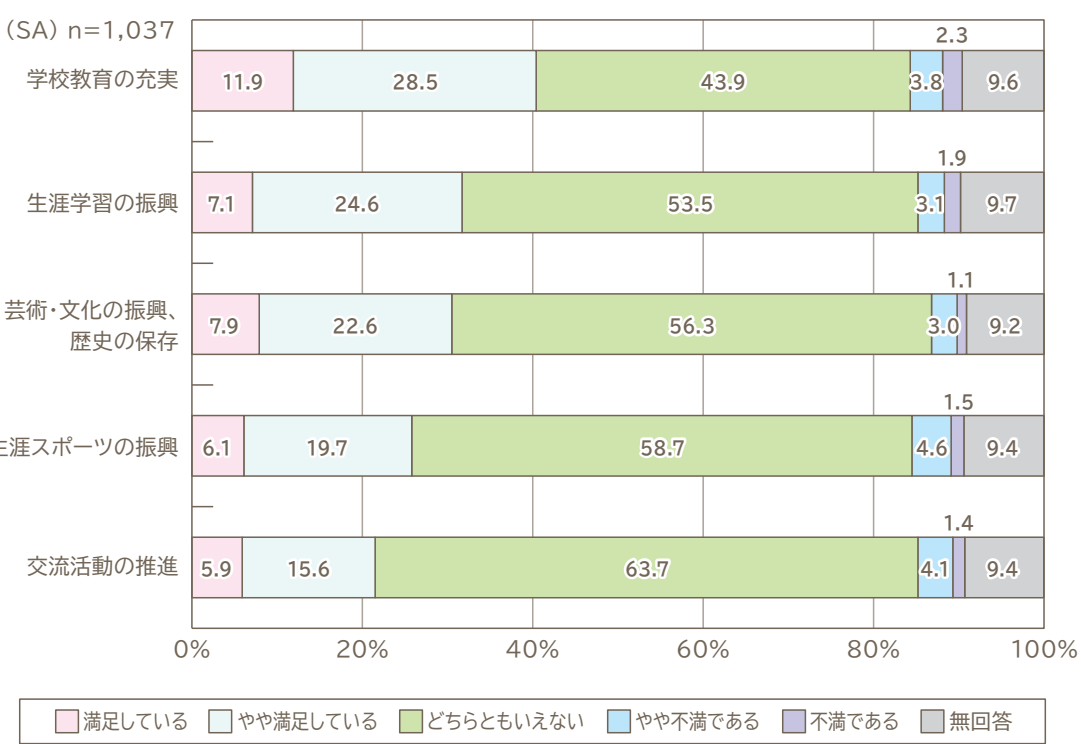
基本施策	指標	計画策定時 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和5年度)	評価
学校教育の 充実	毎日朝食を食べると回答した 子どもの割合	小6 83.3% 中3 83.7%	小6 90.0% 中3 90.0%	小6 89.8% 中3 74.4%	○
	将来の夢や目標を持っていると 回答した子どもの割合	小6 68.6% 中3 48.9%	小6 80.0% 中3 60.0%	小6 59.2% 中3 37.2%	△
	自分にはよいところがあると 回答した子どもの割合	小6 81.3% 中3 88.0%	小6 90.0% 中3 90.0%	小6 83.7% 中3 77.9%	○
生涯学習の 振興	図書館の貸出図書数	76,000冊 (平成30年度)	76,000冊	61,908冊	△
	東西公民館の講座数	2回	2回	1回	△
	青少年教育の講演会開催数	1回	2回	1回	△
	親育ち応援学習プログラム実施回数	5回	6回	3回	△
芸術・文化の 振興、歴史の 保存	文化ホール年間自主事業数	2件	2件	3件	◎
	文化ホール年間自主事業観客動員数	1,800人	1,800人	1,900人	◎
	文化ホール年間使用数(貸館)	20件	25件	49件	◎
生涯スポーツ※ の振興	スポーツ事業の参加者数	720人	5,000人	2,400人	△
	スポーツ施設利用者数	50,800人	51,000人	55,000人	◎
	学校体育施設夜間利用者数	7,700人	8,000人	6,770人	△
交流活動の 推進	外国語指導助手(ALT)※の配置	3人	3人	3人	◎
	国際交流協会会員数	31人	40人	26人	△

町民の評価

①重要度



②満足度



※第4次里庄町振興計画(後期基本計画・総合戦略)に関する町民意識調査

主な取組み

- 非認知能力^{*}を育成するため、町内のすべての幼稚園・小学校・中学校で「プレゼンテーション(自分を高める力)」、「ディスカッション(他者とつながる力)」、「リフレクション(自分と向き合う力)」の育成に取り組む「里庄3ションプログラム」を推進しています。
- 幼稚園・小学校・中学校に学校生活支援員を配置し、学習環境の充実を図っています。
- 令和6年度(2024年度)に小学校・中学校の教室に電子黒板を導入し、子どもたちのタブレット端末との連携により、より充実した授業ができるようにしています。
- 平成30年度(2018年度)には、小学校・中学校すべての教室に空調設備を導入しました。また、令和3年度(2021年度)には、小学校・中学校の体育館にも空調設備を導入し、教育環境の改善に努めています。
- 自学自習を基本とした「里ちゃん寺子屋」事業や、様々な体験活動を行う「里ちゃんチャレンジ・ワールド」事業を実施し、子どもたちの生きる力を育むとともに、地域の人や地元企業の協力を得ながらより成長できる教育環境づくりを進めています。
- 公民館や福社会館を活動拠点とした高齢者対象の虚空蔵大学や成人対象のカレッジクラブの開催、図書館講座の実施等、生涯学習を通して地域の教育力の向上と生きがいづくりに取り組んでいます。
- 里庄町出身の博物学者である佐藤清明氏の業績顕彰のため、平成29年(2017年)に佐藤清明資料保存会を発足し、年5回の講演会、年2回程度の会報発行等、清明氏の業績を紹介する活動を行っています。また、総数1万点に及ぶ清明氏が残した資料の保存とデータベース化を進めています。
- 健康の保持増進や町民同士の交流を図るため、スポーツ交流大会や健康まつり、ふれあいマラソン大会を開催しています。

主な課題

- 子どもの成長やつまずき、悩み等の理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえて、きめ細かく指導・支援することが求められています。また、子どもが自らの学習の状況を把握し、主体的に学習できるように促していくことも求められています。
- GIGAスクール構想^{*}を実現するため、教育の質の向上とともにICT^{*}の活用を進め、協働的な学びを実現していく必要があります。
- 町民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるように促していくことが重要です。公民館等の生涯学習施設において学び、その成果を地域で生かすことができる環境を整えることで、生涯学習によるまちづくりを目指す必要があります。
- 令和8年(2026年)4月に、3市2町で構成する岡山県西部衛生施設組合により、広域連携拠点施設(熱利用施設)として屋内型温水プールが整備される予定です。これによりあらゆる年齢の人が身近なところでスポーツに親しむことができるようになります。また、この施設を小学校・中学校のプールの授業で利用することにより、老朽化した施設の改修にかかる経費削減を図ることができ、さらに、天候等により授業実施が左右されない等の課題解決につながる利点があることから、今後、活用方法を検討していく必要があります。

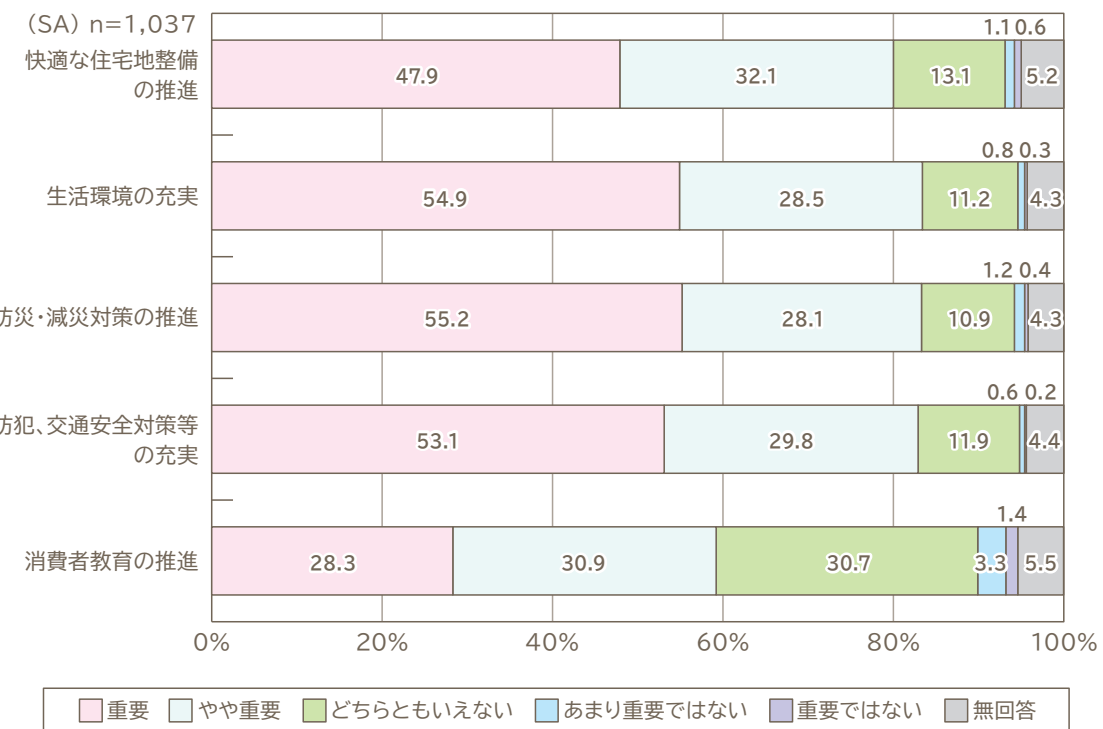
評估基準

○:おおむね順調で目標達成見込み

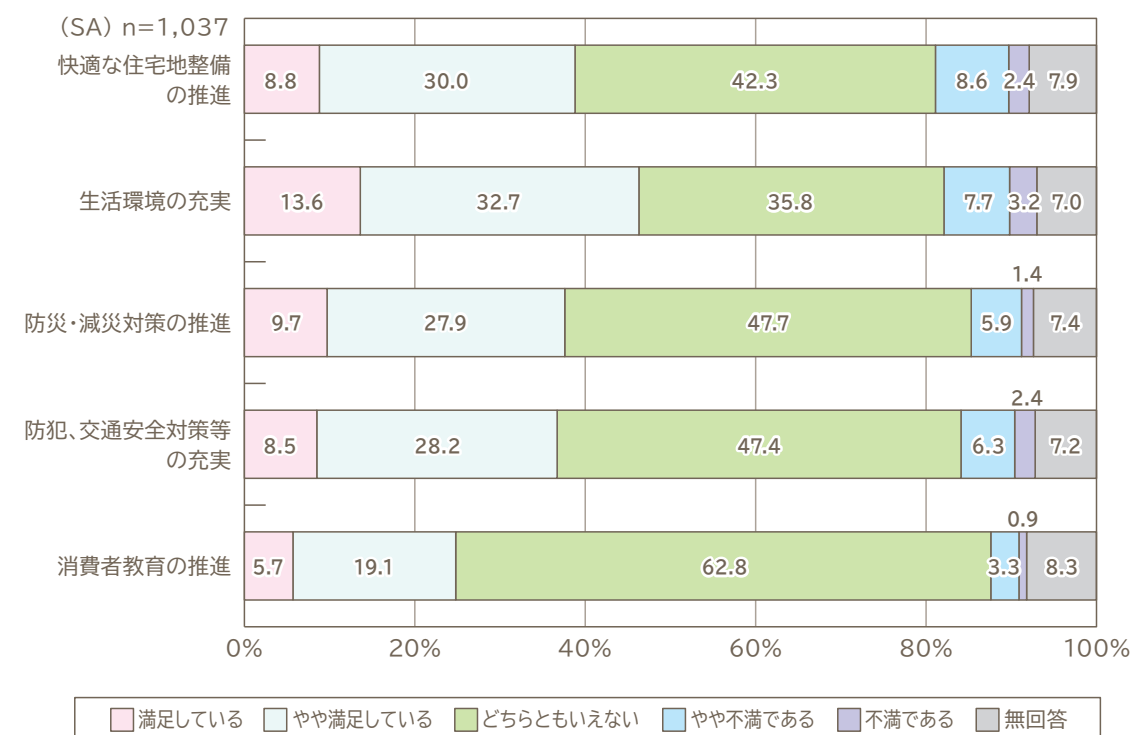
ー:現時点では実績値が把握できないもの

基本施策	指標	計画策定時 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和5年度)	評価
生活環境の 充実	上水道の有収率	99.9% (平成30年度)	98.0%	98.2%	◎
	上水道の耐震適合率 (レベル2地震動対応)	20.9% (平成30年度)	25.0%	28.9%	◎
	上水道普及率	93.9% (平成30年度)	95.0%	97.3%	◎
	下水道普及率	61.4% (平成30年度)	70.0%	69.0%	○
	下水道水洗化率	73.2% (平成30年度)	74.0%	77.8%	◎
防災・減災 対策の推進	自主防災組織率	56.75%	80.0%	69.0%	○
	災害時応援協定締結数	24件	27件	37件	◎
	消防団員数	264人 (平成30年度)	268人	244人	○
	ため池全81箇所のうち、防災重点ため池 (45箇所)のハザードマップ※の作成	3箇所 (平成30年度)	38箇所	29箇所	○
防犯、交通 安全対策等 の充実	犯罪や交通事故が少なく安全で あると思う人の割合	65.5%	75.0%	－	－
	町の交通安全教室参加者数	120人	170人	38人	△
消費者教育 の推進	消費生活講座受講者数	330人 (平成30年度)	350人	171人	△

①重要度



②満足度



※第4次里庄町振興計画(後期基本計画・総合戦略)に関する町民意識調査

主な取組み

- 開発事業者により令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）において、10箇所（72区画）の住宅地開発が行われています。
- 令和3年度（2021年度）に「里庄町空家等対策計画」を策定しています。この計画に基づき、令和4年度（2022年度）には空家等除却支援事業補助制度の創設、令和5年度（2023年度）には空き家情報バンク制度の創設、令和6年度（2024年度）には空き家リフォーム支援事業補助制度の創設を行っています。
- 令和5年度（2023年度）末の上水道の普及率は97.3%、下水道の普及率は69.0%と計画通りに進んでいます。
- 災害時の情報伝達手段を確保するための「災害情報伝達手段整備事業」については、戸別受信機、スマホアプリ及び分館放送等による情報伝達手段を確立しています。
- 地域の防犯対策、交通安全対策については、地域ぐるみで取り組む姿勢が大切であるとの観点から、子ども安全パトロール、防犯パトロールといった町民ボランティアによる見守り活動を行っています。

主な課題

- 町営住宅については、老朽化が進んでいるため、民営借家等のストックを確保する等の対策が必要です。
- 上下水道等の生活インフラについては、施設の老朽化が課題となっています。今後も事業を持続できるよう、インフラの収支状況の改善、計画的な整備・改修等、経営改善の取組みを行っていく必要があります。
- 防災については、災害時要配慮者※への対策として、「個別避難計画」の作成が進みつつあります。特に、危険エリアに住んでいる災害時要配慮者を優先的に把握し、「個別避難計画」を作成することが求められています。しかし、自主防災組織の設置が難しい分館もあり、組織設置に向けた課題の把握と具体的な支援を検討していく必要があります。さらに、防災体制の整備に向けて、「里庄町地域防災計画」、「里庄町避難判断伝達マニュアル」、「里庄町職員初動マニュアル」についても国や岡山県の基準に適合させる等の改訂が必要です。
- 災害時の情報伝達手段である戸別受信機の設置台数は2,264台（令和6年（2024年）4月1日時点）、スマホアプリの登録者数は2,102人（令和6年（2024年）4月1日時点）であり、利用者数の増加を目指し、さらなる普及に向けた取組みが必要です。
- 子ども安全パトロール、防犯パトロールといった町民ボランティアの高齢化が進み、地域の見守りを担う新たな人材確保が早急に求められます。併せて、危険箇所の点検や、防犯の抑止力として重要な役割を果たす防犯カメラの増設等を行い、不審者等が行動しにくい環境をつくり、町民の安全・安心を確保することが必要です。

（4）自然と共生する美しいまち 【環境保全】

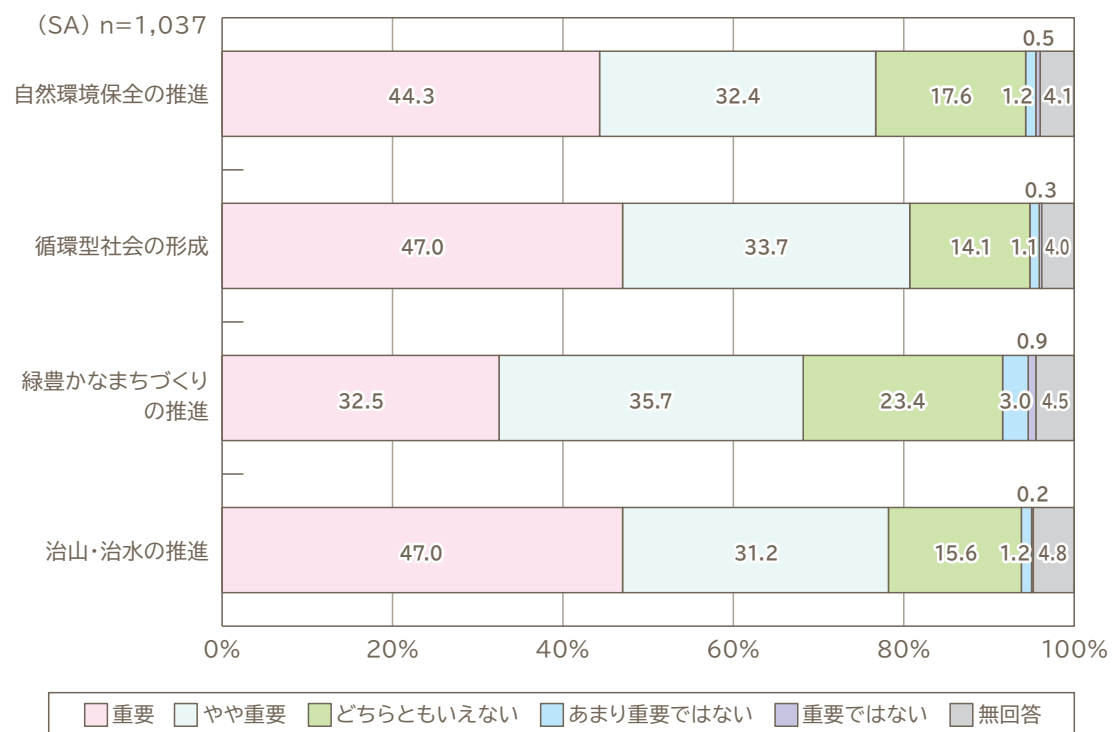
評価基準

◎：目標達成済	△：あまり進んでおらず、取組み強化が必要
○：おおむね順調で目標達成見込み	－：現時点では実績値が把握できないもの

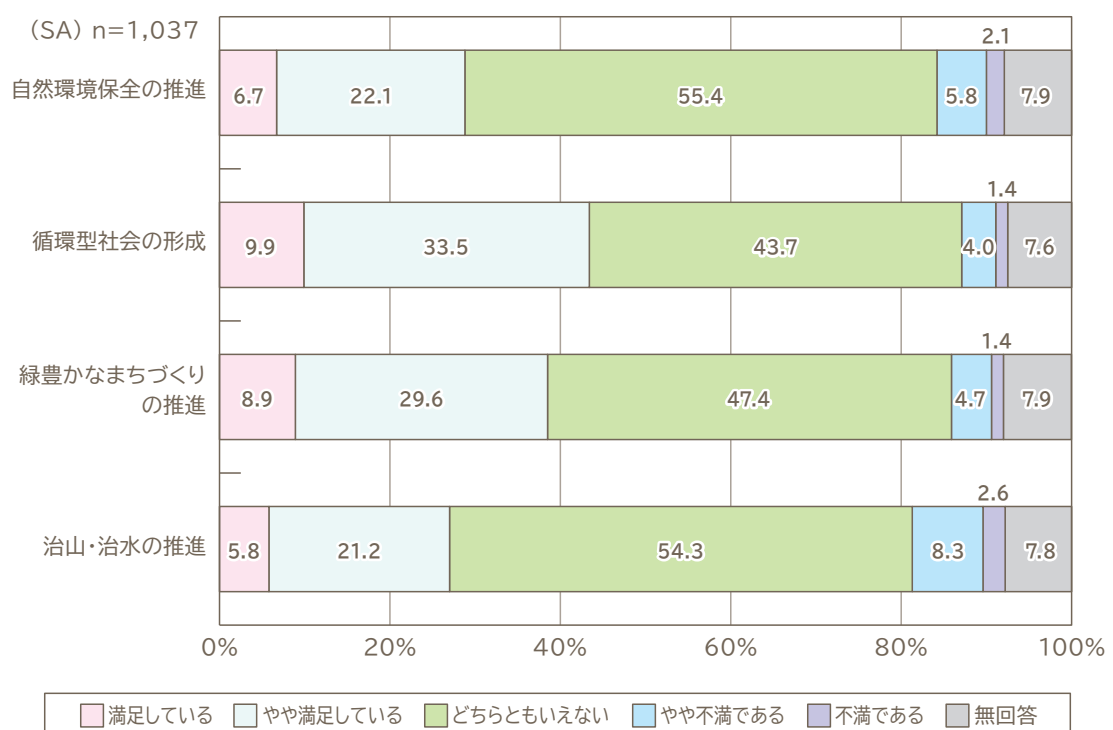
基本施策	指標	計画策定時 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和5年度)	評価
自然環境保全の推進	温室効果ガス※排出量	1,351 t-CO2 (平成29年度)	1,111 t-CO2 (令和5年度)	986 t-CO2	◎
循環型社会の形成	家庭系ごみ一人一日平均排出量 (集団資源回収除く)	628.2 g/人・日 (平成30年度)	594.4 g/人・日	606.3 g/人・日	△
	事業系ごみ一日平均排出量	1.73 t/日 (平成30年度)	1.64 t/日	1.62 t/日	◎
	ごみ総排出量一人一日平均排出量 (集団資源回収含む)	830.0 g/人・日 (平成30年度)	799.8 g/人・日	761.8 g/人・日	◎
	リサイクル率	15.8% (平成30年度)	22.3%	13.5%	△
	最終処分量	326 t/年 (平成30年度)	294 t/年	283 t/年	◎
	生活排水処理率	64.9% (平成30年度)	72.9%	72.4%	○
緑豊かなまちづくりの推進	花いっぱい運動参加分館数 (参加割合)	79.0%	80.0%	78.4%	○
治山・治水の推進	ため池全81箇所のうち、防災重点ため池 (45箇所)のハザードマップの作成	3箇所 (平成30年度)	38箇所	29箇所	○

町民の評価

①重要度



②満足度



※第4次里庄町振興計画(後期基本計画・総合戦略)に関する町民意識調査

主な取組み

- 本町の地球温暖化対策として、令和6年度(2024年度)に「里庄町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、また、同計画(事務事業編)を改訂しました。
- ごみの減量と再資源化については、資源ごみの分別収集に加えて、町内3箇所にある資源物のストックヤードの設置により、リサイクルが進んでいます。また、使用済小型家電の回収についても制度が広く周知され、多くの小型家電のリサイクルが進んでいます。
- プラスチック資源循環を一層推進する重要性が高まっていることから、令和7年(2025年)12月から、現在分別収集しているプラスチック製容器包装に加えて、プラスチック製品全般の分別収集と再商品化に取り組むよう準備を進めています。
- 3市2町で構成する岡山県西部衛生施設組合により、井原市に建設された井笠広域一般廃棄物埋立処分場が令和4年(2022年)3月に供用開始され、また、令和8年(2026年)4月からは、町内に建設中の井笠広域里庄清掃工場が供用開始する予定です。また、町内にゴミ焼却で発生する熱を利用した屋内型温水プール等を兼ね備えた広域連携拠点施設(熱利用施設)を令和8年(2026年)4月からの本格稼働を目指して建設中です。
- 町内一斉クリーン作戦を毎年11月の第4週の日曜日に実施し、町内の環境美化と意識啓発に努めています。
- つばきの丘運動公園ではアダプト*推進事業等により、町民と協働で施設の維持管理を行っています。
- 防災重点ため池ハザードマップの作成は、令和7年度(2025年度)に完了する予定です。
- 緊急自然災害防止対策事業として、令和2年度(2020年度)から池田用水路の改修を行い、令和6年度(2024年度)には、JR山陽本線沿いの手ノ際地区から浅口市境までの区間の改修が完了しています。

主な課題

- 地球温暖化対策のためのグリーンTRANSフォーメーション(GX)*の取組みが世界中で進められており、本町でも対策が必要となっています。町としての温暖化に対する取組みを定めており、今後は計画に基づき、温暖化対策の必要性を町民に周知していく必要があります。
- 自然環境の保全については、農地保有者及び生産者の高齢化が進み、農地の保全管理が難しくなっています。そのため、荒廃農地等が増加しており、農地の集積・集約化が求められています。また、草刈り等を請け負う里庄町シルバー人材センターの会員の高齢化が進み、会員数が減少傾向にあるため、対応策を検討する必要があります。
- ごみの問題については、家庭からの排出量が目標に達していないことから、削減可能な生ごみ(食品ロス)や、資源化可能なごみの削減及び分別の徹底を呼びかける必要があります。
- 資源物のストックヤードの設置により、リサイクルの意識が醸成され、資源ごみの排出量が増加しています。将来的に一時保管場所の容量不足が懸念されることから、新たな一時保管場所の確保を検討する必要があります。

(5) 人が集い交流するまち 【都市基盤】

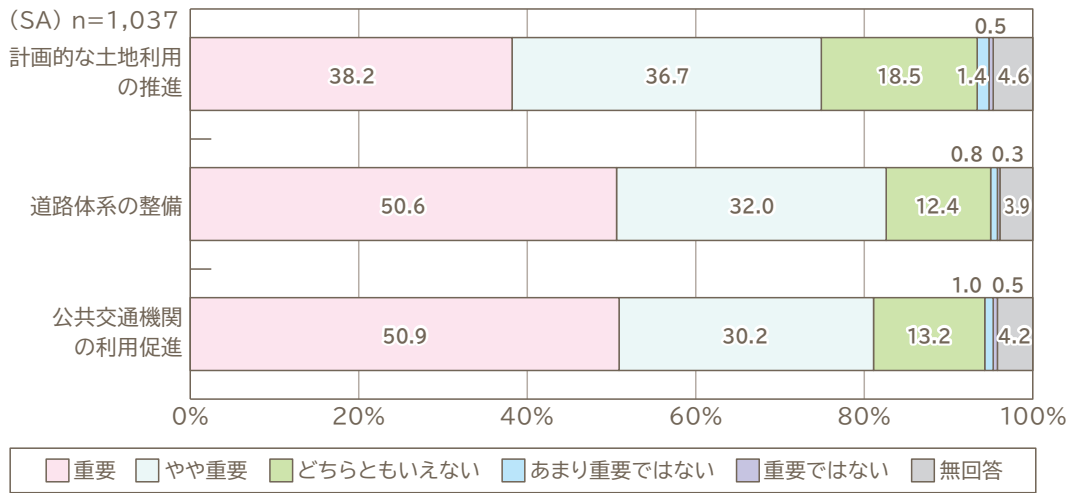
評価基準

◎：目標達成済	△：あまり進んでおらず、取組み強化が必要
○：おおむね順調で目標達成見込み	－：現時点では実績値が把握できないもの

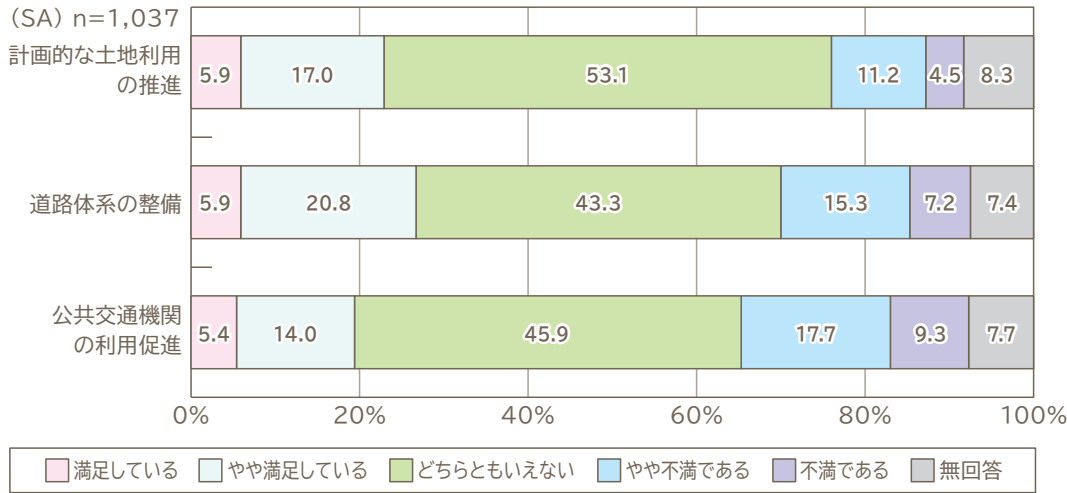
基本施策	指標	計画策定時 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和5年度)	評価
計画的な土地利用の推進	地籍調査事業進捗率	78.25%	100% (令和5年度)	100%	◎
道路体系の整備	橋梁等の点検実施率(累計) (5か年計画)	24.0%	24.0% (2巡目終了により 令和6年度より3巡目)	100%	◎
公共交通機関の利用促進	寄島～里庄線 路線バスの 一日当たりの乗車人数	40.9人 (平成30年度)	50人	22.1人	△

町民の評価

①重要度



②満足度



※第4次里庄町振興計画(後期基本計画・総合戦略)に関する町民意識調査

主な取組み

- 計画的な土地利用を進めるため、令和3年度(2021年度)に平成18年(2006年)に策定した「里庄町都市計画マスタープラン※」の見直しを行いました。
- 土地の地籍を明確にする地籍調査事業については、令和5年度(2023年度)に完了しました。
- 玉島・笠岡道路のアクセス道路(県道六条院東里庄線)については、道路用地の買収を完了させ、工事が進められています。
- 令和5年(2023年)3月に浜中バイパス(県道園井里庄線)が開通し、南北への交通利便性が飛躍的に向上しました。
- 町内東西の連携軸を強化する町道里見716号線を整備し、令和7年(2025年)3月に供用開始しました。
- JR里庄駅周辺の利便性の向上を図るため、令和6年度(2024年度)に「里庄駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しました。JR里庄駅の関連施設の整備についても整備案の検討を進めています。
- 令和4年度(2022年度)に「里庄町地域公共交通計画」を策定し、タクシーも公共交通を支える手段の一つとして位置づけ、令和5年度(2023年度)には、移動に不便を感じている人に対する支援制度として、高齢者タクシー料金助成事業の拡充や、新たに子育て世帯応援タクシー料金助成事業を開始しました。高齢者タクシー料金助成事業は、利用者数・利用率ともに増加傾向となっています。

主な課題

- 玉島・笠岡道路や県道六条院東里庄線の整備等が進む中、その経済波及効果を本町にもたらしするための取組みが重要となっています。一方で、現在の国道2号の交通量が変化することから、町中心部の車や人の流れの変化が懸念されており、にぎわいづくりや魅力あるまちづくり等の取組みを官民協働で進めていくことが求められます。また、狭あい道路や通学路については、道路の拡幅や交通安全施設の整備が求められています。
- JR里庄駅は、交通結節点として複数の交通手段をつなぐ施設であり、今後は快適性と利便性の向上が求められます。路線バスについては、乗車人数は減少傾向ですが、一方で車両の老朽化・物価高騰による経費の増加等多くの課題があります。そのため、運行事業者に対する町補助金額は増加傾向となっており、対策を検討する必要があります。
- 町民アンケートでは、公共交通機関の利用促進については重要度が高い反面、満足度が低くなっていることから、改善に取り組む必要があります。

(6) 活力と魅力あふれる元気なまち 【産業】

評估基準

◎:目標達成済

○:おおむね順調で目標達成見込み

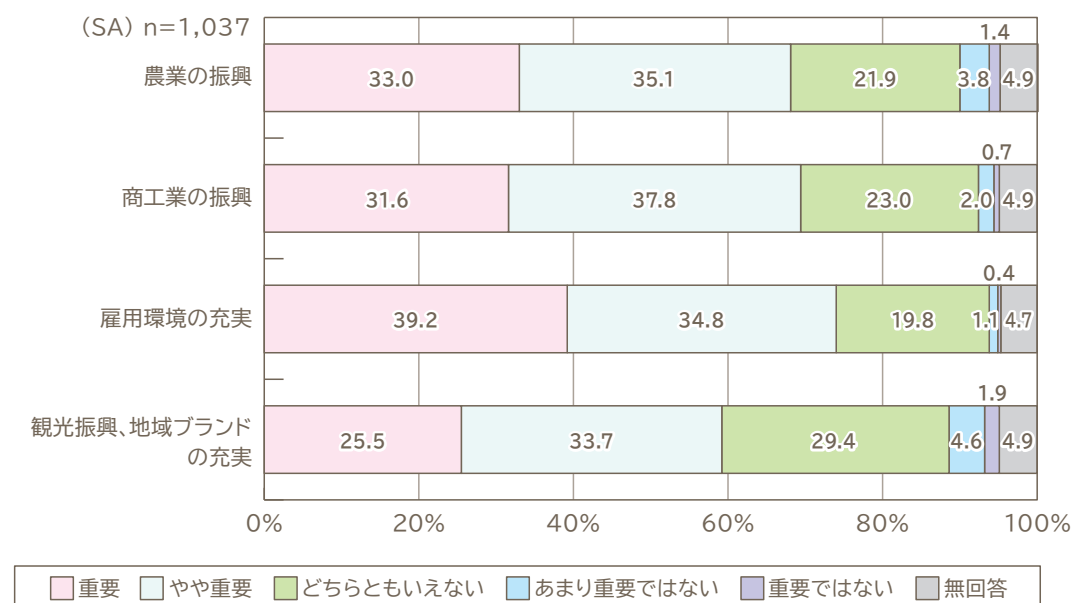
△:あまり進んでおらず、取組み強化が必要

ー:現時点では実績値が把握できないもの

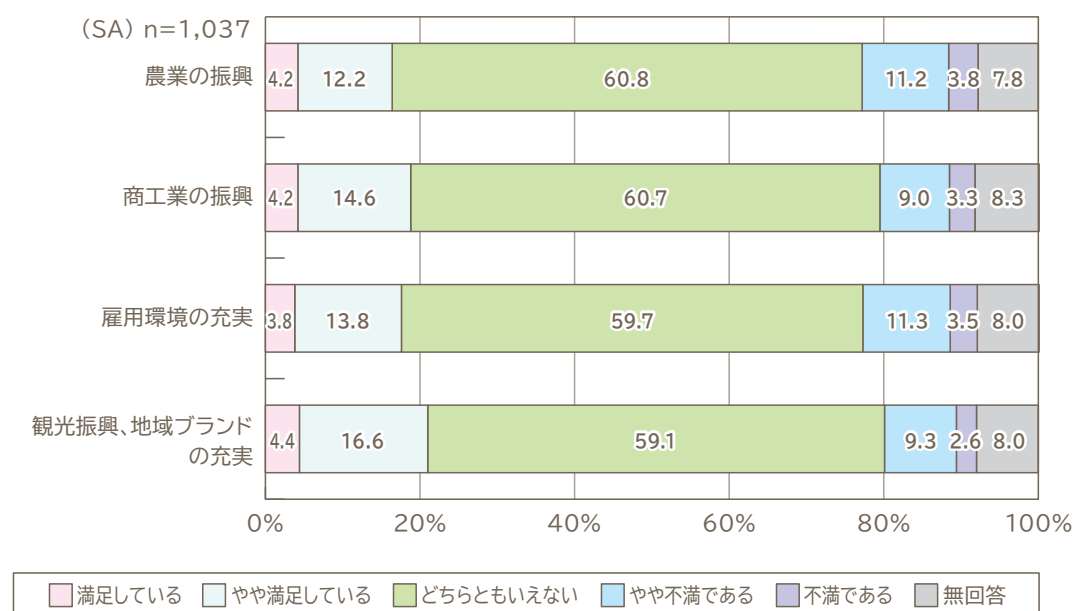
基本施策	指標	計画策定時 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和5年度)	評価
農業の振興	認定農業者数(累計)	12人	15人	11人	△
	まこもたけ作付面積	2.45ha	2.6ha	2.0ha	△
商工業の振興	製造業事業所数	33事業所 (平成30年度)	38事業所	35事業所	△
	年間製造品出荷額等	30,471,790万円 (平成29年)	31,000,000万円 (令和5年)	9,711,740万円	△
雇用環境の 充実	高校生就職ガイダンス・いかさへの 町内の参加事業所数	2事業所	6事業所	4事業所	○
観光振興、地域 ブランドの充実	観光入込客数	5,923人 (平成30年末)	10,000人	6,650人	△
	まこもたけ年間出荷額	735万円 (平成30年度)	780万	497万円	△

町民の評価

①重要度



②満足度



※第4次里庄町振興計画(後期基本計画・総合戦略)に関する町民意識調査

主な取組み

- 「里庄まこもたけ」のブランド化が、年々進み、顧客が定着していることから、販路等も拡大しています。
- 企業支援として、浅口商工会等と連携し、イベントやプロモーションの実施、町内企業への経営支援、販路拡大支援、金融支援等に取り組んでいます。
- 観光誘客の取組みとして、産業文化祭やスタンプラリーの開催、東京にある岡山県アンテナショッ
プ※「とっとり・おかやま新橋館」でのフェア、その他イベントへのブース出店等を実施しています。
さらに、広域の強み・魅力を生かした事業として、井笠広域観光協会の3市2町が連携し、グルメ
サイトの開設や周遊を促すイベント等を実施しています。
- ふるさと納税※は、前期基本計画初年度の令和2年度（2020年度）には約7,300万円でしたが、
返礼品の充実等により令和5年度（2023年度）には5億円を超え、町内企業の商品等の魅力発
信につながっています。

主な課題

- 本町の農業は、生産者の高齢化や担い手不足が顕著であり、収益性の高い作物の作付を促し、所
得を向上させることにより、生産者を確保していく必要があります。
- 「里庄まこもたけ」のブランド化は、町内事業者を中心に加工、流通の仕組みが構築されてい
る一方で、町全体での生産量はマーケットのニーズに対応しきれていない状況です。生産量の拡大が
課題であり、今後の方向性の検討が必要です。
- 製造業については、新たに立地する工場の事業用地が不足しており、積極的な新規立地は望めな
い状況にあります。既存工場の設備投資や人材確保等に対し、効果的な支援を行っていく必要が
あります。
- 生産年齢人口の減少等により、全般的に人材の確保が難しく、広域で連携した就職説明会等の開
催を強化することが必要です。
- 各方面で活動している里庄町出身のアーティストたちの活躍により、里庄町の知名度は全国的
にあがっています。今後もさらなる飛躍を期待するとともに、この機会にもっと多くの人に里庄町
の魅力を感じてもらうために、イメージキャラクターの紹介や商品等の販売を含めてPRに力を入
れていく必要があります。

（7）町民とともに創る持続可能なまち 【町民参加・行財政】

評価基準

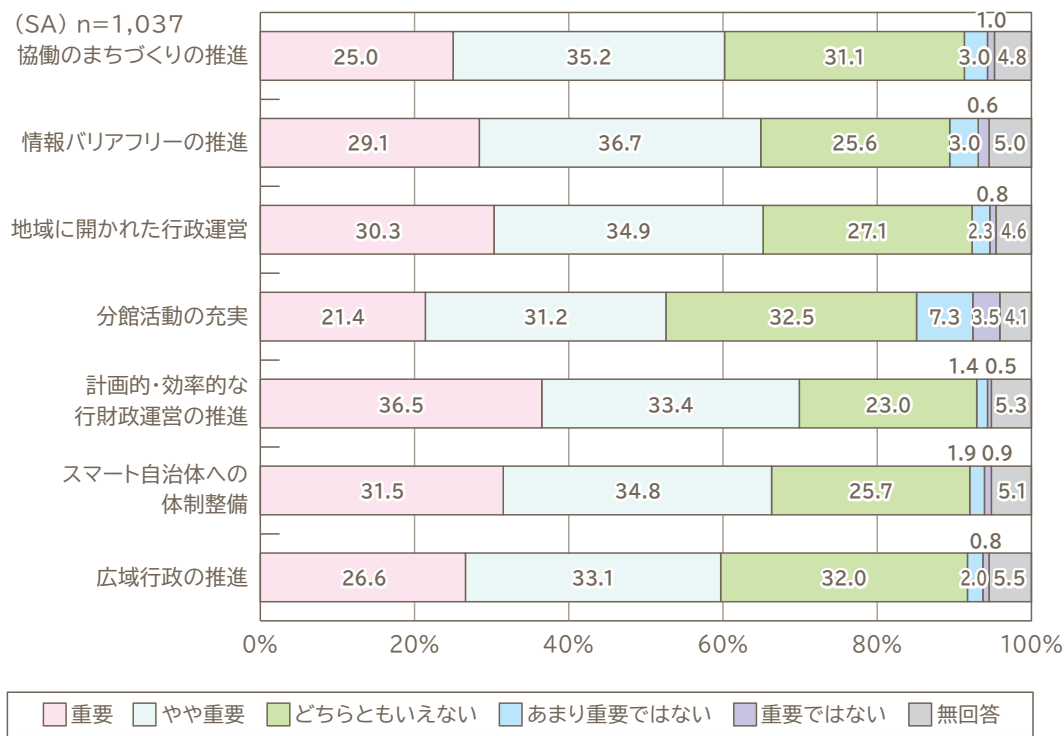
◎：目標達成済	△：あまり進んでおらず、取組み強化が必要
○：おおむね順調で目標達成見込み	－：現時点では実績値が把握できないもの

基本施策	指標	計画策定時 （令和元年度）	目標値 （令和6年度）	現状値 （令和5年度）	評価
協働のまちづくり の推進	地域づくりのリーダー養成講座等 参加者数	20人 （平成30年度）	30人	119人	◎
情報バリアフリー の推進	ホームページ年間アクセス数	140,000件 （平成30年度）	168,000件	257,000件	◎
地域に開かれた 行政運営	パブリックコメント※の導入率	100% （平成30年度）	100%	100%	◎
分館活動の 充実	地域づくりのリーダー養成講座等 参加者数	20人 （平成30年度）	30人	119人	◎
計画的・効率的 な行財政運営 の推進	将来負担比率	将来負担ゼロ （平成30年度）	将来負担ゼロ	将来負担ゼロ	◎
	経常収支比率	86.5% （平成30年度）	90.0%未満	88.3%	◎
	実質公債費比率	7.6% （平成30年度）	9.0%	7.6%	◎
スマート自治体※ への体制整備	行政手続を電子化した事業数	8事業	18事業	27事業	◎
広域行政の 推進	2圏域（高梁川流域圏、井笠圏域） での連携事業数	53事業 （平成30年度）	58事業	64事業	◎

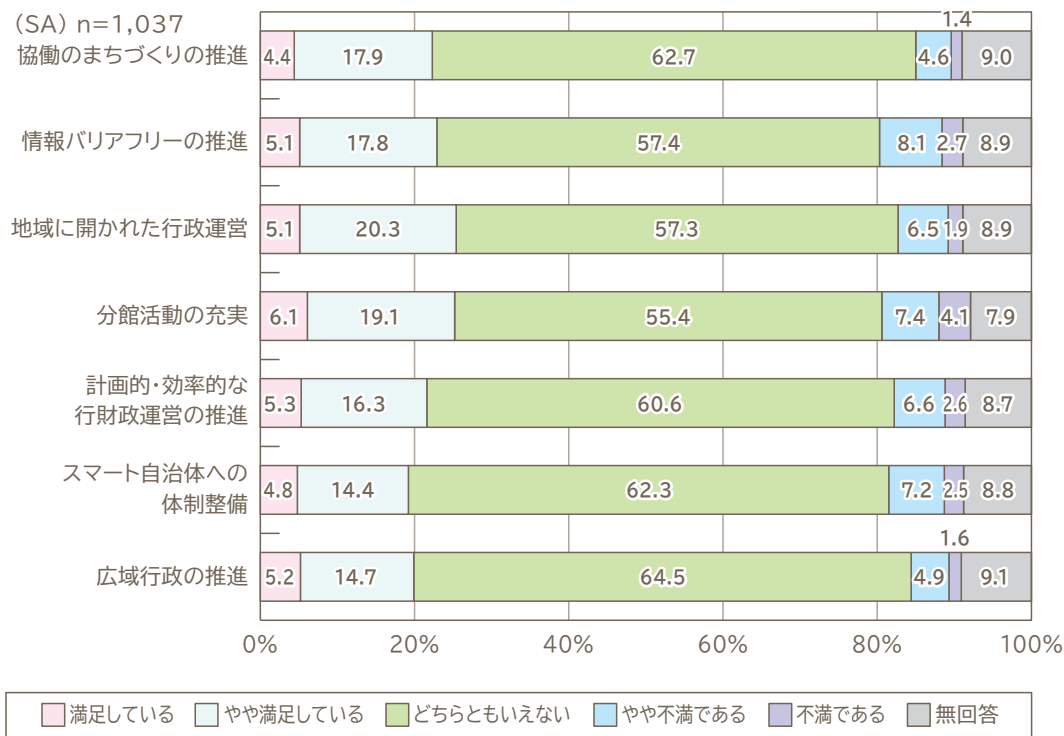


町民の評価

①重要度



②満足度



※第4次里庄町振興計画(後期基本計画・総合戦略)に関する町民意識調査

主な取組み

- 協働のまちづくりの一環として、地区懇談会等を開催し、まちづくりに向けた意見交換の機会を設けています。
- まちづくり補助金の活用により、地域の特色を生かしたコミュニティ活動を推進しています。また、分館長会議において、分館長同士の交流の場を設けることで、地域での共通課題や活動について、情報交換を行う環境を整えています。
- 公正で開かれた町政運営のため、情報公開条例に基づき、情報公開請求件数等をホームページで公開しています。また、一部の審議会等では議事録の公開も行っています。
- 行政情報については、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、ラジオ、戸別受信機、スマホアプリ等によって、町民等へ多面的に提供し、地区懇談会において意見聴取や意見交換を行っています。
- 人材の育成にあたっては、これまでの人材育成基本方針に人材確保を加え、「里庄町人材育成・確保基本方針」として令和6年度(2024年度)に改訂しました。
- 住民サービスの向上を図るため、マイナンバーを利用した行政手のオンライン化として、ぴったりサービス(子育て、介護、被災者支援)の整備や図書館の本の貸し出しを行っています。また、庁内業務の効率化を図るためにAIを活用した議事録作成支援システムを導入しています。

主な課題

- 地域コミュニティの高齢化や担い手不足等の課題に対応するため、分館長等の地域のリーダーとなる担い手づくりを推進し、分館や地域コミュニティを活性化していく必要があります。
- 広報紙等の各戸配布や回覧文書については、現在の配布方法が地域の負担になっていることや配送経費が増加していることから、今後は、デジタル技術の活用により、すべての世帯に確実に情報を届けられる新たな仕組みを研究する必要があります。
- 財政状況はここ数年健全な状況が続いていますが、今後は、人件費や扶助費、公債費等の経常的経費や、施設の老朽化に伴う普通建設事業費の増加が見込まれます。今後も持続可能な行財政運営を行っていくためには、引き続き限られた財源の中で事業の優先度を精査しながら、歳入の確保にも努める必要があります。
- 「里庄町公共施設等総合管理計画」に基づき、「個別施設計画」を策定し、施設やインフラに係る負担を平準化するとともに、財政状況を考慮しつつ施設の長寿命化を図る必要があります。
- デジタル化の取組みが少し遅れていますが、今後はデジタル技術を活用した業務の効率化を図り、地域課題の解決や新たな価値の創出に取り組む必要があります。

第5節 社会の動向

1 少子高齢化・人口減少社会の進行

わが国の総人口は平成20年(2008年)をピークに減少に転じ、令和2年(2020年)の国勢調査では約1億2,614万人、高齢化率は28.6%と約3人に1人が高齢者となっています。また、人口減少の大きな要因として出生数の減少があり、令和5年(2023年)の合計特殊出生率*は1.20と最低値を記録し、人口を維持するために必要とされる2.07を大きく下回っている状況です。

少子高齢化・人口減少社会の進行は、税収の減少、医療・介護・年金等に必要な社会保障費の増大、生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小、空き家の増加、地域公共交通の縮小、地域コミュニティの衰退、伝統文化・技術の継承の問題等、社会生活に様々な悪影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした状況に対し、子どもに関する施策を総合的に企画立案し、政府全体の少子化施策を推し進めるため、政府は「こども家庭庁」を新たに創設し、従来の縦割り行政では対応が難しい施策に迅速に取り組む体制を整えました。

また、少子高齢化に伴う人材不足の解消や、ICTによる経済振興を推し進めるため、「デジタル庁」が創設されており、行政のデジタル施策を後押しすることで、将来の行政の取組みを維持するための試行錯誤が行われています。

こうした課題を受け、「まち・ひと・しごと創生法」が改正され、令和5年度(2023年度)を初年度とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定され、デジタルの力を活用して地域の課題を解決するための地方の取組みが進められています。

2 地方創生と持続可能な社会の確立

世界の動向をみると、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、令和12年(2030年)を目標とする「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されており、わが国でも平成28年(2016年)5月に、政府は持続可能な開発目標(SDGs)推進本部を立ち上げ、「あらゆる人々の活躍の推進」や「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション*」等の優先課題を設定し、取組みが進められています。

国や地方自治体では、地方分権改革や地方創生の取組みが推進されており、地方自治体自らの責任と判断により創意工夫をする中で個性豊かな魅力あるまちの発展を目指すことが求められています。

令和6年12月に国において決定された「「地方創生2.0」の「基本的な考え方」」において、①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散、③付加価値創出型の新しい地方経済の創生、④デジタル・新技術の徹底活用、⑤「産官学金労言」の連携等、国民的な機運の向上の5本柱に沿った政策を推進する方針が示されています。

一方、少子高齢化、人口減少の進行に伴い、税収の減少や社会保障費の増大、インフラ・公共施設等の老朽化や維持管理費の増加等、今後の財政状況はますます不確実性が増していくものと予測されます。

3 経済環境の変化

わが国の産業動向はゆるやかな回復基調がみられますが、物価高による個人消費の低迷等、景気回復を実感するまでには至っていない現状がみられます。

また、グローバル化による生産拠点の海外への移転や東京への一極集中により、地域経済の空洞化や縮小が課題となっています。

中小企業・小規模事業者においては人手不足や後継者の確保が課題となっており、こうした課題に向けて「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」として、国民の所得向上やデジタル技術による産業改革、新たな地域生活や働き方のモデル創出等、持続可能な経済社会に向けた取組みが進められています。

国では、幅広い産業・地域を活性化させる観光の振興に力を入れており、観光立国の実現に向け、大都市だけでなく地方への旅行に対応したインバウンド*の取組みが実施された結果、訪日外国人観光客は増加し、令和元年(2019年)には3,188万人となりました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響で訪日外国人観光客は激減しましたが、令和5年(2023年)にはコロナ禍以前の水準まで回復しています。

4 誰もが活躍できる社会への対応

社会の成熟化に伴って、働き方や生き方における価値観が多様化し、ワーク・ライフ・バランス*の実現等、個人が自分の希望を実現できる社会環境づくりが求められています。

こうした中、成長と分配の好循環、賃金と物価の好循環を実現することを目指し、「新しい資本主義」の実現が政府において掲げられており、これに伴い、地方創生や生涯活躍、子ども子育て支援や女性活躍の推進、働き方改革、環境対策、デジタル化等の取組みを進めています。

また、地域においてすべての住民が助け合いながら活躍する場をもち、地域の自助・互助により持続可能な地域づくりを進める、「地域共生社会」の構築が推進されています。

5 安全・安心が重視される時代

令和6年(2024年)1月に発生した能登半島地震をはじめ、近年、全国各地で地震や台風・豪雨による大規模な自然災害が多発しています。また、今後発生が予想される南海トラフ地震等大規模地震にも備えていく必要があります。

このほか、強盗等の凶悪犯罪、子どもや高齢者が被害者になりうる犯罪、食の安全に係る問題、SNS*を用いた悪質商法等の消費生活に関する問題等、様々な面から安全・安心が求められており、地域コミュニティによる見守りや支え合いの必要性が見直されています。

6 高度情報化社会への対応

パソコンやスマートフォン、インターネット等に代表される情報通信技術が世界規模で飛躍的に発展・普及しており、容易に時間や場所を越えて情報の発信・受信が可能となる環境が整備され、人々の生活スタイルや経済活動等、社会のあり方全般に大きな影響を与えています。

国においては、国民生活の利便性の向上やICTを活用した新たな付加価値産業の創出、社会的課題解決等を目指した施策が推進されており、令和3年(2021年)にはデジタル社会を加速的に推進し、スマート行政の実現やDX(デジタルトランスフォーメーション)*を活用した国民生活の向上を促進するため、デジタル庁が創設されました。

情報化が進む一方で、個人情報保護や情報格差の問題、情報通信技術を悪用した犯罪の増加、情報過多ともいえる多くの情報から正しい情報の享受・活用等の課題が生じており、これらを踏まえつつ、デジタル技術を活用したまちづくりを進めることが求められています。

7 環境問題の深刻化

地球温暖化は、自然環境や人間の生活に深刻な影響を及ぼす可能性があります。そのため、国際的な協力のもと、再生可能エネルギー*の普及、省エネルギーの推進等、様々なレベルで地球温暖化防止の動きが展開されています。わが国では令和12年(2030年)までに温室効果ガスの排出量を平成25年(2013年)比で26.0%削減するという目標を掲げており、令和32年(2050年)までに二酸化炭素実質排出量ゼロ(カーボンニュートラル*)を達成するというビジョンも発表されています。地球温暖化防止は国際社会の共通課題であり、日本はそのリーダー的な役割を果たすべく、積極的に行動を展開しようとしています。

8 生活様式の変化

日本人の平均寿命が延びる中、わが国は超高齢社会を迎えています。こうした中、「高齢者」のあり方を見直す動きも出始めており、65歳以上の前期高齢者が現役で活躍するのが当たり前となりつつあります。また、女性活躍を推進しており、女性の就労にも変化が起きています。

わが国の労働人口は人口減少により縮小するとみられていますが、女性や高齢者の社会参加により、活躍できる人に活躍する場が与えられることが重要となっています。

また、多様な就労が進むためには、労働環境の改善が必須となっており、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスへの対応等、「働き方改革」の推進が求められています。また、コロナ禍においてデジタル技術を用いたリモートワークの技術が普及したことから、それらを活用した新たな働き方を維持し、ワーケーション*等のデジタル技術を地域振興へとつなげる動きが活発になっています。

さらに、平均寿命の延びに健康寿命の延びが伴うことが重要な課題となっており、健康づくりや介護予防に関する取組みが強化されています。

第2部

基本構想と 人口ビジョン



第1章

まちづくりの目標(目指すべき将来像)

第1節 第4次里庄町振興計画の基本構想の概要

全国的に少子高齢化が課題となる中、本町の人口構造の変化は緩やかに推移するものと見込まれていますが、人口減少は避けられないものとなっています。

今後、本町の人口をできる限り維持しながら、まちの持続可能性を高めていくためには、子育てしやすい環境、ものづくり産業の立地、交通の利便性等、本町が有する優位な地域資源を生かしたまちづくりが重要となります。

これらの地域資源を活用することで、地域経済の発展や雇用の創出、地域の魅力向上、地域コミュニティの活性化等が期待でき、里庄町のイメージアップにもつながります。

子どもたちが健やかに生まれ育ち、すべての町民が元気で心豊かに暮らせるまちになることで、みんなの笑顔が生まれます。また、子どもたちが進学等で一時的にまちを離れても、将来、また住みたいと思える魅力あるまち、高齢になっても安心して生活できるまちでありたいと考えます。

このために、町民一人ひとりが里庄町のイメージを形づくる主体として、いきいきと活動し、ともにまちづくりを行うべく、次の将来像を目指すものとします。

〈将来像〉



第2節 コンパクトなまちづくり

本町は、北は虚空蔵山、南は毛野無羅山に囲まれ、これらの山々の間には国道2号沿道や役場周辺に広がる市街地とその周囲に広がる田園空間から構成されています。

また、面積は約12km²と岡山県内で2番目にコンパクトなまちであり、約11,000人が生活しています。

本町では、町民の豊かな暮らしの確保や若者が魅力を感じるまちづくりを通して、地域の活性化を推進していくとともに、人や環境にやさしいまちづくりを推進するため、快適で緑豊かなコンパクトなまちの形成を目標とします。

これらを踏まえ、少子高齢化・人口減少に対応した持続可能な都市経営を目指すため、令和2年(2020年)4月に都市計画区域が再編され、令和4年(2022年)3月に「里庄町都市計画マスタープラン」を改訂しました。

また、令和6年度(2024年度)には「里庄駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、引き続きJR里庄駅や周辺施設の利便性の向上を図ります。



つばきの丘運動公園上空から望むまちの眺望

第3節 シビックプライドのまちづくり

シビックプライドとは、ふるさとを学び、愛着を持つ「郷土愛」とどまらず、まちの課題解決や活性化といった「まちづくり」への参加意識を高め、具体的な行動を起こそうとする姿勢を醸成するものです。

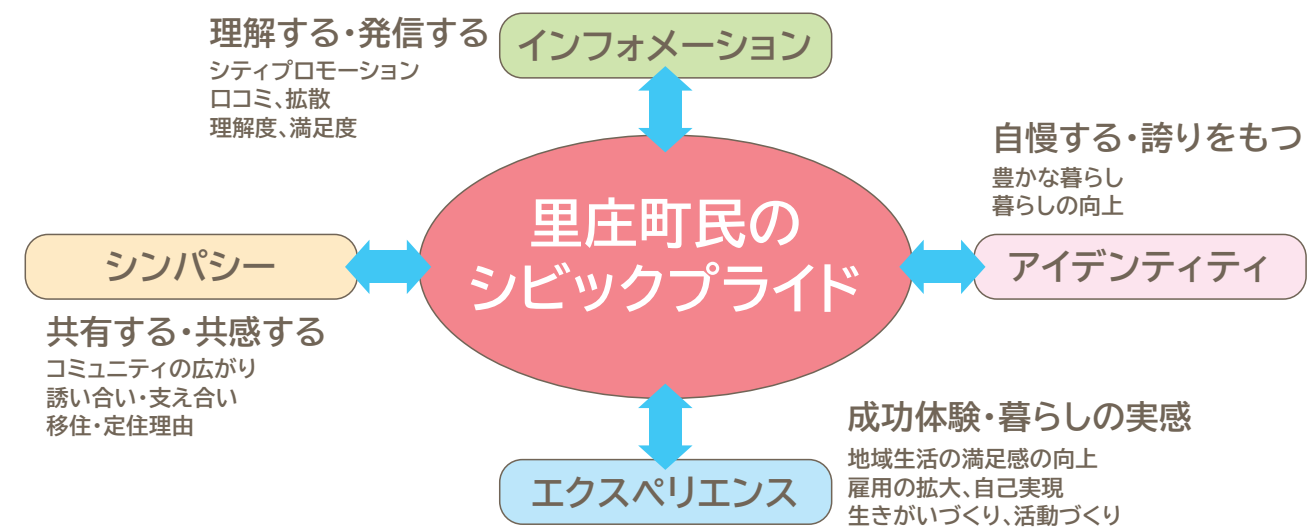
わが国では超高齢社会を迎えており、本町でも高齢者の増加が続くものと想定されます。こうした中、町民の活動が、雇用や就労を中心とした生活から、生きがいや趣味を中心とした地域生活へと転換を図ることになります。また、若い世代においても、働き方改革やワーク・ライフ・バランス等の推進により、それぞれの暮らし方や自己実現に目を向ける町民が増加しつつあります。

それらの地域や家庭に根ざした活動に取り組むうえで、暮らしの充実感や満足感、高揚感を得るには、地域全体が豊かに暮らしやすくなる必要があります。

本町では、「まちづくり」を地域協働、町民協働で推進することを目指しています。

そのため、シビックプライドの考え方を導入し、町民一人ひとりの自己実現の活動、社会貢献の活動に限らず、「里庄町が好きだから」ということが活動の原動力となることを意識できるような取り組みを進めます。

すべての町民が里庄町に愛着を持ち「みんなで地域を考えよう」、「自分たちの活動で地域が変わる」、「地域での暮らしが豊かになった」という実感を積み重ね、魅力あるまちづくりにつなげます。



<シビックプライドで変わるまちづくり> ～里庄町での暮らしを「自分たちの事」として考える～

シビックプライドは「当事者意識を持つ」ということにほかなりません。まちづくりは「他人事」ではありません。一方で、個人が主張しあう「自分事」でも進みません。町民一人ひとりが地域に積極的にに関わり、育んでいく「自分たちの事」と考えて行動を起こしていく必要があります。



一人ひとりが、里庄町での暮らしを「自分たちの事」と考える機会を持つことで、町に誇りを持ち、日常のすべての仕事や活動を「わがまちのイメージにふさわしいものにしたい」と考える町民が一人でも増えていくことが、シビックプライドのまちづくりです。

第4節 地域資源を生かした自主・自立のまちづくり

本町は、国道2号、JR山陽本線が通る交通利便性の高いまちであるとともに、東は浅口市、西は笠岡市と隣接し、岡山・倉敷都市圏や福山都市圏に近接している恵まれた地理的環境を有しています。こうした環境を生かして、ベッドタウン、ものづくり産業のまちとして、自主・自立のまちづくりを推進します。

多くの人から「住みたいまち」、「住み続けたいまち」として選ばれるよう、地域経済の発展や雇用の創出、地域の魅力向上、地域コミュニティの活性化等に取り組み、持続可能なまちづくりを推進します。

「第4次里庄町振興計画」に関する町民意識調査(令和6年度(2024年度))によると、「住みやすい」と感じる町民の割合は58.5%、「愛着を持っている」割合は73.9%となっており、生活の場として高く評価されていることを示しています。

本町が直面する少子高齢化、人口減少という課題に対応するには、以下のような優位な地域資源を生かしたまちづくりが必要となります。

《里庄町の優位な地域資源》

- 町の中央部を東西に国道2号、JR山陽本線が通る交通利便性の高いまち
- 浅口市・笠岡市と隣接し、岡山・倉敷都市圏や福山都市圏に近接して、それら諸都市の様々な都市機能を享受できるまち
- 生活の場としての住みやすいまち
- 通勤、通学がしやすいまち
- 自然が豊かなまち
- 充実した教育環境のまち
- ものづくり産業のまち
- コンパクトなまち

第2章

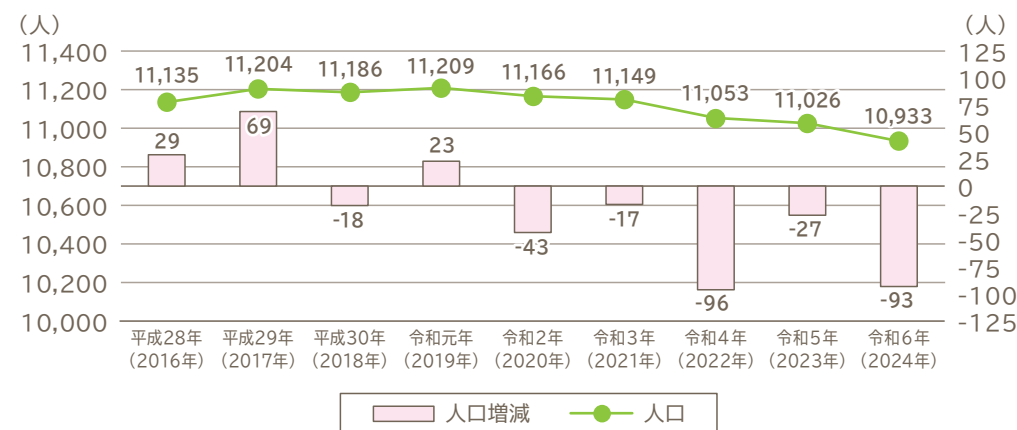
里庄町人口ビジョン

第1節 人口の推移及び人口動態の推移

住民基本台帳による本町の人口は、令和元年(2019年)の11,209人をピークに、減少傾向となっています。人口の増減数では、令和2年(2020年)以降減少が続いており、令和6年(2024年)の人口は10,933人となっています。

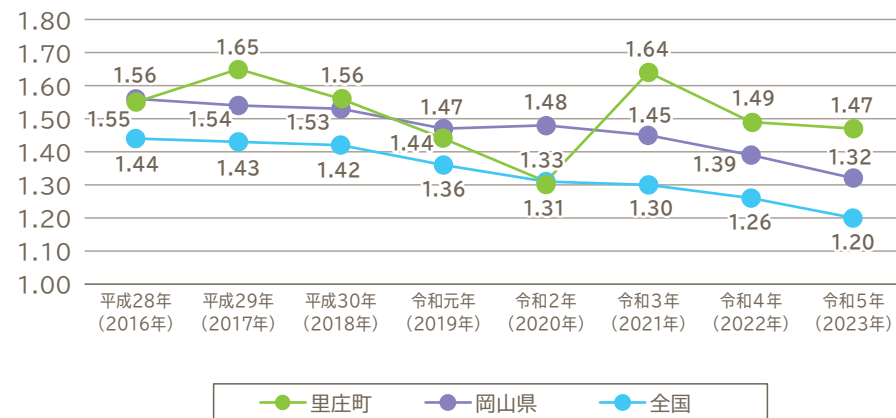
本町の合計特殊出生率をみると、令和2年(2020年)には1.31まで低下し、近年では最も低い値を記録しました。令和3年(2021年)には1.64に回復していますが、令和5年(2023年)では1.47となっています。

《人口増減の動向》



資料:住民基本台帳(各年3月31日、人口増減はそれぞれ前年1年間)

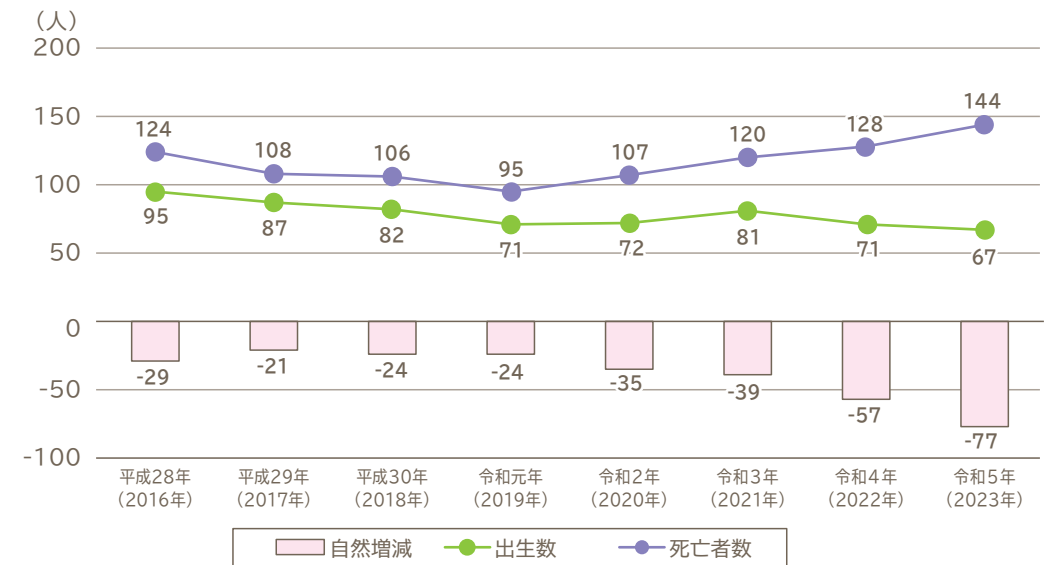
《合計特殊出生率の推移》



資料:岡山県衛生統計年報(平成28年(2016年)~令和4年(2022年))
人口動態統計から試算(令和5年(2023年))

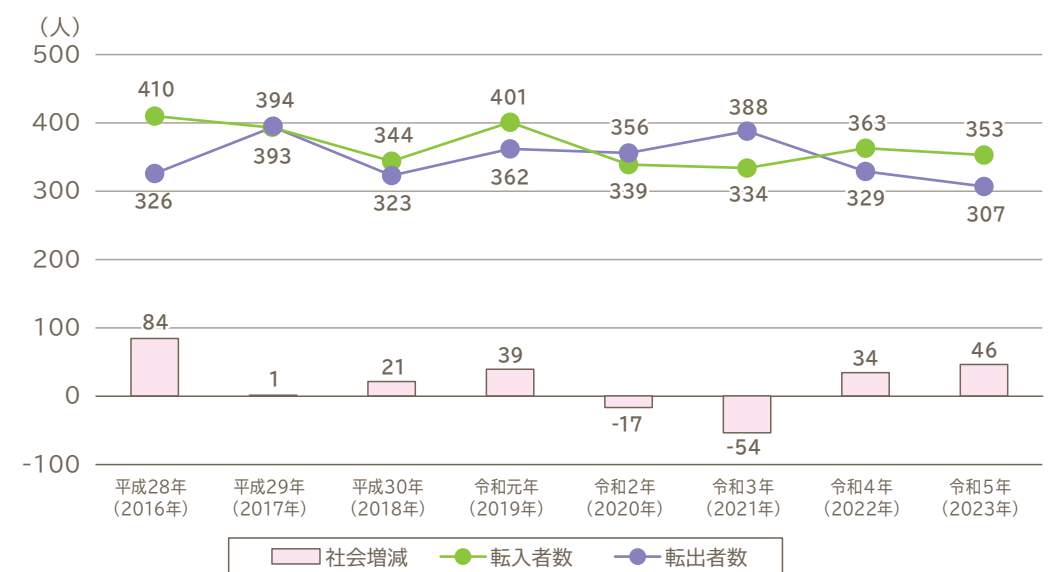
人口動態をみると、自然動態では死亡者数が出生数を上回る自然減が続いている一方、社会動態では令和元年(2019年)までは転入者数が転出者数を上回る社会増となっていました。令和2年(2020年)から令和3年(2021年)は、転入者数が転出者数を下回る社会減となっていました。令和4年(2022年)からは再び社会増となっています。

《自然動態の推移》



資料:総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

《社会動態の推移》

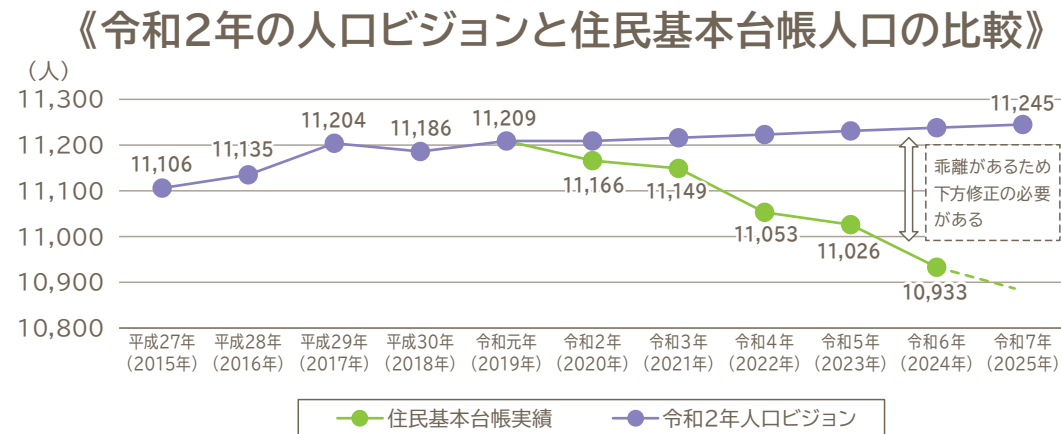


資料:総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

第2節 人口ビジョンに基づく将来人口の目標

令和元年(2019年)までおおむね増加傾向だった人口は、令和2年(2020年)に減少に転じています。

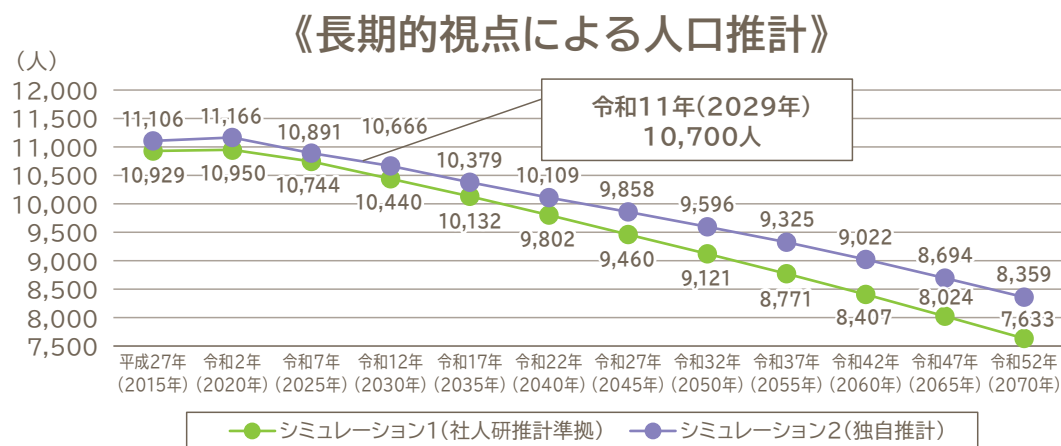
令和2年(2020年)に策定した人口ビジョンでは、しばらく微増傾向が続くと見込んでいましたが、減少に転じたことにより、下方修正を行う必要があります。



本町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所における令和52年(2070年)の推計では、7,633人になることが予測されています。

これに対し、本町の人口ビジョンでは、人口減少に歯止めをかけ、まちの活力を維持することで、令和52年(2070年)における目標人口を8,359人とし、約8,000人を確保する目標を掲げています。

本計画の目標年次である令和11年(2029年)における将来人口は、里庄町人口ビジョンを踏まえ、10,700人を目指します。



本計画における人口の目標【令和11年(2029年)】
10,700人

第3部

里庄町デジタル 田園都市構想 総合戦略



第1節 総合戦略の目標・基本的方向性

わが国の総人口は、平成20年(2008年)の1億2,808万人をピークとして減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所によると、このまま推移すると令和42年(2060年)には約8,767万人になると推計されています。

国では、こうした少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、地方創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することとされています。

また、令和3年(2021年)に全国的なデジタル技術の活用を促進するためにデジタル庁が創設され、地方におけるデジタル技術の活用により、地方の活性化、人材の定着と流動化、持続可能な社会の実現を目指す「デジタル田園都市国家構想」が総合戦略に位置づけられています。

令和6年(2024年)12月に国において決定された「「地方創生2.0」の「基本的な考え方」」において、①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散、③付加価値創出型の新しい地方経済の創生、④デジタル・新技術の徹底活用、⑤「産官学金労言」の連携等、国民的な機運の向上の5本柱に沿った政策を推進する方針が示されています。

本町でも将来的な人口の減少に対応するとともに、デジタルの力を活用した地方創生を実現するため、5つの重点施策を掲げた「里庄町デジタル田園都市構想総合戦略」を策定し、花や緑に彩られた豊かな自然に包まれ、交通の利便性が高いという地域特性を生かし、若い世代が安心して働き、子育てができる環境の形成を目指します。また、デジタルの力を活用し、地域産業の振興、教育・医療・福祉等の生活の質の向上、魅力ある居住環境の創造、広域的な地域連携の強化を推進し、地域の課題解決、持続可能な成長を実現します。

第2節 総合戦略による重点施策

重点施策 1 >>> 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる (自然減対策)

全国的に人口の減少、とりわけ出生率の低下が課題となっています。令和6年度(2024年度)には初めて全国の出生数が年間70万人を割り込む見込みであり、背景には若者の未婚化や晩婚化、経済的な不安等があるとされています。

本町では、令和元年(2019年)までは人口の流入もあり、人口は増加傾向でしたが、令和2年(2020年)以降は全国と同様に自然減の傾向へと変化しています。持続可能なまちを維持するためには、人口の自然減対策は喫緊の課題であり、子どもを産み、育む若い世代への支援に重点的に取り組むことが求められています。

【基本的方向性】

少子化の進行に歯止めをかけるため、子ども・子育て支援事業と連携し、結婚支援、妊娠期から出産・子育て期までを切れ目なく総合的に支援できる体制を構築します。

「親育ち・子育て みんなで成長するまち 里庄」を基本理念に地域全体で子育てに関わり、支援し合うまちを目指し、保育士の確保等の保育体制やサービスの充実に取り組み、親子が安心して暮らすことのできる環境整備を進めます。

本町でも世帯の小規模化、共働き家庭の増加等、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。みんなで子育てを支え、親に寄り添い、親と地域が成長するまちづくりを進めます。

また、子どもが心豊かに育つまちを目指し、発達段階に応じた教育や、多様な学びの場が提供される環境づくりを進め、これからの時代に求められる非認知能力を育てる教育を推進していきます。

重要業績評価指標(KPI)

指 標	現 状 値	目 標 値
婚姻件数	32件(令和4年)	40件(令和11年)
合計特殊出生率	1.47(令和5年度)	1.70(令和11年度)
町内保育所の受入人数	294人(令和5年度)	320人(令和11年度)
乳児等通園支援事業利用人数※	—	8人(令和11年度)
幼稚園預かり保育利用人数	50人(令和5年度)	60人(令和11年度)
学童保育(放課後児童クラブ)利用人数	220人(令和5年度)	230人(令和11年度)
親育ち応援学習プログラム講座実施回数	3回(令和5年度)	5回(令和11年度)

※令和8年度(2026年度)からの事業です。

重点施策 2 >>> 魅力あるまちをつくり、人口流入を促進する(社会減対策)

都市部への人口集中が進んでいるため、人口の社会減は地方自治体の大きな課題となっており、情報網の発達、交通の利便性、都市部との所得格差等、様々な要因がありますが、子どもの教育機会及び生活の利便性の格差が特に大きいと考えられています。

本町では、まちの東西に倉敷市、福山市等の中核市があり、それらを結ぶ道路網や鉄道もあることから、ベッドタウンとしての需要もあり、住宅開発が進められてきました。しかし、近年は人口の自然減が社会増を上回っており、人口は減少に転じています。

今後は、居住環境の充実を図るとともに、本町の立地や魅力を町内外へ情報発信することにより、生活の場として選ばれるまちを目指すことが必要です。

【基本的方向性】

社会増の傾向を続けるためには、移住者が安心して暮らせる住宅を取得できる環境をつくること大切です。今後とも、住宅地の開発促進や居住環境の改善に努めます。

また、温暖な気候風土、交通利便性の高さ、岡山・倉敷都市圏や福山都市圏に近接した立地環境、子育て環境や教育環境の良さ、通信・情報ネットワーク等の生活・社会インフラの充実等、本町の魅力となっている総合的な住みやすさの充実を図るとともに、町内外への積極的な情報発信を行います。

自然豊かな環境や偉人を輩出してきた歴史や伝統文化、観光スポットについて、メディアによる情報発信や新たに作成した観光ガイドブックの有効活用等により、本町のPRを進めます。併せて、ふるさと納税制度等を活用し、町内企業の商品等の魅力を発信することで、直接的・間接的に本町に関わり、応援をしてくれる関係人口の創出・拡大に努めます。

重要業績評価指標（KPI）		
指 標	現 状 値	目 標 値
総合文化ホール自主事業年間観客動員数	1,900人(令和5年度)	2,400人(令和11年度)
歴史民俗資料館来館者数	406人(令和5年度)	450人(令和11年度)
仁科会館来館者数	7,288人(令和5年度)	7,300人(令和11年度)
仁科芳雄博士生家来館者数	908人(令和5年度)	920人(令和11年度)
下水道普及率	69.0%(令和5年度)	72.0%(令和11年度)
町内に営業所を有するタクシーの利用者数	39,000人/年(令和5年度)	40,000人/年(令和11年度)
つばきの丘運動公園の来園者数	31,599人(令和5年度)	37,000人(令和11年度)
観光入込客数	6,650人(令和5年度)	7,000人(令和11年度)
観光関係ホームページの年間表示回数	139,900回(令和5年度)	200,000回(令和11年度)

重点施策 3 >>> 地域の経済を振興し、安心して働ける環境づくり(雇用対策)

全国的な状況に目を向けると地方経済においても、世界的な動向に大きな影響を受けており、特にグローバルな経済に精通した人材の活躍が期待されています。また、地域の気候風土や文化資源等を活用した高付加価値産業の創出や地域内での経済循環の実現も求められています。

本町では、国道2号等主要幹線沿道に、工作機械、電子部品、食品、医薬品等を製造する優良企業が立地し、雇用の創出や地域経済の活性化を担っています。

今後、地域経済の付加価値や生産性を継続的に向上させていくには、生産年齢人口の減少等による人手不足が見込まれる中で、新たなニーズに対応する技術開発や人材確保・育成等が重要です。

【基本的方向性】

地域経済を支える若者の地元への就職や定着を促進するとともに、元気な高齢者や子育て期の女性等、潜在的な人材の就労を促進します。

男女が揃って社会に貢献し、自己実現に向かって歩める社会にするための、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革、男女共同参画等の施策を推進します。

商業・工業・農業の地域資源や文化資源等の魅力を町内外にPRし、新たな活用方法やイノベーションを生み出す産業活動を促進します。

農業分野については、農産物のブランド化を進め、販売ルートの拡大支援を図るとともに、農商工連携による商品開発等の取組みを支援します。

また、地域内に経済効果を波及・循環させるため、事業者の主体的な参加や事業者間の連携を図りながら、イベントやプロモーション等の取組みを推進します。

重要業績評価指標（KPI）		
指 標	現 状 値	目 標 値
認定農業者数	11人(令和5年度)	11人(令和11年度)
製造業事業所数	35事業所(令和5年度)	35事業所(令和11年度)
町が連携して開催する就職説明会へ参加する町内事業所数	15事業所(令和5年度)	20事業所(令和11年度)
町が企画・実施する事業に参加する町内事業者数	55事業者(令和5年度)	60事業者(令和11年度)

重点施策 4 >>> 町民が活躍し、豊かな暮らしを実現するとともに、時代に合った地域社会を育む(地域活力の維持)

近年、高齢化や世帯の小規模化、個人の価値観の多様化等によって、人間関係が希薄化し、地域活動への参加者が少なくなる等、コミュニティの機能が弱まりつつあります。地域力の低下は、子育て機能や地域防災力、防犯機能の低下、地域文化の衰退等、様々な問題につながります。

少子高齢化や人口減少が進行する中で、地域が活性化するためには、年齢・障がいの有無・文化・信条・国籍等にかかわらず、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現することが重要です。一人ひとりが、個性と多様性を尊重し、家庭、地域、職場で希望がかない、それぞれの能力が発揮でき、生きがいを感じながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

【基本的方向性】

地域共生社会を実現するため、すべての町民が里庄町に愛着を持ち、地域の暮らしを自分たちの手で良くしていこうとする、シビックプライドによる取組みを推進します。

お互いに支え合うことのできる地域福祉推進体制を充実させるため、ボランティア等と連携した地域活動等の振興を図ります。

高齢者がいつまでも住み慣れた場所で暮らし続けるため、地域包括ケアシステムを確立・推進し、介護予防や介護サービスの充実を図ります。

すべての人がお互いに認め合い、尊重し合う地域社会を築き、相互に助け合う活動を促進します。

地域のにぎわいづくりや防災活動等の円滑化を図るため、地域コミュニティの活性化に取り組み、お互いの顔がわかる地域づくりを進めます。

限られた行政資源を有効活用するため、近隣の市町との広域的な連携を推進し、行政運営の効率化を図るととも圏域全体の活性化を図ります。

重要業績評価指標（KPI）		
指 標	現 状 値	目 標 値
ボランティア参加者数	218人(令和5年度)	235人(令和11年度)
手話講座受講者数	6人(令和5年度)	9人(令和11年度)
手話奉仕員登録者数	20人(令和5年度)	32人(令和11年度)
通いの場 [※] 箇所数	27箇所(令和5年度)	33箇所(令和11年度)
通所付添サポーター登録者数	20人(令和5年度)	34人(令和11年度)
自主防災組織率	69.0%(令和5年度)	100%(令和11年度)
まちづくり補助金独自事業数	98件(令和5年度)	100件(令和11年度)
市町村間連携事業	65事業(令和5年度)	65事業(令和11年度)

重点施策 5 >>> デジタル技術の活用により、地域課題を解決し、持続可能な地域へ成長する(DXの推進)

国では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を発展させた「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を推進しています。単に都市部と地方のデジタル格差を解消するだけでなく、デジタル技術を活用して地方の課題を解決し、新たな価値を生み出すことで、地方を活性化させることを目指しています。

デジタル技術を地域の特性や需要に応じて適切に導入することにより、医療、教育、行政サービス等、町民の生活に密着したサービスの利便性を高め、特産品や観光資源をPR、リモートワークの推進や創業支援等の取組みを進め、地域経済の活性化や地域課題を解決する手段として期待されています。

【基本的方向性】

デジタルの力を活用した地方創生や誰もが便利で快適に暮らせるまちづくりを目指して、本戦略の各施策に関して、デジタル技術を活用したDXを推進し、本町の個性を生かしながら、地域課題の解決と魅力の向上を図ります。また、都市部と同様にデジタル技術の利便性をすべての人が享受できる環境をつくるため、デジタルデバイド^{*}対策を進めます。

中小企業等の人手不足等の課題やデジタル化等への対応を進めるため、浅口商工会や金融機関等と連携した支援や意識改革を推進します。

GIGAスクール構想を実現するため、教育の質の向上とともにパソコンやタブレット端末等のICTを活用した協働的な学びを推進します。

住民サービスの向上を図るため、行政コストを削減しながら、行政手続きのオンライン化やAI等の活用による業務の自動化、効率化等を推進します。

重要業績評価指標（KPI）		
指 標	現 状 値	目 標 値
前の学年までに受けた授業でパソコンやタブレット端末等のICT機器をほぼ毎日使用したと回答した子どもの割合	小6 32.7%(令和5年度) 中3 59.3%(令和5年度)	小6 80.0%(令和11年度) 中3 80.0%(令和11年度)
子育てアプリの登録者数	259人(令和5年度)	660人(令和11年度)
防災アプリの登録者数	2,102人(令和5年度)	2,500人(令和11年度)
公衆無線LAN(Wi-Fi [※])の設置箇所	0箇所(令和5年度)	3箇所(令和11年度)

第4部 後期基本計画



施策の大綱

まちづくりの目標(目指すべき将来像)で設定した「子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち」を目指し、目標を達成するために7つの基本目標を掲げて基本計画を推進していきます。

基本目標1 元気でいきいきと暮らせるまち【保健・医療・福祉】

年齢・障がいの有無・文化・信条・国籍等にかかわらず、すべての町民が住み慣れた地域で、相互に助け合い、支え合いながらいきいきと自分らしい暮らしを続けることができるまちづくりを進めます。

そのため、保健・医療・福祉サービスの充実をはじめ、子育て環境の充実、町民参加による健康づくりの推進、地域医療体制の充実、助け合い・支え合いの地域づくり等、町民の健やかな暮らしを支える環境づくりを進めます。

基本 施策

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 地域福祉の推進 | 5. 人権尊重のまちづくり |
| 2. 子育て支援の充実 | 6. 医療体制の充実 |
| 3. 高齢者福祉の充実 | 7. 健康づくりの推進 |
| 4. 障がい者福祉の充実 | 8. 社会保障の充実 |

基本目標2 希望を持ち、豊かな心を育むまち【教育・文化・スポーツ】

次代を担う子どもたちが、心豊かで主体的・創造的に生きていくための資質や能力を伸ばし、国内はもとより世界でも活躍できるような社会人となるよう、教育環境の充実を図り、学校・家庭・地域等の社会全体が一体となって、子どもたちの育成を支援していきます。

また、町民全体においても、生涯学習や芸術・文化活動、スポーツ活動へ参加する機会を充実させることで、個人の課題解決や自己実現を図り、社会参加を通してその成果を還元することができるまちづくりを進めます。

基本 施策

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 学校教育の充実 | 4. 生涯スポーツの振興 |
| 2. 生涯学習の振興 | 5. 交流活動の推進 |
| 3. 芸術・文化の振興、歴史の保存 | |

基本目標3 快適で安全・安心なまち【生活環境】

すべての町民が「住んで良かった」と実感し、町外の人からも「住んでみたい」と思ってもらえるよう、快適な住宅地、公共下水道の整備、ごみ処理施設の整備、公共施設等のバリアフリー化等を行い、安心して住み続けられる居住環境の形成を図ります。

また、災害、事故、犯罪等から町民の生命や財産を守るため、迅速かつ的確な対応が可能な防災・減災対策や防犯・交通安全・消費者問題対策を行うとともに、行政・学校・地域・企業等が協力・連携した安全・安心なまちづくりを進めます。

基本 施策

- | | |
|----------------|----------------------------|
| 1. 快適な住宅地整備の推進 | 4. 防犯対策、交通安全対策、消費者問題対策等の充実 |
| 2. 生活環境の充実 | |
| 3. 防災・減災対策等の推進 | |

基本目標4 自然と共生する美しいまち【環境保全】

地球規模での環境問題に関心が高まる中、地球温暖化の防止に向けて、限りある資源を生かし、自然と共生したまちづくりが求められます。

そのため、町民・企業・行政が一体となってごみの減量化や資源の有効活用等に積極的に取り組めるよう意識啓発を図るとともに、環境の汚染防止と保全に向けた施策を推進し、持続可能な循環型社会を形成することで、緑豊かな郷土を次代に継承していくまちづくりを進めます。

基本 施策

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 自然環境保全の推進 | 3. 緑豊かなまちづくりの推進 |
| 2. 循環型社会の形成 | 4. 治山・治水の推進 |

基本目標5 人が集い交流するまち【都市基盤】

本町は、都市圏の中間地点という地理的優位性から、住宅地開発と企業立地が進んだ結果、まちが発展してきました。今後も快適な生活空間と活力ある産業を持続させていくうえで、ひと・もの・情報をつなぎ、その交流を支える都市基盤の整備を進めていくことが重要です。

そのため、計画的な土地利用による道路網等の交通基盤の整備、公共交通機関の利便性の向上、にぎわいと交流を促す快適なまちづくりを進めます。

基本 施策

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 計画的な土地利用の推進 | 3. 公共交通機関の利用促進 |
| 2. 道路体系の整備 | |

基本目標 6 活力と魅力あふれる元気なまち【産業】

町民の豊かな暮らしを確保し、活力とにぎわいを生み出し、持続的な発展を創出していくうえで、産業活動は大きな役割を担っています。

町民の豊かな暮らしを実現するため、企業誘致・事業拡大等による商工業の振興を促すとともに、国道2号やJR里庄駅等の主要交通道路・施設周辺での商工業の活性化、農業の担い手の確保、地場製品のブランド化等による地域産業の振興により、活力あるまちづくりを進めます。

また、ふるさと納税制度を通して、まちの魅力や特産品の発信に努め、関係人口の創出・拡大を図ります。

基本 施策

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. 農業の振興 | 4. 観光振興、シティプロモーション※ |
| 2. 商工業の振興 | |
| 3. 雇用対策、創業環境の充実 | |

基本目標 7 町民とともに創る持続可能なまち【町民参加・行財政】

分館単位の地域づくりを進める本町の特性を生かし、自発的な取組みへの支援や町政に係る情報発信と参加促進に取り組む等、地域を担う人づくりや地域コミュニティの強化を推進し、町民と行政の協働でシビックプライドによるまちづくりを進めます。

また、時代の大きな変化と本町を取り巻く厳しい財政状況を鑑みながら、効果的で効率的な行財政運営の構築に取り組み、行政サービスの確保と持続可能なまちづくりを進めます。

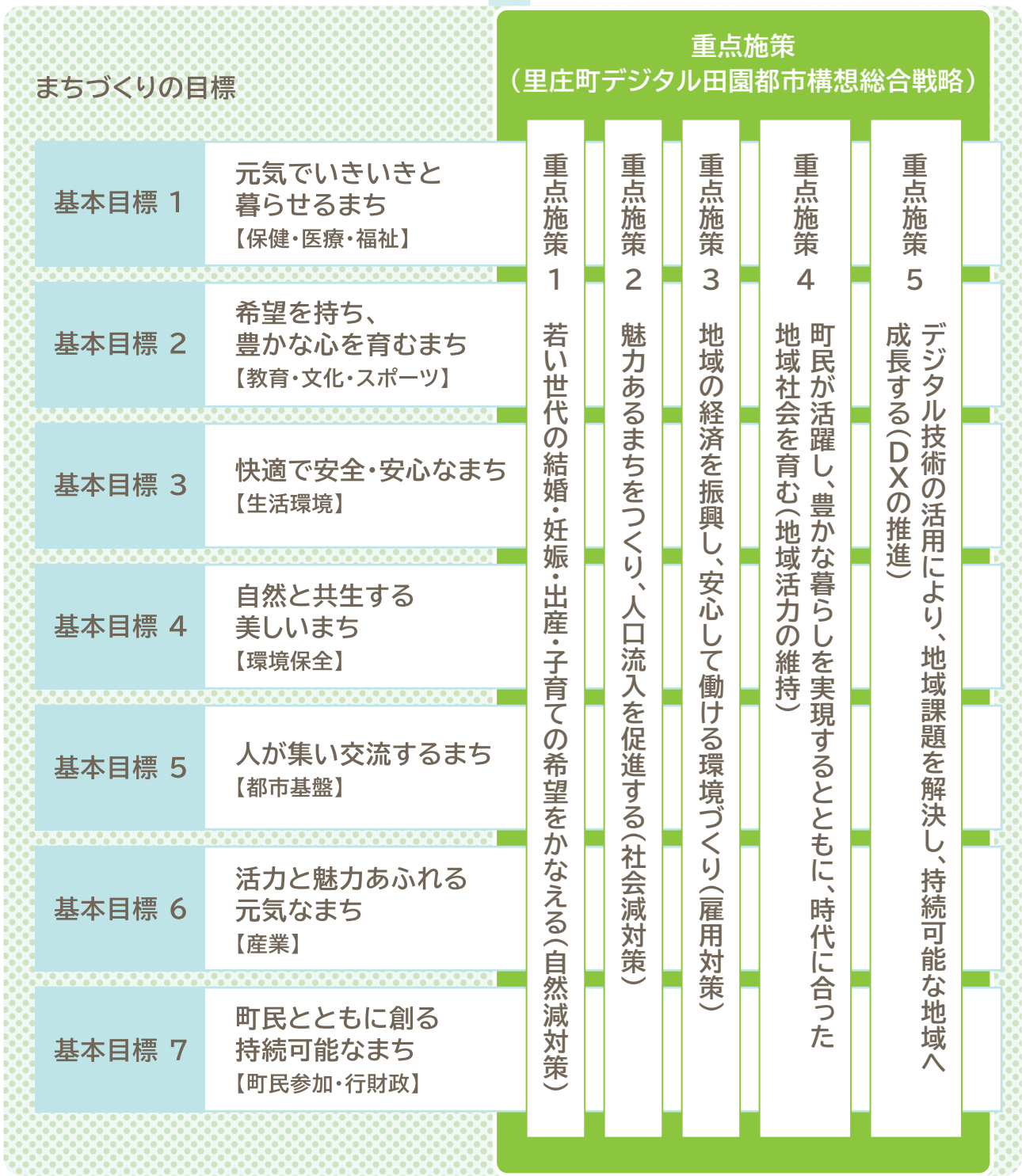
基本 施策

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1. 協働のまちづくりの推進 | 4. スマート自治体への体制整備 |
| 2. 地域に開かれた行政運営の推進 | 5. 広域行政の検討と推進 |
| 3. 計画的・効率的な行財政運営の推進 | |

計画の全体像

【将来像】

子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち



※基本目標ごとに掲げる施策から重点的に取り組むものを重点施策として位置づけます。

基本目標

基本目標 1
元気でいきいきと暮らせるまち
【保健・医療・福祉】

基本目標 2
希望を持ち、豊かな心を育むまち
【教育・文化・スポーツ】

基本目標 3
快適で安全・安心なまち
【生活環境】

基本目標 4
自然と共生する美しいまち
【環境保全】

基本目標 5
人が集い交流するまち
【都市基盤】

基本目標 6
活力と魅力あふれる元気なまち
【産業】

基本目標 7
町民とともに創る持続可能なまち
【町民参加・行財政】

基本施策

1-1 地域福祉の推進【重点】

1-2 子育て支援の充実【重点】

1-3 高齢者福祉の充実【重点】

1-4 障がい者福祉の充実

1-5 人権尊重のまちづくり

1-6 医療体制の充実

1-7 健康づくりの推進

1-8 社会保障の充実

2-1 学校教育の充実【重点】

2-2 生涯学習の振興【重点】

2-3 芸術・文化の振興、歴史の保存【重点】

2-4 生涯スポーツの振興

2-5 交流活動の推進

3-1 快適な住宅地整備の推進

3-2 生活環境の充実【重点】

3-3 防災・減災対策等の推進【重点】

3-4 防犯対策、交通安全対策、消費者問題対策等の充実

4-1 自然環境保全の推進

4-2 循環型社会の形成

4-3 緑豊かなまちづくりの推進【重点】

4-4 治山・治水の推進

5-1 計画的な土地利用の推進

5-2 道路体系の整備

5-3 公共交通機関の利用促進【重点】

6-1 農業の振興【重点】

6-2 商工業の振興【重点】

6-3 雇用対策、創業環境の充実【重点】

6-4 観光振興、シティプロモーション【重点】

7-1 協働のまちづくりの推進【重点】

7-2 地域に開かれた行政運営の推進

7-3 計画的・効率的な行財政運営の推進

7-4 スマート自治体への体制整備【重点】

7-5 広域行政の検討と推進【重点】

基本目標

1

元気でいきいきと暮らせるまち

【保健・医療・福祉】



《基本施策》

1. 地域福祉の推進

2. 子育て支援の充実

3. 高齢者福祉の充実

4. 障がい者福祉の充実

5. 人権尊重のまちづくり

6. 医療体制の充実

7. 健康づくりの推進

8. 社会保障の充実

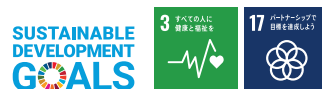
SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



基本施策
1-1

地域福祉の推進

現状と課題



- 少子高齢化や世帯の小規模化、女性の社会進出、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、人と人とのつながりが希薄化していく中で、家族の介護力や地域における相互扶助機能が低下しています。また、独居高齢者や地域との関わりが少ない人が増加しているほか、高齢者の孤立や生活困窮、閉じこもり等、従来の公的サービスでは対応が難しい問題も顕在化しています。
- 里庄町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各種ボランティア等と連携し、地域での相談支援体制を整備しています。
- 地域で孤立しないよう地域ネットワークを強化していく必要がありますが、ボランティアやサポーター活動の参加者の固定化・高齢化が進んでいる状況です。ボランティアの募集は随時行っていますが、担い手不足が続いています。
- 地域で孤立しやすい独居高齢者等に対しては、町民が地域支援サポーターとなり、見守り活動を行っています。一方で、地域支援サポーター養成講座を受講する人が年々減少しており、町民に地域支援サポーターの必要性を周知し、受講しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

基本方針

地域でお互いに支え合うことのできる地域福祉推進体制を充実させるため、町民の福祉に対する理解と関心を高め、福祉の新しい担い手を育成します。また、町民一人ひとりが地域社会の一員として、主体的に地域に関わり、ともに地域を創っていく、地域共生社会の実現を目指します。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
ボランティア参加者数	218人(令和5年度)	235人(令和11年度)
地域支援サポーター登録者数	81人(令和5年度)	110人(令和11年度)
手話講座受講者数	6人(令和5年度)	9人(令和11年度)
手話奉仕員登録者数	20人(令和5年度)	32人(令和11年度)

個 別 施 策

(1) 地域福祉推進体制の充実

町と里庄町社会福祉協議会が中心となり、地域の中で多くの人がつながり、支え合える「福祉のまち」の実現に向けて、町が策定した「里庄町地域福祉計画」と里庄町社会福祉協議会が策定した「里庄町地域福祉活動計画」に基づいて、本町の地域福祉の推進という共通の目標を持ち、町と里庄町社会福祉協議会がお互いに連携・協働しながら、総合相談・支援体制を強化し、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO※、分館等による住民主体の自主的活動を併せて推進します。

保健・医療・福祉等の専門機関による公的サービスとの連携を強化し、相談しやすい体制づくりを進め、官と民が一体となった地域福祉推進体制の充実を図ります。

【主な取り組み】

- ◆地域における総合相談・支援体制の強化
- ◆官と民の協働関係の強化

(2) 地域福祉の担い手の育成

あらゆる場面を捉えて福祉教育を推進し、町民の福祉活動への理解を深め、福祉意識の高揚を図ります。また、ボランティアやサポーターの担い手不足の解消に向け、若い世代に対して、情報発信を行い、福祉活動への参加を積極的に呼びかけます。

町民が気軽にボランティアに参加できるよう、里庄町社会福祉協議会と連携してボランティアの窓口紹介やボランティアグループ同士の連携を支援するほか、ボランティア団体の構成員の確保に向けた情報発信等を行います。

里庄町社会福祉協議会への委託により手話奉仕員の養成を行い、手話をきっかけに障がいのある人に対する理解を深め、地域で支える環境づくりを進めます。

地域支援サポーター養成講座や手話講座等を開催し、地域福祉の担い手の育成を図ります。

【主な取り組み】

- ◆ボランティアの育成及び情報発信
- ◆手話言語条例に基づく施策の推進
- ◆手話奉仕員の養成
- ◆地域支援サポーターの養成

（３）地域での福祉ネットワークづくりの推進

里庄町社会福祉協議会と連携し、地域で孤立しやすい独居高齢者等に対する町民による見守り活動を行っているボランティアグループ「つばき会」や地域支援サポーター等の活動を支援します。また、地域支援サポーターの活動について広く周知し、地域支援サポーター養成講座の受講につなげます。

相談支援窓口について周知するとともに、地域の中で孤立しやすい人や地域との関わりの希薄な人が地域社会との接点を築くことができるよう、地域の集いの場や分館活動等の多様な交流の機会を創出します。

【主な取組み】

◆地域ネットワークの構築

◆身近な地域での社会参加と交流の促進

（４）福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がいのある人が困難と感じていることを自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」の普及啓発に努めます。

また、ハード面でのバリアフリーでは、高齢者や障がいのある人が安心して日常生活や社会生活を送ることができるように、「岡山県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき、ＪＲ里庄駅バリアフリー化や福祉会館・中央公民館の建替え等の公共施設等整備・改善を推進します。

【主な取組み】

◆バリアフリーのまちづくりの推進

【関連計画】

- 里庄町地域福祉計画
- 里庄町地域福祉活動計画（里庄町社会福祉協議会）
- 里庄町障がい者福祉計画
- 里庄駅周辺地区バリアフリー基本構想
- 里庄町公共施設等総合管理計画

基本施策 １－２

子育て支援の充実

現状と課題



- 近年、世帯の小規模化や出産年齢の高齢化、子どもの貧困問題等、子育て世帯を取り巻く環境は変化を続けており、それらに対応した子育て支援が求められています。
- 本町では、結婚支援として、井笠圏域及び高梁川流域と連携した婚活イベント等を実施して、出会いの場を創出していますが、婚活イベントへの参加が少なく、思うような成果につながっていない状況です。今後も井笠圏域や高梁川流域、おかやま縁むすびネットとの連携を図りながら、イベントの情報提供や参加の呼びかけを行っていく必要があります。
- 妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない支援として、各種健診や保健師による家庭訪問に取り組んでいます。また、出産子育て応援給付金や町独自の出産支援金の支給により経済的な負担の軽減を図るとともに、妊婦等包括相談支援事業・伴走型相談支援事業を実施しています。
- 子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、子どもの医療費について、岡山県の施策に独自に上乘せし、満18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまで無料化しています。
- 発達障がい児等への支援として、令和2年（2020年）4月に児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所である「発達支援センターさとしょう」が開設されました。また、令和5年（2023年）4月には里庄町社会福祉協議会により放課後等デイサービス事業所である「里庄町放課後等デイサービス事業所「ぽかぽか」」も開設されています。さらに、令和6年（2024年）8月には、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所である「里庄町社会福祉協議会障害福祉相談支援事業所「HAPPYクローバー」」が開設されており、子どもの特性やライフステージに応じた切れ目のない支援が行える体制が整備されています。
- 令和6年（2024年）4月に、里庄町子育て世代包括支援センターと里庄町子ども家庭総合支援拠点を統合した「里庄町こども家庭センター」を開設し、子育て世帯等への相談支援や児童虐待への対応を行っています。
- 保育士確保施策として、保育士就職支援事業補助金の交付、保育士の子ども優先入所、町内在住保育士の子どもにかかる保育料無料化、保育士養成課程のある大学への訪問による要請等に取り組んでいます。

基本方針

地域の子どもと子育て世帯を見守り、支えていくまちを目指し、子育ての負担軽減や結婚・妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない総合的な支援の充実を図るとともに、本町で暮らす一人ひとりの大人が子育てに関心を持ち、社会全体で子どもたちの健やかな成長を支える取組みを進めます。

評価指標

指標	現状値	目標値
婚姻件数	32件(令和4年)	40件(令和11年)
合計特殊出生率	1.47(令和5年度)	1.70(令和11年度)
子育てアプリの登録者数	259人(令和5年度)	660人(令和11年度)
町内保育所の受入人数	294人(令和5年度)	320人(令和11年度)
乳児等通園支援事業利用人数※	—	8人(令和11年度)
幼稚園預かり保育利用人数	50人(令和5年度)	60人(令和11年度)
学童保育(放課後児童クラブ)利用人数	220人(令和5年度)	230人(令和11年度)
げんキッズ(地域子育て支援拠点事業)の利用人数(延べ人数)	6,278人(令和5年度)	6,639人(令和11年度)

※令和8年度(2026年度)からの事業です。

個別施策

(1) 結婚支援の推進

結婚したいと思う若者の希望が実現できるよう、出会いの場を創出します。

井笠圏域及び高梁川流域で連携して開催する婚活イベントやおかやま縁むすびネットに関する情報を提供するほか、岡山県の事業の活用を検討する等、結婚支援を継続します。

【主な取り組み】

◆広域連携による婚活イベントの実施	◆婚活事業の情報提供
-------------------	------------

(2) 妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない支援の推進

妊娠・出産にかかる出産子育て応援給付金や町独自の出産支援金等の助成に引き続き取り組むとともに、「里庄町こども家庭センター」を中心に妊娠期から出産・子育て期にわたる様々な相談に対応します。

乳幼児健診の受診票と健診結果をデジタル化することで保護者や行政の負担を軽減し、健診業務を効率化します。また、乳幼児健診や訪問、歯科指導、栄養相談等を実施し、子どもの健康づくりを進めます。

子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、子どもの医療費について、岡山県の施策に独自に上乗せし、満18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの無料化を継続します。

妊娠、子育て世帯の通院等に係る負担を軽減するため、タクシー料金の助成を行います。

不妊に悩む人に対し、精神的・経済的な負担の軽減を図るため、不妊治療支援事業を継続して実施します。

また、低所得世帯の妊婦が経済的な理由で妊娠判定のための受診をためらうことがないように、初回の産科受診料を助成します。

【主な取り組み】

◆里庄町こども家庭センターによる子育て支援 ◆母子保健事業の充実 ◆出産子育て応援給付金・出産支援金の支給	◆子どもの医療費の無料化 ◆不妊治療の支援 ◆低所得世帯への初回産科受診料の助成
---	--

(3) 家庭と地域における子育て支援の推進

保育相談やかるがも教室を開催し、親同士の交流を図るとともに、子育てについてのアドバイス等を行います。また、愛育委員の赤ちゃん訪問等、地域で子どもの見守りを行います。

里庄町社会福祉協議会への委託により、子育て支援ボランティア「フレンズ」の協力のもと子育てひろば「げんキッズ」を開設し、保護者同士が交流できる場と情報交換の機会の提供を行います。

【主な取り組み】

◆地域施設・人材を活用した子育て支援

(4) 発達障がい児等への支援の推進

子育て悩みごと相談やのびのび子育て教室で専門的な指導を行い、必要に応じて早期療育につなげるよう支援するとともに、特別支援教育を支援するため、町内の保育所・幼稚園に対し、子どもたちへの対応方法についてアドバイスを行います。また、町内に開設された児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所である「発達支援センターさとしょう」や放課後等デイサービス事業所である「里庄町放課後等デイサービス事業所「ぽかぽか」、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所である「里庄町社会福祉協議会 障害福祉相談支援事業所「HAPPYクローバー」」を活用しながら、発達障がいのある子ども等の療育を身近な場所で行うことができるよう支援します。

【主な取り組み】

◆相談支援事業の充実	◆児童発達支援事業所等との連携
------------	-----------------

(5) 児童虐待防止対策の推進

要保護児童対策地域協議会*により関係機関と連携を図りながら、児童虐待の早期対応を行うとともに、リスクの高い家庭への支援を行います。また、里庄町こども家庭センターの体制を強化し、すべての子どもに対して切れ目なく継続的に支援します。

【主な取り組み】

◆要保護児童対策地域協議会の運営支援	◆里庄町こども家庭センターの体制強化
--------------------	--------------------

（６）保育サービスの充実

保育所は2箇所(いずれも私立)あり、0歳児から5歳児までの受入れを実施しています。幼稚園は2箇所(いずれも公立)あり、4歳児・5歳児の2年保育を実施しています。

今後も保育ニーズが継続して見込まれることから、保育士の確保に力を入れ、保育を必要とする子どもの受入れに向けた取組みを行います。令和5年(2023年)2月に、井笠圏域の3市2町において、保育所等の広域入所を円滑にすることを目的とした広域利用の要件を緩和する協定の締結により、広域入所を利用しやすくなっています。

共働き世帯の増加に対応するため、保育所の延長保育、幼稚園の預かり保育、小学校の学童保育(放課後児童クラブ)、里庄町社会福祉協議会への委託により子育てひろば「げんキッズ」での一時預かり事業、病児保育事業の実施を引き続き推進します。

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て世帯に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、乳児等通園支援事業を令和8年度(2026年度)から実施します。

町独自の施策として、0歳から2歳までの子どもの保育所等における2人目からの保育料無料化を継続し、経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組み】

◆保育サービスの充実

◆経済的支援の充実

（７）ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭等の経済的安定を図るため、医療費の助成、ハローワークや岡山県との連携による就労支援に努めるとともに、ひとり親家庭等に対しては児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付等を行います。

自立・自助を支援するための情報提供や相談、民生委員・児童委員等との連携による支援活動を推進します。また、児童扶養手当申請時に養育費の説明を行い、必要に応じて岡山県ひとり親家庭支援センター等の関係機関に取り次ぎます。

【主な取組み】

◆医療費の助成
◆児童扶養手当の支給

◆相談・支援体制の充実

【関連計画】

- 里庄町子ども・子育て支援事業計画
- 里庄町障がい者福祉計画
- 里庄町障がい福祉計画
- 里庄町障がい児福祉計画

基本施策 1-3

高齢者福祉の充実

現状と課題

- 高齢人口の増加により、介護ニーズがさらに高まることが予想されることから、健康寿命の延伸に向けた介護予防の推進とともに、地域包括ケアシステムの推進に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で暮らすための支援を充実させていく必要があります。
- 高齢者の社会参加として、介護予防・日常生活支援総合事業において、里庄町シルバー人材センターの会員が生活支援サービスの担い手となり活動を行っています。一方で、担い手の高齢化や会員の減少等の問題も発生しています。
- 通いの場合は、令和5年度(2023年度)で27箇所となっており、増加傾向にありますが、各分館に最低1箇所の設置目標には達していない状況です。今後も地域の実情を踏まえながら通いの場の創出に向けて取り組んでいく必要があります。
- 介護予防の推進として、いきいき体操の普及を行っており、令和6年(2024年)7月時点で28分館に活動の場ができています。今後も介護予防・フレイル予防が必要な高齢者に向けて、いきいき体操への参加促進を図っていく必要があります。
- 令和6年度(2024年度)に、町民主体による認知症の人やその家族が集う場所として認知症カフェが開設されています。
- 地域ケア体制として、地域包括支援センター※では、里庄町社会福祉協議会や町民、民生委員・児童委員、介護保険事業者、医療機関と連携し、町民の状況に合った見守りや支援を行っています。また、ふれあいサロンは36分館にあり、そのうち、30分館で地域支援サポーターの活動等、見守りや声かけによる地域で支え合う仕組みを整えていますが、地域支援サポーターが町内の全分館まで行き渡っていないことが課題となっています。

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいのある生活ができるよう、積極的な社会参加を促進するとともに、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実に向けて、各種高齢者福祉施策の充実を図ります。

評価指標		
指 標	現 状 値	目 標 値
通いの場箇所数	27箇所(令和5年度)	33箇所(令和11年度)
要介護認定率	20.0%(令和5年度)	20.0%(令和11年度)
通所付添サポーター登録者数	20人(令和5年度)	34人(令和11年度)
地域支援サポーター登録者数	81人(令和5年度)	110人(令和11年度)
認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	935人(令和5年度)	1,200人(令和11年度)

個別施策

(1) 高齢者の社会参加と生きがい対策の推進

高齢者の外出機会を増やし、気軽に集い仲間と出会うことができるよう、通所付添サポート事業を行うとともに、各分館に最低1箇所の通いの場づくりに努めていきます。また、介護予防の取組みの場や方法を提案する等、町民が主体となって運営していけるよう、互助活動の支援を行うとともに、介護予防効果を分析し、町民に通いの場への参加を促します。

里庄町シルバー人材センターにおいて、高齢者の就労機会の充実を図るとともに、高齢者によるボランティア活動や老人クラブ活動等が継続できるよう、担い手の確保に向けて活動の普及啓発を行い、高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進します。

【主な取組み】

◆自立した日常生活の支援	◆通所付添サポート事業
--------------	-------------

(2) 介護予防と生活支援サービスの充実

もの忘れテストの実施等を通して、認知症の早期発見、早期治療に結びつけるとともに、閉じこもりや要介護状態にならないよう、フレイル予防をはじめとする介護予防事業を継続します。

独居高齢者等が安心して在宅で生活できるよう、地域支援サポーターによる見守りや声かけ、町民が集う場づくり等、町民が主体となる活動の支援を行います。

介護予防・生活支援サービスにおけるサービスの担い手となる住民活動を支援していきます。地域単位で認知症の人や家族を支援するため、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成します。

今後、独居や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加も見込まれており、地域全体にサポーター活動が広がるよう、サポーター活動の周知や若い世代の活動参加を促していきます。

【主な取組み】

◆介護予防の推進	◆生活支援サービスの充実
----------	--------------

(3) 高齢者の社会参加の促進

経済的負担の軽減と外出機会を増やして閉じこもりの予防を図るため、要件に該当する75歳以上の人に対して、タクシー料金の一部を助成します。なお、財政負担や利用実績等を踏まえて、要件等の見直しを行います。

【主な取組み】

◆高齢者に対するタクシー料金の助成

(4) 介護保険制度の適正な運営

介護保険制度の適正な運営を図るとともに、介護保険事業者に対する運営指導について、年度当初に策定した年間計画に基づき、計画的に実施します。

在宅医療と介護の一体的な提供を目的とし、引き続き医療機関と介護保険事業者の連携強化を図ります。

【主な取組み】

◆介護サービスの適正な運営	◆医療と介護の連携強化
---------------	-------------

(5) 地域ケア体制の充実

地域包括支援センターを中心に介護・医療の専門職等関係機関と連携し、総合的な相談支援体制の充実を図るとともに、地域ケア会議を開催し、独居や認知症高齢者等を地域全体で見守る体制づくりを進めます。また、地域包括支援センターの役割や機能の周知を図り、適時適切に支援につなぐことができる支援体制や協力体制を構築していきます。

今後増加することが見込まれる認知症に対する正しい知識の普及啓発を行うことにより、家族の負担軽減を図る等、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指します。

里庄町社会福祉協議会と協力し、ふれあいサロンや地域支援サポーターの活動が全分館に行き届くよう普及啓発に努めます。また、支援が必要な人に必要な支援が行き届くよう、町民と地域包括支援センターが協力して支援を行います。

【主な取組み】

◆地域包括支援センターの充実	◆地域全体で支える体制の構築
----------------	----------------

【関連計画】

●里庄町高齢者保健福祉計画 ●里庄町介護保険事業計画 ●里庄町地域福祉計画 ●里庄町地域福祉活動計画（里庄町社会福祉協議会） ●里庄町地域公共交通計画



個別施策

(1) 主体的な選択を支援する体制の充実

相談支援体制の整備として、笠岡市と合同で「笠岡市・里庄町相談支援センター」を設置し、相談・支援を行っています。

権利擁護[※]支援の中核機関となる「笠岡市・里庄町成年後見センター」を設置し、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に利用できるよう相談支援体制を整備しています。

【主な取り組み】

◆相談支援体制の整備

(2) ライフステージに応じたサービスの充実

利用したいサービスを選択できる基盤整備を進め、岡山県や井笠圏域の市町と連携し、障がい福祉サービスの充実を図ります。

障がいのある人に対する障がい福祉サービスや医療費助成等の経済的支援について、障害者手帳交付時の説明や広報紙、ホームページ等の活用による周知を行います。

【主な取り組み】

◆障がい福祉サービスの充実

◆障がいのある人に対する経済的支援

(3) 住み慣れた地域での安心した生活の実現

長期的視点に立って地域における障がいのある人の居住の場の整備に努めるとともに、自立訓練(機能訓練・生活訓練)等の推進により、心のバリアを取り除き、地域社会の一員として生活を営むことができるよう、支援に努めます。

日中活動系サービスである生活介護や就労継続支援等の提供を行うとともに、一時的な見守り等の支援を行う日中一時支援事業等の充実を図ります。

障がい者当事者団体について、団体の活動内容等を行政から情報発信し、会員の増加につなげます。

【主な取り組み】

◆地域生活への移行の促進
◆福祉のまちづくりの推進◆日中活動支援の充実
◆障がい者当事者団体への活動支援基本施策
1-4

障がい者福祉の充実

現状と課題



- 本町では、障害者基本法に基づく「里庄町障がい者福祉計画」、障害者総合支援法と児童福祉法に基づく「里庄町障がい福祉計画」及び「里庄町障がい児福祉計画」を策定し、障がい者福祉に関する各種施策を進めています。
- 令和2年度(2020年度)に笠岡市と合同で「笠岡市・里庄町自立支援協議会」を設置し、障がいのある人等への支援体制についての課題の共有や体制の整備について協議を行っています。また、障がいのある人等が日常生活等の困りごとや支援について相談できる「笠岡市・里庄町相談支援センター」も開設しています。
- 令和4年(2022年)3月に、判断力が十分でない認知症や障がいのある人の財産管理等を支援する成年後見制度の利用促進に向けた中核機関として「笠岡市・里庄町成年後見センター」を設置し、成年後見制度等に関する相談に対応しています。
- 岡山県身体障害者福祉連合会浅口支部里庄分会をはじめとする当事者団体では、高齢化に伴い、会員数が減少しており、新たな会員も増えていない状況となっています。
- 就労支援として、就労奨励金の交付や就労継続支援B型事業所[※]里庄町「四つ葉の家」からの物品等の優先調達を行っており、就労者の経済的自立につなげています。

基本方針

障がいのある人が、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができ、就労や地域活動に参加して、自己実現を図ることができる地域づくりを進めます。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
就労継続支援B型事業所里庄町「四つ葉の家」からの物品等の優先調達件数	239件(令和5年度)	300件(令和11年度)

（４）職業的・経済的自立の実現

就労奨励金の交付や就労継続支援B型事業所里庄町「四つ葉の家」で製造している「里ちゃんコーヒー」をふるさと納税の返礼品として選定する等、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき物品等の優先調達を行い、障がいのある人の経済的自立につなげていきます。

【主な取組み】

◆就労支援の充実

（５）社会参加の促進

「岡山県障がい者スポーツ大会」等において積極的な参加募集を行うことで、スポーツに参加する機会を提供し、楽しみや仲間づくり等、生きがいづくりを推進します。

町主催の各種イベントや地域活動、ボランティア活動等に障がいのある人が参加できる機会を提供し、その活動を推進します。また、参加しやすいイベントとなるよう環境整備に努めます。

併せて、障がいのある人の多様な活動や社会参加・自己実現を支えるためのサービスである移動支援サービスの充実を図ります。

【主な取組み】

◆スポーツ・文化活動の振興
◆地域支援体制の充実
◆移動支援サービスの充実

【関連計画】

- 里庄町障がい者福祉計画
- 里庄町障がい福祉計画
- 里庄町障がい児福祉計画
- 里庄町高齢者保健福祉計画
- 里庄町介護保険事業計画
- 里庄町地域福祉計画
- 里庄町地域福祉活動計画（里庄町社会福祉協議会）

基本施策
1－5

人権尊重のまちづくり

現状と課題



- 人権啓発活動として、小学生を対象に人権の花運動を実施しています。また、12月の人権週間では、啓発チラシの作成・各戸配布、人権の花運動パネル展等を実施しています。
- 毎年「人権教育講座」を実施し、一人でも多くの人に普段から人権について考えてもらう機会を提供しています。また、企業に対しては、人権に関する情報提供のほか、町主催の講演会やイベント等の案内を行っており、今後も参加を促していく必要があります。
- 「里庄町男女共同参画基本計画「きらり☆里庄ウィズプラン」」における基本目標の進捗状況では、町の審議会や委員会の女性委員の割合が基本計画の目標値に達していない状況です。より多くの女性が活躍できるよう女性委員の割合を高めていく必要があります。
- 岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）や警察等の関係機関と連携を図り、広報紙やポスター掲示によって、配偶者暴力の根絶に向けた意識啓発を図っています。

基本方針

一人ひとりの人権が尊重される心豊かな地域社会の実現を目指し、人権教育や人権講演会等の人権啓発活動の充実に努めます。

男女の固定的役割分担意識を解消するため、家庭や地域での各種啓発を図るとともに、事業主等に対して育児休業の普及を働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの促進に努めます。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
人権教育講座参加者数	88人(令和5年度)	100人(令和11年度)
審議会等における女性委員の登用率	37.7%(令和5年度)	40.0%(令和11年度)

（１）人権啓発・教育の推進

人権の花運動や１２月の人権週間に合わせた人権の花運動パネル展等の活動を通して、人権尊重のまちづくりを進めます。

また、学校や家庭、地域社会等の身近な生活の中にある様々な人権問題を学び、正しい理解と認識を深めるとともに、気づきや行動につなげる人権感覚を育てるため、「人権教育講座」を実施します。

人権講演会等の人権啓発イベントへの参加者の増加につながるよう、各種人権啓発活動の見直しや社会情勢等の変化に対応した講座の企画、小学校・中学校へのパンフレット等の配布を通して、人権に関する理解促進と意識の高揚を図ります。

人権擁護委員によるなやみごと相談、行政相談委員による行政相談や弁護士による無料法律相談の実施により、人権等に関する様々な相談に対応します。

【主な取り組み】

- | | |
|-------------------------|------------|
| ◆人権啓発イベントの実施 | ◆人権教育講座の実施 |
| ◆なやみごと相談・行政相談・無料法律相談の実施 | |

（２）男女共同参画社会の形成

「里庄町男女共同参画基本計画「きらり☆里庄ウィズプラン」」に基づき、進捗状況を点検・評価しながら事業を行うとともに、岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）をはじめとする、外部機関が行う研修会等も活用しながら、男女共同参画意識の高揚を図ります。

誰もが性別によらず能力を発揮できる社会を実現するため、仕事と生活の調和の実現に向けた機運の醸成や、女性活躍に向けた環境づくりを促進します。また、あらゆる意思決定の場に女性の意見が反映されるよう、各種委員会・審議会等において、女性委員の登用に努めます。

DV※やセクシャルハラスメントによる被害の防止に加え、社会生活における様々な悩みや問題を解決するため、岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）や専門機関等との連携を図り、気軽に相談できる環境を整備します。

【主な取り組み】

- | | |
|--------------|------------------|
| ◆男女共同参画意識の高揚 | ◆男女共同参画を支える環境づくり |
| ◆相談体制の充実 | ◆各種団体との連携 |

【関連計画】

- 里庄町男女共同参画基本計画「きらり☆里庄ウィズプラン」

基本施策 １－６

医療体制の充実

現状と課題

- 地域における各医療機関の役割分担と機能連携により、いつでも安心して、心身の状態に応じた適切な医療が受けられる地域医療体制の整備を進める必要があります。
- 令和５年（２０２３年）１２月から井笠圏域に出産を取り扱う医療機関がなくなっており、医療提供体制の充実や妊産婦の負担軽減に取り組む必要があります。加えて、少子化問題は深刻さを増しており、長期的な展望に立って、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが求められています。
- 医療・介護連携として、医療機関や介護保険事業者等が情報を共有しながら支援を行えるよう、共通の連携シートやICT等の普及・活用に取り組んでいます。また、井笠圏域において医療・介護従事者をはじめ、町民参加により、在宅医療を支援する仕組み等についての研修を行っています。これらの取り組みを通して、医療・介護従事者がお互いに相談や情報共有ができる、顔の見える関係づくりを構築しています。
- 医療機関との連携による健康づくりとして、特定健診やがん検診等の推進、糖尿病等重症化予防事業、歯周疾患検診等、医師会や専門医と連携した事業を行っています。令和６年度（２０２４年度）からは、口腔機能の維持を目的とした後期高齢者歯科健診を新たに開始しています。

基本方針

必要なときに必要な医療が受けられるよう、支援体制の充実を図ります。



（１）医療・介護連携システムの確立

かかりつけ医をはじめ、医療機関や介護保険事業者等が連携し、適切に情報共有することにより、日常生活圏域内で医療・介護サービスが安心して受けられるよう地域包括ケアシステムの確立を目指します。

町内の医療機関数を維持し、将来の地域医療体制を確保するため、医療機関との連携を強化します。情報共有のためのツールが幅広く活用されるよう、継続的に普及活動を行います。

在宅医療や終末期医療等の研修や意見交換等を継続して行うことで、医療・介護従事者が、意見交換を通して互いの専門性や役割の理解を深め、協力し合える体制の整備を進めます。

【主な取り組み】

◆かかりつけ医の普及・定着	◆在宅介護体制との連携
◆在宅医療を支援する連携システムの構築	◆医療・介護連携システムの確立
◆地域の中核病院との連携強化	

（２）医療機関との連携による健康づくりの推進

特定健診や各種がん検診等を通して、医師会や医療機関等と連携し、健康づくりや疾病予防、予防接種等の保健事業を推進するとともに、生活習慣病予防のため、一次予防から三次予防※まで総合的に進めます。

※一次予防とは生活習慣の改善等による病気にならないための取り組みのこと。
二次予防とは健康診断等早期発見・早期治療のための取り組みのこと。
三次予防とはリハビリテーションによる社会復帰や再発防止のための取り組みのこと。

【主な取り組み】

◆医療機関との連携による健康づくりの推進

基本施策 1-7 健康づくりの推進

現状と課題

- 本町では、各種健(検)診や健康管理システムの有効活用、健康教室の開催等を行い、健康づくりを進めています。
- 生活習慣病対策として、受診者の利便性向上のため、集団健診や浅口医師会及び笠岡医師会への委託により、個別健診を実施しています。集団健診では、がん検診や腹部超音波検診も同時に実施し、また、特定健診の基本項目に貧血検査や心不全マーカー※を追加する等、健診項目の充実を図っています。
- 愛育委員により、健(検)診申込書の配付のため、各戸訪問を継続しており、配付・回収時に受診勧奨を行っています。その結果、本町は県内においても特定健診、特定保健指導、がん検診の受診率は高くなっています。また、特定健診対象者のデータ分析を行い、階層別にナッジ※を活用した通知物を送付する等、受診率の向上に努めています。しかし、国の設定する受診率70.0%には届いていません。
- 月に1回実施している「肩こり・腰痛相談」では、身体機能の評価だけではなく、生活状況も聴取し、いつまでも地域で安心して生活できるよう取り組んでいます。運動量や外出機会が少なくなっている人に対しては、各地域の活動を紹介し参加を促しています。
- 令和5年度(2023年度)に、フレイル予防や健康づくりを推進するため、中央公民館・西公民館にラウンドフィットネス用の器具を、東公民館にいきいき体操で使用する設備を導入しています。

基本方針

心と体の健康づくりを推進するため、町民・各種団体・関係機関と協働しながら、健康づくり活動への支援、保健サービスの充実等を推進し、町民の健康維持・増進を図る等、健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進します。

評価指標		
指 標	現 状 値	目 標 値
特定健診受診率	53.0%(令和5年度)	60.0%(令和11年度)
特定保健指導受診率	40.2%(令和5年度)	60.0%(令和11年度)
健康寿命	男性:80.4歳(令和5年) 女性:84.9歳(令和5年)	男性:81.5歳(令和11年) 女性:86.0歳(令和11年)
ラウンドフィットネスの利用者数	中央公民館:3,160人(令和5年度) 西公民館:3,484人(令和5年度)	中央公民館:3,520人(令和11年度) 西公民館:3,844人(令和11年度)



個別施策

（１）健康づくりによる生活習慣病の予防

特定健診やがん検診等の受診率向上のため、案内書類の定期的な見直しを行い、新規受診者の増加を図るとともに、受診者の分析を行い、特定健診やがん検診等の継続的な受診につなげていきます。また、健診後の特定保健指導やその他の健康教育、健康相談も含めて、内容の充実を図ります。

食生活改善や運動、喫煙等の生活習慣改善を重視した健康教育等を実施し、町民の主体的な健康づくりを支援します。

【主な取り組み】

◆健康寿命の延伸

◆各種健(検)診の充実

（２）地域保健推進体制の整備

町民の健康意識の向上を図るため、健康づくりに関する広報を行います。

保健所、福祉関係団体、医療機関等との協力体制の充実を図るとともに、分館単位で、愛育委員・栄養委員をはじめとする地域のボランティアや各種の地区組織と連携し、町民主体の心と体の健康づくり推進体制の整備に努めます。

町内の事業所等に出向き、健康に関する出前講座を実施する等、職域との連携を深めます。

地域と職域の健(検)診や保健指導等の保健活動の有機的な連携を図り、一体となった健康づくりを推進するため、地域・職域保健連絡会等の設置について検討します。

【主な取り組み】

◆健康づくり推進体制の整備

◆地域保健と職域保健の連携

（３）疾病予防対策の推進

腰痛や膝痛等による日常生活の中での機能低下を改善するため、毎月1回、「健康相談」、「肩こり・腰痛相談」を実施し、個別の評価・指導を継続していきます。また、フレイル予防のため、ふれあいサロンやいきいき体操等の地域の集いの場への参加を促し、運動量の増加、筋力の維持・向上を図る取り組みについて紹介していきます。

閉じこもり傾向にある人や外出機会が減少している人に対して、町が行う健康づくり事業や地域の通いの場について周知します。また、令和5年度(2023年度)に中央公民館・西公民館に導入したラウンドフィットネス用器具等の利用促進に努めます。

認知症についての正しい知識の普及啓発に努めるとともに、認知症施策を主体的に行っている地域包括支援センターが中心となって、認知症の予防と早期発見に向けて対応していきます。

新型コロナウイルス感染症の流行を教訓として、感染症予防の意識を高め、手洗い等の予防策が適切に行えるよう、感染症に関する情報を提供するとともに、各種予防接種の普及啓発を図り、自主的な適時接種を促進します。

【主な取り組み】

◆成人・高齢者保健対策の充実

◆感染症対策の充実

【関連計画】

●健康里庄 21

現状と課題



- すべての町民が安心して生活できるよう、国民健康保険や国民年金、生活保護等の社会保障制度の適正かつ持続可能な運用が求められています。
- 本町では、KDB(国保データベース)システム^{*}を活用し、地域の健康課題や対象者の抽出を行っており、健診結果をもとに、生活習慣病予備群への健康教育の実施や、重症化予防対象者、要精密・要治療の人に対する受診勧奨を行っています。
- 令和5年度(2023年度)に「里庄町データヘルス^{*}計画」、「里庄町特定健診等実施計画」を策定し、課題の抽出や目標の設定を行いました。被保険者数の減少や被保険者の高齢化等による一人当たり医療費の増額が課題となっています。
- 国民健康保険制度については、パンフレット配布等により、各種給付制度や特定健診、マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)利用等に関する内容の周知に努めています。
- 国民健康保険制度を維持していくためには、適正な受診による医療費の抑制に努めるとともに、保険税収納率の向上を図る等、適正かつ円滑な制度の運営が求められています。
- 「里庄町国民健康保険税収納対策緊急プラン」を策定し、納税相談の機会を設ける等、保険税の収納促進に努めていきます。特別な事情もなく納付に応じない場合は、滞納処分を実施して公平・公正な運営を行っています。また、介護保険料や後期高齢者医療保険料についても効果的かつ効率的な収納対策を進めています。
- 生活保護世帯においては、経済的な自立を目指して、就労支援を行っています。生活保護費を支給する一方で、今後も引き続き生活困窮者対策を進めるとともに、生活保護制度の適正な運営を行っていく必要があります。

基本方針

国民健康保険や国民年金、生活保護等の社会保障制度について、町民の理解が深まるよう周知するとともに、制度の適正な運営に努めます。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
ジェネリック医薬品 [*] の普及率(国民健康保険被保険者の数量ベース)	79.6%(令和5年度)	80.0%(令和11年度)

個 別 施 策

(1) 国民健康保険の充実

健康課題を明確にし、データ分析に基づく効果的・効率的な保健事業を推進します。また、健診結果だけでなくKDB(国保データベース)システムデータやレセプトデータ^{*}を活用し、生活習慣病予備群や該当者の状態改善に努めます。

精密検査未受診者に対して個別の受診再勧奨を行い、病気の早期発見に努めます。

「里庄町データヘルス計画」、「里庄町特定健診等実施計画」に基づき、ジェネリック医薬品の利用促進や重複・頻回受診対策等、医療費の適正化に取り組み、一人当たり医療費の抑制に努めます。

【主な取り組み】

- ◆データ分析に基づく効果的・効率的な保健事業の推進
- ◆特定健診・特定保健指導の充実

(2) 国民健康保険税等の収納促進

国民健康保険制度の仕組みや現状等について、町民の理解が深まるようホームページや啓発パンフレット等を活用し、町民にわかりやすく丁寧な説明を行っていきます。また、マイナ保険証の使い方や利用促進等をはじめとした時事的な内容の広報活動を随時実施し、町民の不安解消に努めます。

「里庄町国民健康保険税収納対策緊急プラン」に基づき、国民健康保険事業の運営の根幹をなす国民健康保険税について、長期滞納者、高額滞納者等に対する納税相談や滞納処分の実施により、国民健康保険税の収納を促進し、収納率の向上を図ります。

介護保険料や後期高齢者医療保険料についても効果的かつ効率的な収納対策に努めます。

【主な取り組み】

- ◆国民健康保険制度についての理解促進
- ◆国民健康保険税の収納率向上
- ◆納税相談の実施

(3) 生活困窮者等の自立支援

生活保護法に基づき、制度の適正な運営を図るとともに、関係機関と連携し、適切な相談・指導に努めながら、生活保護世帯の自立を促進します。

生活保護世帯や生活困窮者に対して、就労支援等を行い、経済的に自立できるよう支援します。

【主な取り組み】

- ◆生活困窮者支援事業

【関連計画】

- 里庄町データヘルス計画
- 里庄町特定健診等実施計画
- 里庄町国民健康保険税収納対策緊急プラン

基本目標 2

希望を持ち、豊かな心を育むまち

【教育・文化・スポーツ】



《基本施策》

1. 学校教育の充実
2. 生涯学習の振興
3. 芸術・文化の振興、歴史の保存
4. 生涯スポーツの振興
5. 交流活動の推進



基本施策 2-1

学校教育の充実

現状と課題



- 非認知能力を育成するため、市内のすべての幼稚園・小学校・中学校で「プレゼンテーション（自分を高める力）」、「ディスカッション（他者とつながる力）」、「リフレクション（自分と向き合う力）」の育成に取り組む「里庄3シヨンプログラム」を推進しています。
- 子どもの成長やつまずき、悩み等の理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえて、きめ細かく指導・支援することが求められています。また、子どもが自らの学習の状況を把握し、主体的に学習できるように促していくことも求められています。
- 幼稚園・小学校・中学校に学校生活支援員を配置し、学習環境の充実を図っています。
- 特別支援教育として、幼稚園・小学校・中学校に知的障がい児学級、自閉症・情緒障がい児学級を設置し、様々な障がいのある子どもたちが安心して学習できる環境を整えています。
- 令和6年度（2024年度）に小学校・中学校の教室に電子黒板を導入し、子どもたちのタブレット端末との連携により、充実した授業ができるようにしています。
- GIGAスクール構想を実現するため、教育の質の向上とともにICTの活用を進め、協働的な学びを実現していく必要があります。
- 平成30年度（2018年度）には、小学校・中学校すべての教室に空調設備を導入しました。また、令和3年度（2021年度）には、小学校・中学校の体育館にも空調設備を導入し、教育環境の改善に努めています。

基本方針

子ども一人ひとりを大切にしたきめ細かな指導の推進により、「生きる力」の確実な育成、子どもたちを「認めること」を大切にした非認知能力の育成、基礎的・基本的な学習内容の定着と家庭教育の充実に取り組みます。また、学校・家庭・地域の連携による開かれた学校のもと、地域ぐるみで安全・安心な教育環境の整備を進めます。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
毎日朝食を食べると回答した子どもの割合	小6 89.8%(令和5年度) 中3 74.4%(令和5年度)	小6 90.0%(令和11年度) 中3 90.0%(令和11年度)
将来の夢や目標を持っていると回答した子どもの割合	小6 59.2%(令和5年度) 中3 37.2%(令和5年度)	小6 80.0%(令和11年度) 中3 60.0%(令和11年度)
自分にはよいところがあると回答した子どもの割合	小6 83.7%(令和5年度) 中3 77.9%(令和5年度)	小6 90.0%(令和11年度) 中3 90.0%(令和11年度)
前の学年までに受けた授業でパソコンやタブレット端末等のICT機器をほぼ毎日使用したと回答した子どもの割合	小6 32.7%(令和5年度) 中3 59.3%(令和5年度)	小6 80.0%(令和11年度) 中3 80.0%(令和11年度)

※全国学力・学習状況調査による数値

個別施策

(1) 「生きる力」の確実な育成

「生きる力」を育むため、より一層の道德教育・人権教育の充実を目指します。「豊かな心(徳)」、「確かな学力(知)」、「健やかな体(体)」のバランスの取れた子どもを育てるため、幼稚園・小学校・中学校の卒業期における「めざす子どもの姿」として、それぞれの卒業期の子どもの姿を設定し、幼稚園から中学校までの11年間を見通した教育を町全体で行っていきます。

子どもたちに「プレゼンテーション(自分を高める力)」、「ディスカッション(他者とつながる力)」、「リフレクション(自分と向き合う力)」の育成に取り組む「里庄3ションプログラム」を推進し、子どもたちの非認知能力を培っていきます。

体力づくりやスポーツ活動を推進し、健やかな体を育成するとともに、子どもの健康の保持増進に努めます。

特色のある学校給食の充実を図るため、給食を児童・生徒の学習・交流の場として位置づけ、自校の給食調理場で調理した安全・安心な給食の提供を行います。

【主な取り組み】

- | | |
|------------------------|-------------|
| ◆「生きる力」の育成 | ◆心の教育の推進 |
| ◆非認知能力の育成 | ◆学校給食の提供・充実 |
| ◆体力づくり・スポーツ活動・健康づくりの推進 | |

(2) 特別なニーズに対応した教育の推進

様々な教育課題に対応するため、個に応じた教育・支援を進めます。

特別支援教育では、特別支援学級を整備するとともに、通常学級に在籍する言語障がいや自閉症・情緒障がいがある児童に対しては、浅口市と連携して通級指導(ことばの教室・あすなろ教室)を行います。

園児・児童・生徒のいじめ、不登校、就学の問題では、教育相談員を配置することで、相談体制を整えます。また、学校に行きにくい児童・生徒には、適応指導教室(浅口大簡塾)へ通塾できるようにすることで、学校への再登校を目指します。

子どもたちの進学時には、環境の変化や学習システムの違いによる戸惑いや不安がみられるため、幼稚園・小学校・中学校のさらなる連携を図るとともに、学校生活支援員の配置等、学習支援の充実を図ります。

【主な取り組み】

- | | |
|-------------|-------------------|
| ◆特別支援教育の充実 | ◆幼稚園・小学校・中学校連携の推進 |
| ◆相談・指導体制の充実 | |

(3) 時代の要請に応える質の高い教育の推進

急速に進展する国際化に対応し、グローバル社会を生きる力を育成するため、外国語指導助手(ALT)を有効に活用し、外国語教育の推進を図るとともに、活用等、情報教育の充実を図ります。

中学生を対象に、英検(実用英語技能検定)3級以上を受検した場合に検定料の一部を補助することで、英検受検機会の拡大と生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ります。

少子高齢化、地球温暖化、情報化の進行等、時代の変化に対応するため、情報教育、環境教育、福祉の心を育む教育の推進と充実に努めます。特に情報教育では、一人一台のタブレット端末や電子黒板を積極的に活用し、児童・生徒にとってわかりやすい授業を目指します。

学校は児童・生徒にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地震等の非常災害時には避難場所等の防災拠点としても重要な役割を担っていることから、施設の老朽化への対応等、安全で安心な学校施設の整備・改善を図ります。

保護者への学校からのお知らせについては、PDF形式の文書配布や自動集計機能がある保護者アンケート、朝の欠席連絡受付機能等を備えた保護者連絡アプリを導入し、保護者の利便性の向上と教職員の働き方改革に寄与する教育分野のDX化を推進します。

【主な取り組み】

- | | |
|------------------|------------------|
| ◆グローバル社会を生きる力の育成 | ◆時代の変化に対応する教育の充実 |
| ◆学校施設の整備・改善 | ◆教育分野のDX化 |

(4) 学校・家庭・地域の連携による安全・安心な教育環境の整備

人間形成における家庭の重要性についての意識啓発を図るとともに、子育ての悩みや不安を解消するため、子育て講座や乳幼児学級の開講、相談等の活動を推進します。

規則正しい生活習慣やスマホ・ゲーム等のルールづくり、読書習慣や家庭学習習慣の定着等により生活リズムを向上させることは、子どもの心身の発達や確かな学力の育成に不可欠です。そのため、家庭教育のさらなる充実に向けた家庭教育支援チームの設置を検討し、人材育成講座を通してチームの核となる人材の確保を行います。

放課後や長期休暇中の子どもの居場所づくり等の取り組みを推進するとともに、子ども安全パトロール員や関係機関等と連携し、子どもの安全確保を図ります。

子どもの望ましい職業観・勤労観を育成するため、中学生の職業体験等のキャリア教育*の取り組みを充実させていきます。

「開かれた学校づくり」と「特色ある学校づくり」を進めるため、学校運営協議会による意見交換の場を継続するとともに、コミュニティスクール*の導入を検討していきます。

【主な取り組み】

- | | |
|-----------|------------------------------|
| ◆家庭教育の充実 | ◆学校・家庭・地域の連携による安全・安心な教育環境の整備 |
| ◆職業体験等の充実 | ◆開かれた学校づくりと学校の自主性・自律性の確立 |

【関連計画】

- | |
|----------|
| ●里庄町教育大綱 |
|----------|

基本施策
2-2

生涯学習の振興

現状と課題



- 自学自習を基本とした「里ちゃん寺子屋」事業や、様々な体験活動を行う「里ちゃんチャレンジ・ワールド」事業を実施し、子どもたちの生きる力を育むとともに、地域の人や地元企業の協力を得ながらより成長できる教育環境づくりを進めています。
- 図書館については、利用者を増やすための各種取り組みを実施するとともに、子どもたちの学習環境を充実させるため、館内の学習スペースの拡充を行いました。
- 子育てについて語り合いながら学び合う「親育ち応援学習プログラム」を活用した子育て講座を実施するためのファシリテーターの養成を行い、家庭教育の向上に努めています。
- 公民館や福祉会館を活動拠点とした高齢者対象の虚空蔵大学や成人対象のカレッジクラブの開催、図書館講座の実施等、生涯学習を通して地域教育力の向上と生きがいづくりに取り組んでいます。
- カレッジクラブは、年齢層の幅が広がっていますが、講座数が少なく、受講開始から4年間で修了となるため、新しく受講する人が少なく、修了者も増えていることから、講座自体の存続が難しくなっています。
- 中央公民館は、社会教育・生涯学習の中心的な拠点としての役割を果たしています。文化協会をはじめとする団体やボランティア団体の活動場所として各種団体間をつなぎ、町民が自立して公民館で身につけた力を地域で生かし、地域を活性化させる活動ができるよう努めています。
- 老朽化がみられる施設については、計画的に補修や維持管理を行う必要があります。
- 町民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう促すことが重要です。公民館等の生涯学習施設において学び、その成果を地域で生かすことができるような環境を整えることで、生涯学習によるまちづくりの実現を目指す必要があります。

基本方針

町民が生涯を通して、主体的に学習機会を選択して学び、その成果を社会に生かしていくことができる「生涯学習によるまちづくり」の実現を目指し、いつでも、どこでも、誰もが学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映される生涯学習の推進を図ります。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
図書館の貸出図書数	61,908冊(令和5年度)	65,000冊(令和11年度)
図書館の来館者数	54,882人(令和5年度)	60,000人(令和11年度)
パソコン・スマホ教室の参加者数	161人(令和5年度)	170人(令和11年度)
親育ち応援学習プログラム講座実施回数	3回(令和5年度)	5回(令和11年度)

個 別 施 策

(1) 生涯学習支援体制の整備

さとしょう未来塾の「里ちゃん寺子屋」事業や「里ちゃんチャレンジ・ワールド」事業により、町民や地元企業を交えた子どもたちの様々な活動機会の拡大を図ります。

地域文化創造拠点である総合文化ホール、町民の自主的な学習の拠点である中央公民館や図書館、科学教育の拠点である仁科会館(西公民館)の利用促進に努め、町民の生涯学習、コミュニティ活動の場として活用を促進します。

世界に誇れる科学者誕生のまちとして(公財)科学振興仁科財団と連携し、仁科芳雄博士の偉業を積極的に広くPRするとともに、先人に続く人材を育成するため、科学に関心を持つ中学生が増えるよう、「ロボットコンテスト」等の特色ある事業を充実させていきます。

学校で行っているおはなしボランティアによる「おはなし宅配便」の実施等、児童に読書への興味・関心を持ってもらうきっかけづくりに努めます。児童が社会科見学で図書館に来館する際に、自分の図書館利用者カードで好きな本を借りる体験等を通して読書への関心を持ってもらうきっかけづくりに努めます。

図書館、学校図書館、公民館等との連携を図ることにより、町民の読書環境を充実させていきます。また、司書によるブックスタート事業やおはなし会、楽しみながら参加できるイベントを実施することで、読書をする機会やきっかけづくりに努め、来館者や貸出冊数の増加を目指します。

子どもの健やかな成長とともに、互いに子育てについて学び合い、親として育ち合うことを支援する「親育ち応援学習プログラム」を活用することで、家庭の教育力の向上を図るとともに、地域の家庭教育、子育て支援に関する課題解決のための組織づくりを進め、社会全体で子どもを育てる気運を高めていきます。

【主な取り組み】

- ◆生涯学習支援体制の整備・充実

◆生涯学習施設の利用促進・充実

◆読書活動の充実

◆生涯学習の情報提供
- ◆科学技術・科学教育の推進

◆家庭教育の推進・充実

◆家庭教育力の向上



（２）地域に根ざした公民館活動の活性化

各地域の課題を町民と行政との協働のまちづくりによって解決する「地域力」の向上を図るため、公民館を拠点として地域課題をテーマとした学習機会を設け、町民が様々な地域活動に積極的に参加することができる環境整備に努めます。

健康づくり、地域福祉、子どもや青少年の健全育成、地域づくり、自主防災、防犯、環境保全等の地域課題をテーマとした学習機会・プログラムの提供を図ることにより、地域に根ざした生涯学習の促進に努めます。

「高齢者が元気で活躍できる場」、「子どもと関わり、お互いが元気と生きがいを感じられる場」、「町民が協力し、いきいきと生活できるまちを実現させる場」として公民館活動の活性化を図り、生涯学習を推進します。

【主な取り組み】

- ◆地域課題の解決の場としての公民館活動の活性化
- ◆地域課題や社会貢献活動をテーマとした生涯学習の推進

（３）青少年の健全育成

学校、家庭、地域が一体となって、ボランティア活動等の様々な活動を通して、社会性を育み、青少年の自立と協調意識の向上を図ります。

高度情報化の進展で、インターネット利用等に伴う事件に子どもたちが巻き込まれるケースが増えていることから、情報モラルの教育を通して子どもの被害防止や健全な育成を図ります。

青少年の活動に対して指導・助言等を行う人材の確保や指導者の育成を促進するとともに、青少年の育成活動を行う関係団体を支援します。

警察、学校、補導関係機関等との緊密な連携により、補導活動の推進に努めるとともに、青少年に対する相談支援体制の充実を図ります。

【主な取り組み】

- ◆青少年の自立支援
- ◆情報モラル教育の推進
- ◆青少年健全育成団体の支援

（４）成人・高齢者教育の充実

多様化、高度化する町民の学習要求に応えるため、虚空蔵大学・カレッジクラブ等の公民館講座の充実を図るとともに、文化協会やボランティア団体等への支援、活動成果の発表機会等の充実に努めます。

【主な取り組み】

- ◆学習機会の充実
- ◆学習内容の充実

（５）デジタル化の推進

デジタル社会の実現に向けてすべての人が享受できる環境を構築するとともに、高齢者等のデジタル化への不安を解消するため、パソコン・スマホ教室を開催します。

【主な取り組み】

- ◆パソコン・スマホ教室の開催

基本施策 ２－３

芸術・文化の振興、歴史の保存

現状と課題

- 文化協会等の各種団体が自主的に文化活動に取り組んでいます。また、総合文化ホールは、町民や中学校・近隣高校の吹奏楽部等の成果発表の場として活用されています。
- 文化施設については、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少やイベントの中止等がありましたが、現在は以前の水準まで戻りつつあります。また、健康カラオケの導入等により、公民館等の利用促進につながっています。
- 里庄町出身の博物学者である佐藤清明氏の業績顕彰のため、平成29年（2017年）に佐藤清明資料保存会を発足し、年5回の講演会、年2回程度の会報発行等、清明氏の業績を紹介する活動を行っています。また、総数1万点に及ぶ清明氏が残した資料の保存とデータベース化を進めています。
- 本町には、大原踊りや大原焼等の伝統芸能や文化があり、それらを通して、世代間交流が図られています。一方で、後継者の育成が課題となっており、伝統芸能や文化を大切にし、次代に継承していくための取り組みを行っていく必要があります。
- 歴史民俗資料館の開館日を増やすとともに、イベントを行う等、来館者の増加を図ります。

基本方針

文化拠点である総合文化ホール等の各施設の文化活動情報を充実させ、文化活動の裾野の拡大を図り、新しいイベントを創出します。

里庄町の歴史・伝統・文化等に直接触れる体験を通し、子どもたちの郷土に対する理解を深め、豊かな感性や心の育みを促し、シビックプライドの醸成を図ります。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
総合文化ホール自主事業年間観客動員数	1,900人(令和5年度)	2,400人(令和11年度)
総合文化ホール年間使用数(貸館)	49件(令和5年度)	55件(令和11年度)
歴史民俗資料館来館者数	406人(令和5年度)	450人(令和11年度)
仁科会館来館者数	7,288人(令和5年度)	7,300人(令和11年度)
仁科芳雄博士生家来館者数	908人(令和5年度)	920人(令和11年度)

個別施策

（１）芸術・文化活動の振興

虚空蔵大学やカレッジクラブ、文化協会等と連携し、町民の自主的な文化活動や芸術活動への取り組みを促進するとともに、文化活動に携わる人の相互交流を促進します。

カレッジクラブについては、一般教養講座・短期講座の実施内容や修了年数等を検討します。受講修了後は、虚空蔵大学への移行を勧めるとともに、若い世代については、新たなサークル活動を促すこと等を検討します。

総合文化ホール、福社会館、中央公民館等を活用し、虚空蔵大学やカレッジクラブ、文化協会等と連携して、町民の文化活動の発表機会の拡充を図ります。

【主な取り組み】

- ◆自主的な文化活動の支援
- ◆町民の文化活動の発表機会の拡充
- ◆新しいイベントの創出

（２）文化施設の利用促進・整備

本町の文化拠点である総合文化ホール、図書館、公民館については、各施設の情報発信を充実し、利用促進を図ります。

町民が身近な場所で気楽に自主的な活動ができるよう、公民館等の機能強化に努めます。

老朽化がみられる施設は、計画的に補修・維持管理を図ります。

【主な取り組み】

- ◆文化拠点の利用促進
- ◆公民館等の機能強化
- ◆老朽施設の補修・維持管理

（３）文化遺産の保護・保存・活用

現在、町指定文化財として指定している6つの有形・無形文化財について、保護、保存、活用を図ります。

また、郷土の生んだ偉大な科学者である仁科芳雄博士の遺徳を顕彰し、長く後世に伝えるため、町指定文化財である仁科芳雄博士生家の保存・修復を行うとともに、多くの人に来館していただけるよう周知していきます。

町内に存在する未指定文化財等を調査し、新たな文化財の指定について検討します。

里見山中遺跡の貴重な出土品を歴史民俗資料館に展示し、資料として活用します。また、配置している学芸員を中心に地域の歴史を研究します。

歴史民俗資料館に展示されている仁科芳雄博士・小川郷太郎博士関係の資料、里庄町の焼き物「大原焼」、民具等の資料を保全し、里庄町文化財保護委員とともに本町の歴史・文化に対する理解を深め広く周知していきます。

【主な取り組み】

- ◆文化遺産の継承・活用
- ◆文化財の調査・保護・指定・展示
- ◆文化遺産保護意識の高揚
- ◆歴史民俗資料館の充実

（４）地域文化の振興

地域への郷土愛を育み、地域に根付いた伝統文化や芸能を後世に伝えるため、町民が参加できる体験活動等を通して広く紹介し、子どもから高齢者まで世代間の交流を深め、後継者の育成を図るとともに、文化遺産の継承及びシビックプライドの醸成に努めます。

【主な取り組み】

- ◆伝統文化・芸能の継承
- ◆PR・披露の場の提供



仁科芳雄博士生家

基本施策
2-4

生涯スポーツの振興

現状と課題



- 健康の保持増進や町民同士の交流を図るため、スポーツ交流大会や健康まつり、ふれあいマラソン大会を開催しています。
- 子どものスポーツ振興として、柔道・剣道スポーツ教室をはじめ、少年野球や少年サッカー等の専門的なスポーツのほか、「さとしょう未来塾」との連携により、トレッキングや走り方講座を実施する等、子どもたちがスポーツに親しめる取組みを進めています。
- 令和8年(2026年)4月に3市2町で構成する岡山県西部衛生施設組合により、広域連携拠点施設(熱利用施設)として屋内型温水プールが整備される予定です。これによりあらゆる年齢の人が身近なところでスポーツに親しむことができるようになります。また、この施設を小学校・中学校のプールの授業で利用することにより、老朽化した施設の改修にかかる経費削減を図ることができ、さらに、天候等により授業実施が左右されない等の課題解決につながる利点があることから、今後、活用方法を検討していく必要があります。
- スポーツ指導者の育成・確保については、それぞれの団体に対して、指導者育成のための研修事業に関する情報提供を行っています。一方で、指導者の高齢化が進んでおり、指導者確保が重要課題となっています。

基本方針

町民の誰もが、生涯の各時期において、それぞれの体力、年齢、目的に応じて、誰とでも、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

評価指標		
指標	現状値	目標値
スポーツ事業の参加者数	2,400人(令和5年度)	3,000人(令和11年度)
スポーツ施設利用者数	55,000人(令和5年度)	60,000人(令和11年度)
学校体育施設夜間利用者数	6,770人(令和5年度)	7,000人(令和11年度)

個別施策

(1) 生涯スポーツの普及・振興

地域全体でスポーツ活動を盛り上げていくため、大会等を開催する際には、スポーツ関係団体が中心となり、町民・団体との協働によるスポーツ行事を実施します。

スポーツを通して体力の向上と青少年健全育成を図るため、関係団体と連携し、子どもにスポーツの場や機会を提供します。

子どもから高齢者に至るまで身近にスポーツに触れる機会が得られるよう、工夫した事業を展開するとともに、気軽にスポーツが楽しめるよう、スポーツ推進委員やスポーツ協会、各種スポーツ団体と連携してスポーツ教室やイベントを開催し、自主的な活動を促進し、各種スポーツ団体やクラブの育成を図ります。

ふれあいマラソン大会では、参加者にICタグを配布し、自動でタイムを計測する等、スポーツ事業にもDXを導入し、今後もさらなるDXの拡大を推進します。

【主な取組み】

- ◆地域全体で取り組むスポーツの振興
- ◆子どものスポーツ振興
- ◆働く世代・子育て世代のスポーツへの参加促進
- ◆スポーツ教室やイベントの開催

(2) スポーツ施設の利用促進・充実

つばきの丘運動公園多目的グラウンド、野球場、テニスコート、弓道場、武道館等のスポーツ施設の利用促進を図り、それぞれの施設がスポーツ交流拠点としての機能を発揮できるよう、各種スポーツ大会の誘致を行うとともに、様々な広報媒体を活用したスポーツイベントや教室等の情報提供に努めます。

ホームページ等から、体育施設や学校体育施設の利用状況を確認し、申込みできる環境を構築する等のデジタル化を推進します。

町民が安全にスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設の適正な維持管理に努めるとともに、計画的な改修や運営管理の向上を図ります。

【主な取組み】

- ◆スポーツ施設の利用促進・充実
- ◆スポーツ施設の適正な維持管理
- ◆体育施設・学校体育施設の利用予約のデジタル化

(3) スポーツ指導者の育成・確保

スポーツ推進委員、スポーツ協会、各種スポーツ団体関係者と連携し、指導者の育成・確保に努めるとともに、指導者相互の交流を通して指導者の知識・技術の向上を図ります。

【主な取組み】

- ◆スポーツ指導者の育成・確保



個 別 施 策

(1) 国際交流の推進

国際交流協会の活動・研修を通して、町内企業と連携した外国人従業員との交流会事業や外国人留学生のホームステイ、ハロウィンパーティ等、町民主体の国際交流活動に取り組みます。

保育所・幼稚園・小学校・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、英語教育を推進することにより、国際理解を深めます。

里庄中学校では、全生徒が青少年赤十字に加盟することで、その取組みを通して生徒が世界の平和と人類の福祉に貢献し、世界の人々との友好親善の精神を育成することができるよう、国際交流事業を推進します。

英語を学ぶ機会と場所を提供し、外国文化への理解を深めることを目的として、英会話講座を行います。

【主な取組み】

- | | |
|-----------------|------------|
| ◆町民主体の国際交流事業 | ◆国際教育の推進 |
| ◆国際感覚豊かな人づくりの推進 | ◆国際交流事業の推進 |

(2) 地域間・世代間交流の推進

（公財）科学振興仁科財団の「ロボットコンテスト」や各種スポーツ行事等を通して、人と人との交流、町内外や地域間の交流を推進します。

スポーツや芸術・文化活動、伝統芸能等を通して相互に交流できる環境づくりを促進するため、スポーツ協会や文化協会等の既存団体の育成・強化を図り、各種交流事業の支援に努めます。

町内外のスポーツ大会等を通じた他地域との交流や世代間の交流を積極的に推進します。
地域の活性化を図るため、町民主体のまちづくりの推進やイベント等への参加による多様な交流を促進するとともに、町民の自主的な交流活動の支援に努めます。

【主な取組み】

- | | |
|--------------|--------------------------|
| ◆地域間交流の推進 | ◆スポーツ協会や文化協会等の既存団体の育成・強化 |
| ◆スポーツ交流活動の推進 | ◆文化交流活動の推進 |

基本施策
2-5 交流活動の推進

現状と課題



- 社会経済や文化のグローバル化、情報通信技術の進展等により、外国人を身近に感じ、日常生活に関わる機会が増えています。このような中、国際感覚を備えた人材の育成に取り組んでいく必要があります。
- 子どもたちの国際理解を深めるための取組みとして、外国語指導助手（ALT）を配置しており、幼児・小学生・中学生が国際感覚を身につけるための取組みを行っています。また、町民を対象とした英会話講座も行っています。
- 国際交流事業として、国際交流協会が中心となり、ハロウィンパーティを開催しています。幼児や小学生は保護者とともに参加し、中学生や高校生は運営ボランティアとして参加する等、ハロウィンパーティを通して世代間相互の交流を図るとともに、国際理解の発信の場となっています。
- （公財）科学振興仁科財団の「ロボットコンテスト」では、岡山県内の中学生・高校生が参加し、それぞれの技術と創造力を発揮しながら、地域間交流が図られています。
- 小学生のスポーツ教室・団体においては、町内外での交流が盛んに行われており、町外のチームを招いて大会を開催しています。また、ソフトバレーボール交流大会においても近隣市町からの参加があり、スポーツによる交流を行っています。

基本方針

グローバル化の流れが進む中、若い世代に国際感覚を養う機会を提供し、多様な文化や価値観を認め合う多文化共生社会の実現に向けた取組みを進めます。
また、スポーツや芸術文化活動、伝統芸能等を通して多様な地域間交流を促進し、地域社会の活性化を図ります。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
外国語指導助手（ALT）の配置	3人（令和5年度）	3人（令和11年度）
国際交流協会の会員数	26人（令和5年度）	40人（令和11年度）
英会話講座の参加者数	30人（令和5年度）	50人（令和11年度）

基本目標 3

快適で安全・安心なまち

【生活環境】



《基本施策》

1. 快適な住宅地整備の推進
2. 生活環境の充実
3. 防災・減災対策等の推進
4. 防犯対策、交通安全対策、消費者問題対策等の充実

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



基本施策 3-1

快適な住宅地整備の推進

現状と課題



- 急激な少子高齢化の進展、経済状況の変動により、ライフスタイルは大きく変化しています。本町では、昭和50年(1975年)以降、岡山県土地開発公社や民間事業者により、浜中団地、君賀原団地、グリーンcrest団地等の大規模住宅団地が建設されてきました。
- 開発事業者により令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)において、10箇所(合計72区画)の住宅地開発が行われています。
- 人口減少が進む中、転入者はもとより、本町に住んでいる人に対しても本町の住みやすさについてPRしていく必要があります。
- 令和3年度(2021年度)に「里庄町空家等対策計画」を策定しています。この計画に基づき、令和4年度(2022年度)には空家等除却支援事業補助制度の創設、令和5年度(2023年度)には空き家情報バンク制度の創設、令和6年度(2024年度)には空き家リフォーム支援事業補助制度の創設を行っています。
- 一般住宅地については、防災、衛生、景観等の諸課題の面からも増加する空き家への対応が必要となっており、空家等の除却・利活用及び特定空家^{*}等の適切な管理が求められています。
- 町営住宅については老朽化が進んでいるため、民営借家等のストックを確保する等の対策が必要です。

基本方針

良好な居住環境の維持・向上に対して適切な指導を行いながら計画的な土地利用に取り組みます。

町内の特定空家等の状況を把握し、適切な指導等を行います。また、老朽化が進んでいる町営住宅の撤去を進めます。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
空家等除却事業による空家除却数(累計)	4件(令和5年度)	22件(令和11年度)



（１）居住環境の整備

地域の特性に応じた良好な居住環境を維持・向上していくことを基本に、開発指導要綱に基づく指導を行います。また、必要に応じて特定用途制限地域*、地区計画制度*等を活用した土地利用の誘導を検討します。

【主な取組み】

◆宅地開発の指導・規制

（２）移住・定住の推進

井笠圏域振興協議会や高梁川流域連携中枢都市圏事業に参加し、関係市町との連携を図りながらパンフレットの配布等、まちの魅力について情報を発信します。

【主な取組み】

◆移住・定住対策

（３）空家対策の推進

「里庄町空家等対策計画」に基づき、空家等除却支援事業補助制度や空き家情報バンク制度、空き家リフォーム支援事業補助制度を活用することにより、管理不十分な空き家問題に対処するとともに、官民が連携し、空家等の適正管理や利活用を進める等快適な生活環境の確保を図ります。

【主な取組み】

◆空家等の除却・利活用及び管理不全空家等の対策の推進

（４）町営住宅の管理

町営住宅については、老朽化が進んでいるものも多いため、今後は、居住者の安全性を第一に考え、民営借家等の活用を検討し、住居移転を進めます。

【主な取組み】

◆町営住宅の管理・検討

【関連計画】

●里庄町空家等対策計画

基本施策 3-2 生活環境の充実

現状と課題



- 水資源に恵まれない本町は、最大給水量6,000㎥/日の認可を受け、高梁川から取水する岡山県西南水道企業団から給水を受けています。
- 令和5年度（2023年度）末の上水道の普及率は97.3％で、給水人口は10,635人となっており、日平均配水量は減少傾向にあります。
- 今後は、暮らしに必要な飲料水を安定して供給するため、昭和50年（1975年）代に開発された団地等の老朽管の更新を図るとともに、災害に強い水道網を整備する必要があります。
- 上下水道等の生活インフラについては、施設の老朽化や耐震性が課題となっています。今後も事業を持続できるよう、インフラの収支状況の改善、計画的な整備・改修等、経営改善の取組みを行っていく必要があります。
- 本町の水道使用量の3割は企業等の大口の使用者が占めていますが、経営状況や社会情勢の変化等によって、料金収入の減少が想定されます。このような問題が発生した場合に備えて料金改定を念頭に置く必要があります。
- 公共用水域の水質保全を図るため、令和3年度（2021年度）に「里庄町公共下水道事業計画」の認可区域拡大を行い、現在は第6期認可区域内の整備を進めています。令和5年度（2023年度）末の下水道の普及率は69.0％、下水道処理区域内人口は7,539人で、そのうち5,869人（77.8％）が下水道へ接続しています。将来にわたって持続可能な経営を行うためには、污水处理原価の抑制や使用料による経費回収率の向上が課題であり、下水道使用料等を含めた経営方針の再検討が必要です。
- 令和5年度（2023年度）末現在、町営墓地の墓所使用決定区画は169区画で、6割程度の墓所が使用決定している状況ですが、墓所使用者からの返還も増えています。

基本方針

- 上水道：老朽管の更新や基幹管路の耐震化工事を適正に行うとともに、料金改定や水道普及率の向上により、安全・安心な水資源の確保や災害への対応だけでなく、水道事業経営の効率化・健全化を目指します。
- 下水道：計画区域の見直しと効率的な整備を進めることにより、財政への負担軽減と歳入確保に努めます。
- 町営墓地：町営墓地の適正な維持管理に努めるとともに、使用率を高めるために、使用者の募集や周知を行っていきます。



評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
上水道の有収率※1	98.2%(令和5年度)	98.0%(令和11年度)
上水道の耐震適合率(レベル2地震動対応)※2	28.9%(令和5年度)	34.9%(令和11年度)
上水道普及率※3	97.3%(令和5年度)	97.0%(令和11年度)
水道事業当年度純利益※4	23百万円(令和5年度)	31百万円(令和11年度)
下水道普及率※5	69.0%(令和5年度)	72.0%(令和11年度)
下水道水洗化率※6	77.8%(令和5年度)	79.0%(令和11年度)
町営墓地墓所使用者決定区画数及び使用率	169区画(令和5年度) 56.3%(令和5年度)	175区画(令和11年度) 58.3%(令和11年度)

※1 上水道の有収率(有収水量/配水量)、有収水量:水道料金徴収の対象となった水量

※2 上水道の耐震適合率(耐震管延長/基幹管路延長)

レベル2地震動:

配水管の供用期間中(概ね40年)に発生する確率は低いが、直下型地震または海溝型巨大地震に起因する高い地震動

基幹管路:

まちの基幹管路の位置づけは令和4年(2022年)3月に策定した「里庄町水道事業ビジョン」において、送水管のすべてと配水管のうち口径が150mm以上の主要な管路としている。

※3 給水人口/行政区域内人口

※4 経常利益+特別利益

※5 下水道処理区域内人口/行政区域内人口

※6 下水道水洗化人口/下水道処理区域内人口

個 別 施 策

(1) 上水道の整備・充実

工事コストの縮減を図るため、各水道施設の統廃合やダウンサイジング※を検討していきます。

令和8年度(2026年度)から老朽化が進む既設管路の更新工事を行っていきます。また、引き続き公共下水道工事や道路整備工事に併せて更新工事を行います。

現在、口径75mmと50mmの水道メーターをスマートメーター※に順次切り替えています。令和7年度(2025年度)から口径40mmについてもスマートメーターに切り替えていく予定です。

人口減少に伴う水道使用量の減少に備え、上水道の普及率を向上させるとともに、料金改定を見越した適切な状況把握を行い、経営の効率化・健全化を図ります。

水資源の大切さをPRするとともに、町の水道事業への理解が深まるよう、町民への啓発活動や情報の提供に努めます。

【主な取り組み】

◆水道施設の改善・充実 ◆水資源の大切さのPR	◆事業運営の効率化・情報化の推進
----------------------------	------------------

(2) 下水道の整備

「里庄町公共下水道事業計画」第6期認可区域については、令和3年度(2021年度)から令和10年度(2028年度)までに整備を行います。

「里庄町公共下水道全体計画」では、ほぼ全域を下水道整備することとしており、今後は事業計画の見直しを行い認可区域の拡大を図っていきます。下水道接続要望が強い地域において、説明会やアンケート調査等を実施し、計画的かつ効率的な整備を進めます。また、「里庄町公共下水道事業ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な点検・調査や管路の改築・更新を行い、改築事業費の低減・平準化を検討していきます。

経営面では、維持管理費を抑制し、有収水量を増加させることで污水处理原価の抑制を図ります。

下水道未接続世帯に対し、訪問等を通して早期水洗化を推進し、使用料による経費回収率の向上を目指します。

【主な取り組み】

◆計画的整備の推進 ◆町民への普及啓発	◆適正な維持管理 ◆早期水洗化の推進
------------------------	-----------------------

(3) 町営墓地の管理

町営墓地の適正な維持管理に努めるとともに、使用者等への適正な使用の推進に向けた啓発を行います。

【主な取り組み】

◆町営墓地の適正管理	◆町営墓地の適正使用の啓発
------------	---------------

【関連計画】

●里庄町水道事業ビジョン・経営戦略 ●里庄町公共下水道全体計画 ●里庄町公共下水道事業計画 ●里庄町公共下水道事業ストックマネジメント計画
--

現状と課題



- 近年、わが国では令和6年(2024年)1月に発生した能登半島地震をはじめ、全国各地で地震や台風、豪雨による大規模な自然災害が多発しています。そのほかにも、様々な自然災害の発生により、生命や財産が甚大な被害に見舞われるケースが増加しており、今後発生が予想される南海トラフ地震等大規模地震にも備えていく必要があります。
- 防災については、災害時要配慮者への対策として、「個別避難計画」の作成が進みつつあります。特に、危険エリアに住んでいる災害時要配慮者を優先的に把握し、「個別避難計画」を作成することが求められています。しかし、自主防災組織の設置が難しい分館もあり、組織設置に向けた課題の把握と具体的な支援を検討していく必要があります。さらに、防災体制の整備に向けて、「里庄町地域防災計画」、「里庄町避難判断伝達マニュアル」、「里庄町職員初動マニュアル」についても国や岡山県の基準に適合させる等の改訂が必要です。
- 災害時の情報伝達手段を確保するための「災害情報伝達手段整備事業」については、戸別受信機、スマホアプリ及び分館放送等での情報伝達手段により確立していますが、戸別受信機、スマホアプリの普及率の向上が今後の課題となっています。
- 防災意識の向上を図るため、出前講座の実施、防災ハンドブック、防災マップの改訂等を行っています。なお、自主防災組織の設置率が約70.0%にとどまっていることから、今後は、自主防災組織の設置が難しい分館に対して支援を行っていく必要があります。
- ハード面では、ため池の災害発生を未然に防ぐため、重点的な点検や計画的な改修を行うとともに、住宅地の浸水対策と農地の湛水防除として経年劣化している排水ポンプ等老朽施設の点検、診断及び整備を年次計画に沿って行っています。また、消防機庫や積載車の更新が重要な課題となっています。
- ソフト面では、広報活動や防災訓練等を通して防災・減災意識の普及啓発を行うほか、災害時には重要な役割を担う消防団の活動や必要性について、町民の理解を深めるとともに、消防団員の確保・高齢化が重要な課題となっています。

基本方針

町民との協働のもとで防災に対する取組みを促進し、「自助」、「共助」、「公助」それぞれの消防力・防災力を強化し、町全体の防災意識の向上と「防災」、「減災」の対策や取組みを充実させます。

また、「里庄町地域防災計画」の定期的な見直しや防災訓練の実施等により、万が一災害が発生した場合でも、行政・地域・企業等の関係団体が円滑に連携し、被害を最小限に抑える体制を構築します。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
戸別受信機の設置数	2,264台(令和5年度)	3,100台(令和11年度)
防災アプリの登録者数	2,102人(令和5年度)	2,500人(令和11年度)
災害時応援協定締結数	37(令和5年度)	40(令和11年度)
自主防災組織率※1	69.0%(令和5年度)	100%(令和11年度)
防災士研修会の開催	1回/年(令和5年度)	1回/年(令和11年度)
消防団員数※2	244人(令和5年度)	268人(令和11年度)

※1 組織がその活動範囲としている地域の世帯数/町内世帯数

※2 目標値は、消防団条例における定数

個 別 施 策

(1) 防災体制の充実

大災害が発生しても人命保護、被害の最小化、経済社会の維持、迅速な復旧復興を目指す取組みを記載した「里庄町国土強靱化対策計画」や「里庄町業務継続計画(BCP)※」を策定しています。また、定期的に「里庄町地域防災計画」の見直しを行っています。

非常時における個人や家庭への戸別受信機等による情報伝達手段については、平常時の情報伝達としても有効に活用し、災害時に正確な情報を迅速に発信できる体制を構築します。また、戸別受信機の設置やスマホアプリの登録促進のため、新規住宅団地の開発事業者への依頼や防災訓練等での活用・体験を通して普及啓発を行います。

災害発生時の迅速な対応を図るため、民間事業者との災害時応援協定の締結や見直しを促進します。

防災意識の向上を図るため、防災ハンドブック・防災マップの配布や、広報紙、ホームページ等の更新・活用により、積極的な広報活動を行います。また、町民が主体的に防災対策に取り組めるよう地域の防災リーダーである防災士の育成を推進します。自主防災組織が自発的に継続して防災意識の普及啓発に取り組めるよう支援するとともに、平常時の自主防災活動を支援し、体制の維持を図ります。現時点で自主防災組織が設立されていない分館においては、町民が主体的に防災対策に取り組めるよう、防災リーダーの育成や防災訓練、出前講座等を実施するとともに、自主防災組織の設立を促進します。

総合文化ホール等の基幹的な公共施設を指定避難所と位置づけています。防災拠点である役場庁舎が被災した場合には代替庁舎として図書館を指定しています。

今後、救助資機材や救援物資の備蓄等のさらなる充実を図るとともに、支援物資を受け入れる二次物資拠点の選定を検討します。

地震による人的・物的被害の軽減を図るため、住宅の耐震化を行う場合の補助等による支援を継続して実施します。

風水害や地震等の災害に備え、避難路の安全確保や災害時に避難支援が必要である災害時用配慮者の情報把握を行うとともに、防災情報の伝達方法及び避難誘導等の支援体制の確立を図ります。

災害時要配慮者への対策として、災害時要配慮者台帳に登録のある人のうち、危険エリアに住んでいる災害時要配慮者を中心に「個別避難計画」の作成を推進します。

備蓄については、目標数量の確保はもちろんのこと、世代のニーズにあった食料や物品の確保、定期的な確認を行うとともに、アレルギー対策にも目を向けた準備を進めます。

【主な取組み】

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ◆総合的な防災体制の充実 | ◆防災意識の普及・啓発 |
| ◆情報伝達手段の普及 | ◆防災訓練等の実施による災害に強いまちづくりの推進 |
| ◆防災拠点の整備・充実 | ◆自主防災組織率の上昇 |
| ◆災害時要配慮者への支援体制の構築 | |

（２）消防組織・体制の充実・強化

地域の防災訓練や行事に消防団員が積極的に携わり、町民との交流を図ることにより、消防団員の育成や積極的な活動を促進します。

防火意識の向上を図るため、消防団によるチラシ配布等の広報や周知、各分館から選任される婦人防火クラブ員による「家庭から火を出さない」意識の啓発、幼少年期から火災に関する正しい知識を身につけるための幼年防火クラブでの防火教育を実施します。

青年層の消防団への加入を促進するとともに、地域の実情にあった組織の再編や女性消防団員の積極的な活動を推進します。

消防用備品については、計画的な整備・充実を図ります。

災害時における消防団員の拠点となる消防機庫については、引き続き長期的な計画に基づく更新を行い、充実・強化を図ります。

【主な取組み】

- | | |
|----------------|----------|
| ◆消防組織・体制の充実・強化 | ◆消防機庫の整備 |
| ◆消防団員の育成・強化 | ◆防火意識の啓発 |

（３）国民保護計画※による危機管理

「里庄町国民保護計画」及び島根原子力発電所の事故対応に係る「原子力災害時における避難経由所・避難所運営マニュアル」に基づき、有事の際に速やかに対応できる体制を構築します。

「里庄町国民保護計画」を適時見直すとともに、国民保護やＪアラート※等、一般の人が日頃聞きなれていない言葉をより身近な危機として認識してもらえるよう普及啓発を行います。

【主な取組み】

- | | |
|----------|------------------|
| ◆国民保護の啓発 | ◆「里庄町国民保護計画」の見直し |
|----------|------------------|

【関連計画】

- | | |
|---------------|-----------------|
| ●里庄町地域防災計画 | ●里庄町業務継続計画（ＢＣＰ） |
| ●里庄町国土強靱化対策計画 | ●里庄町国民保護計画 |

基本施策 ３－４

防犯対策、交通安全対策、消費者問題対策等の充実

現状と課題



- 地域の防犯対策、交通安全対策については、地域ぐるみで取り組む姿勢が大切であるとの観点から、子ども安全パトロール、防犯パトロール隊といった町民ボランティアによる見守り活動を行っていますが、高齢化が進み、地域の見守りを担う新たな人材確保が早急に求められます。併せて、危険箇所の点検や、防犯の抑止力として重要な役割を果たす防犯カメラの増設等を行い、不審者等が行動しにくい環境をつくり、町民の安全・安心を確保することが必要です。
- 本町では、犯罪防止に向けた環境を整備するため、青色防犯パトロールカーを導入し、地域の安全性の確保に努めています。
- 町道里見229号線・里見716号線等の道路整備が進み、交通利便性が向上していますが、運転者の不注意による事故に加え、歩行者や自転車利用者、中でも子どもや高齢者が巻き込まれる交通事故の増加が懸念されています。また、全国的に高齢ドライバーによる事故等も増発しており、事故防止対策や交通安全意識の普及とともに、免許返納も含めた対応を検討していく必要があります。
- 交通安全意識の普及のため、町や警察、学校等と連携し、園児への年2回の交通指導を行っています。
- 交通指導員、交通警察協助員、幼児交通安全クラブ、交通安全母の会等の各種団体と連携し、年2回の交通安全運動を実施しています。町内一円での早朝街頭指導、運転者に対して安全運転啓発を行うマスコット作戦等を行い、交通安全意識の普及に努めています。
- 急速な高齢化や高度情報化等の進展により、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費者問題は、ますます多様化・複雑化しています。特に、高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺被害や悪質商法、若者のインターネット関連の被害も増加しています。中でも、スマートフォンの普及に伴い、ワンクリック詐欺※、オンラインゲームによる高額請求、SNSによる対人関係トラブル等、子どもたちを取り巻く社会環境は憂慮すべき状況にあります。

基本方針

学校、地域、警察と連携し、情報共有を図りながら、犯罪防止に向けて地域の目を養っていくとともに、青色防犯パトロールカーを活用した防犯パトロールの実施や防犯灯・防犯カメラの増設、維持管理を徹底し、児童・生徒の安全確保及び町民の防犯対策の拡充に取り組みます。

町や警察、学校、地域、企業等が連携し、園児・小学生から高齢者までの各世代に向けた交通安全指導を実施して交通安全意識の普及を図るとともに、交通安全施設の整備や町内道路の危険箇所の把握、改善整備を進め、安全性の確保を図ります。

町民が消費生活に関する知識を習得し、適切に判断する力の育成を図ります。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
防犯灯設置数(累計)	1,526基(令和5年度)	1,556基(令和11年度)
町内における刑法犯認知件数	32件(令和5年度)	30件(令和11年度)
町内で発生した交通事故(人身)件数	24件(令和5年度)	20件(令和11年度)
消費者トラブル等に関する普及啓発回数	6回(令和5年度)	12回(令和11年度)

個 別 施 策

(1) 地域安全対策の充実

青色防犯パトロールカー講習会の開催により、パトロール実施者を養成し、防犯パトロールを実施することで地域の安全性の確保に努めます。

学校や警察と連携し、町民の防犯対策のため、防犯灯・防犯カメラの維持管理を継続します。

また、防犯カメラについては、主に児童・生徒の通学路に設置している防犯カメラ機器を更新するとともに、新たな場所への設置も検討し、子どもたちが被害者になりうる犯罪等の抑止につなげます。

町民による子ども安全パトロールでの見守りや、小学1年生を対象とした防犯ブザーの配付等により、子どもたちの登下校の防犯対策に努めます。

【主な取り組み】

◆地域防犯活動の推進 ◆防犯灯・防犯カメラの増設・維持管理	◆子ども安全パトロール
----------------------------------	-------------

(2) 交通安全意識の普及

交通安全意識の普及を図るため、町や警察、学校、地域、企業等が連携し、園児・小学生から高齢者までの各世代に向けた交通安全指導を行うほか、各種広報媒体を通して交通安全意識の普及を図ります。また、中学1年生を対象に里庄町交通安全協会から夜光タスキを配付し、着用を促進することにより交通安全意識の高揚を図ります。

里庄町交通安全対策協議会では、交通事故防止を目的として、町や警察、交通指導員、交通警察協助力、幼児交通安全クラブ、交通安全母の会が連携して、交通安全意識の普及啓発活動を継続して実施しています。

自転車利用時のヘルメット着用や自転車保険の加入が義務化される等自転車の安全な利用が求められており、自転車利用者の安全で適正な利用に向けて普及啓発を行います。

【主な取り組み】

◆交通安全意識の普及啓発	◆交通安全団体との連携
--------------	-------------

(3) 交通安全施設の整備・充実

危険箇所へのカーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備を図るとともに、既存の施設の適正な維持管理に努めます。

【主な取り組み】

◆交通安全施設の整備・維持管理

(4) 安全な道路交通環境の確保

既存の交通安全施設の点検・整備を行うとともに、町内の危険箇所の改善を進めます。特に県道里庄地頭上線や県道矢掛寄島線における歩道整備を岡山県に要望し、児童・生徒の安全の確保を図ります。

自転車等放置禁止区域に自転車等の放置禁止看板を設置し、放置自転車の減少に努めるとともに、今後も地域や警察等と連携し、放置自転車の撤去等を行い、快適な道路交通環境の確保に努めます。

【主な取り組み】

◆道路交通環境の確保（通学路の安全対策）	◆放置自転車対策
----------------------	----------

(5) 消費者教育・啓発の推進

児童・生徒を対象とした消費生活講座の実施やわかりやすいパンフレットの配布により、成長段階に応じた教育機会の確保に努めます。

広報紙、ケーブルテレビ、町内回覧等での情報提供を行うほか、虚空蔵大学の講座や元気アップ教室等を活用し、高齢者が被害に遭わないよう消費生活出前講座を実施する等、消費者教育の推進に努めます。

電話による特殊詐欺等を未然に防ぐため、自動的に録音する等の防犯機能が付いた電話機器の購入費用の一部を補助します。

岡山県消費生活センター、近隣市町の消費生活相談窓口等関係機関と連携し、情報共有を図り、被害の未然防止に努めます。

消費者被害撲滅に向けた地域ぐるみでの取り組みを推進するため、消費生活問題研究協議会の活性化につなげるべく会員の増加等に向けて活動を支援するほか、岡山県と連携し、消費生活を支援する人材の育成に努めます。

【主な取り組み】

◆地域における消費者教育の推進 ◆消費生活講座 ◆消費生活相談体制の充実	◆防犯機能付電話機器購入への補助 ◆消費者団体及び人材の育成
--	-----------------------------------

基本目標 4

自然と共生する美しいまち

【環境保全】



《基本施策》

1. 自然環境保全の推進
2. 循環型社会の形成
3. 緑豊かなまちづくりの推進
4. 治山・治水の推進



基本施策 4-1

自然環境保全の推進

現状と課題



- わが国では、気候変動の影響により、農作物の不作や水産物の不漁、災害・異常気象の増加、熱中症・感染症の広がり等が顕在化しています。国は、平成30年(2018年)6月に「気候変動適応法」を定め、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策を推進していることから、本町でも国や岡山県と連携し、必要な適応策や情報収集・発信を進める必要があります。
- 国は、令和3年(2021年)10月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガスの削減目標を「令和12年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比で46.0%減、令和32年(2050年)までに排出量ゼロとする」目標を示しました。
- 地球温暖化対策のためのグリーントランスフォーメーション(GX)の取組みが世界中で進められており、本町でも対策が必要となっています。令和6年度(2024年度)に「里庄町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、また、同計画(事務事業編)を改訂し、引き続き町としての温暖化に対する取組みを定めています。今後はこの計画に基づき、温暖化対策の必要性を町民に周知していく必要があります。
- 自然環境の保全については、農地保有者及び生産者の高齢化が進み、農地の保全管理が難しくなっています。そのため、荒廃農地等が増加しており、農地の集積・集約化が求められています。また、草刈り等を請け負う里庄町シルバー人材センターの会員の高齢化が進み、会員数が減少傾向にあるため、対応策を検討する必要があります。

基本方針

脱炭素社会^{*}の実現に向けて、町民・企業・行政等が協働して温室効果ガスの排出抑制に取り組むため、各家庭や事業者に対する周知啓発を推進するとともに、町を一事業者として捉え、地球温暖化防止のための率先行動に努めます。また、気候変動による影響への効果的な適応策を広域連携により推進します。

大気汚染や水質汚濁等の各種公害発生の未然防止に努め、事業所に対する監視・指導監督等に努めます。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
温室効果ガス排出量	986t-CO2(令和5年度)	915t-CO2(令和11年度)

（１）地球温暖化対策の推進

地球環境問題について、子どもから大人まで幅広く啓発を図るため、出前講座の実施や環境の大切さを学ぶ環境学習・体験活動を推進します。また、各家庭に対する環境にやさしいライフスタイルの啓発や、環境負荷の少ない事業活動の普及を図ります。

エネルギー消費性能の優れた建築物の普及や省エネルギーにつながる技術の導入・利用促進、再生可能エネルギーの普及促進に取り組みます。

地球温暖化対策の実践がまち全体に波及するよう、一事業者である町の責務として「ノー残業デー」や「ノーマイカーデー」の実施、不要箇所の消灯、施設のLED照明の導入、不要文書の裏面利用を行う等、率先して省資源・省エネルギーに取り組み、「里庄町地球温暖化対策実行計画」に掲げる事業を着実に実行していきます。

【主な取り組み】

◆環境学習の推進	◆身近な地球温暖化対策の推進
◆「里庄町地球温暖化対策実行計画」の着実な実行	

（２）自動車排ガス対策の推進

家庭や事業者から排出される温室効果ガスの中で、大きな割合を占める自動車の排ガスについて、低公害車の導入やアイドリングストップ*をはじめとしたエコドライブ*、公共交通機関等の利用促進の周知啓発に努め、自動車の排ガス抑制を図ります。

環境負荷の小さい鉄道等の公共交通機関や自転車の利用促進により、二酸化炭素や大気汚染物質等の排出を抑制します。

【主な取り組み】

◆低公害車の導入・エコドライブの啓発	◆公共交通機関等の利用促進
--------------------	---------------

（３）公害防止対策の推進

河川等公共用水域の水質汚濁の主な原因は生活排水であるため、町民の理解と協力を得ながら、計画的な公共下水道の整備と適正な維持管理による健全な運営を図るとともに、公共下水道の計画区域外については浄化槽の普及促進に努めます。

事業所からの排水については、岡山県や関係機関との連携を強化し、適正な処理方法を指導します。町内を流れる里見川、新庄川及び井溝川の定期的な水質検査を行い、河川の水質保全に努めます。

町は、岡山県や関係機関との密接な連携を図り、騒音規制法や振動規制法、悪臭防止法等の各種法規制や「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準の遵守・指導を行います。

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダント*対策として、工場等への指導・監視に努めます。また、岡山県の定める大気汚染防止夏期対策期間においてオキシダント注意報や警報が発令された際には、「里庄町大気汚染緊急時対策実施要領」に基づき、ホームページ等各種広報媒体により速やかに周知します。

【主な取り組み】

◆水質汚濁の防止	◆大気汚染の防止
◆騒音・振動及び悪臭の防止	

（４）吸収源対策の推進

温室効果ガスである二酸化炭素を吸収する役割を果たす森林の保全を図るため、森林環境譲与税を有効に活用しながら、「里庄町森林整備計画」に沿って適正な森林環境の保全に取り組みます。

【主な取り組み】

◆森林環境の保全	◆森林の適正な管理
----------	-----------

【関連計画】

●里庄町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）
●里庄町森林整備計画



基本施策
4-2

循環型社会の形成

現状と課題



- ごみの減量と再資源化については、資源ごみの分別収集に加えて、町内3箇所にある資源物のストックヤードの設置により、リサイクルが進んでいますが、将来的に一時保管場所の容量不足が懸念されることから、新たな一時保管場所の確保を検討する必要があります。
- 使用済小型家電の回収についても制度が広く周知され、多くの小型家電のリサイクルが進んでいます。
- ごみの問題については、家庭からの排出量を減少させる必要があるため、削減可能な生ごみ(食品ロス)や、資源化可能なごみの削減及び分別の徹底を呼びかける必要があります。
- プラスチック資源循環を一層推進する重要性が高まっていることから、令和7年(2025年)12月から、現在分別収集しているプラスチック製容器包装に加えて、プラスチック製品全般の分別収集と再商品化に取り組むよう準備を進めています。
- 3市2町で構成する岡山県西部衛生施設組合により、井原市に建設された井笠広域一般廃棄物埋立処分場が令和4年(2022年)3月に供用開始されています。また、同組合により町内に建設中の井笠広域里庄清掃工場が令和8年(2026年)4月から供用開始する予定です。さらに、町内にごみの焼却で発生する熱を利用した屋内型温水プール等を兼ね備えた広域連携拠点施設(熱利用施設)を令和8年(2026年)4月からの本格稼働を目指して建設中です。
- 町内一斉クリーン作戦を毎年11月の第4週の日曜日に実施し、町内の環境美化と意識啓発に努めています。また、毎年、小学4年生を対象としたごみの環境学習をごみ収集委託業者と連携して実施しているほか、小学3・4年生を対象とした「ごみ減量化・リサイクル」ポスターコンクールを実施しています。

基本方針

「里庄町一般廃棄物処理基本計画」に定めるごみの排出量やリサイクル率等の目標値を達成するため、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を自覚し、協働して4R^{*}を推進します。

また、ごみ処理施設の維持管理やごみ処理体制の最適化等、ごみの適正処理に努めます。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
家庭系ごみ一人一日平均排出量(集団資源回収除く)※1	606.3g/人・日(令和5年度)	578.3g/人・日(令和11年度)
事業系ごみ一日平均排出量※2	1.62t/日(令和5年度)	1.61t/日(令和11年度)
ごみ総排出量一人一日平均排出量(集団資源回収含む)※3	761.8g/人・日(令和5年度)	737.5g/人・日(令和11年度)
リサイクル率※4	13.5%(令和5年度)	16.6%(令和11年度)
最終処分量	283t/年(令和5年度)	254t/年(令和11年度)
生活排水処理率※5	72.4%(令和5年度)	74.0%(令和11年度)

※1 家庭系ごみ排出量÷365日÷行政区域内人口
※2 事業系ごみ排出量÷365日
※3 ごみ総排出量÷365日÷行政区域内人口
※4 リサイクル量÷総ごみ排出量×100
※5 (公共下水道使用人口+合併処理浄化槽使用人口)÷行政区域内人口×100

個 別 施 策

(1) 廃棄物の減量と資源の有効活用

ごみの発生を抑え資源を有効に活用する4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)の実践を推進します。また、家庭用生ごみ処理機器等の購入費用の一部助成を継続し、利用を促進することで、家庭ごみの発生抑制を図ります。

不用な家具や電化製品、子育て用品、衣類等の再使用を促進します。また、資源ごみの分別収集や集団資源回収、使用済小型家電リサイクルへの協力を呼びかけ、限りある資源を有効に活用し、リサイクル率の向上を図ります。

広報紙、ホームページ、ケーブルテレビによる広報活動、出前講座や環境学習等様々な機会を通して、ごみ問題に関する情報提供や啓発を行い、町民意識の高揚を図ります。

【主な取り組み】

- ◆ごみの減量と再資源化の推進
- ◆ごみ問題に対する町民意識の高揚
- ◆家庭用生ごみ処理機器の利用促進

(2) 廃棄物・リサイクル対策の推進

岡山県西部衛生施設組合と協働し、令和8年(2026年)4月から供用開始される井笠広域里庄清掃工場の適切な維持管理による安定的な稼働に努めます。効率的な収集運搬を行うための収集運搬体制の適正化に努めるとともに、関係機関と連携して不法投棄防止のための監視や啓発を行います。

環境衛生委員で組織する里庄町環境衛生協議会が中心となり、リサイクルの推進や町内一斉クリーン作戦での地域清掃を実施することにより、循環型社会の形成や環境美化の意識啓発に努めます。

子どもの頃から環境意識を定着させるため、ごみ収集委託業者と連携し、環境学習や「ごみ減量化・リサイクル」ポスターコンクールを実施し、環境意識の向上を図ります。

現在分別収集しているプラスチック製容器包装に加えて、プラスチック製品全般の分別収集と再商品化に取り組むことにより、持続可能な社会の実現に貢献します。

【主な取り組み】

- ◆ごみ処理施設の整備と適正管理
- ◆不法投棄の防止
- ◆町民・事業者との協働による地域の環境美化
- ◆「ごみ減量化・リサイクル」ポスターコンクールの実施
- ◆ごみ減量化・リサイクルの推進

（３）生活排水処理対策の推進

河川等の公共用水域の環境保全を図るため、公共下水道や浄化槽の整備を行い、水洗化の普及を促進します。

下水道の計画区域の見直しを行い、効率的に下水道整備を進めます。下水道が供用開始になった地域の未接続世帯を訪問し、接続を促すことにより水洗化を推進します。「里庄町公共下水道事業計画」区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置希望者に対し補助を行い、生活排水処理の対策や普及促進を図ります。

【主な取り組み】

- ◆生活排水処理対策の推進
- ◆合併処理浄化槽設置への補助
- ◆下水道の整備

【関連計画】

- 里庄町一般廃棄物処理基本計画
- 里庄町災害廃棄物処理計画
- 里庄町分別収集計画
- 里庄町公共下水道全体計画
- 里庄町公共下水道事業計画

基本施策
4-3

緑豊かなまちづくりの推進

現状と課題

- 公園・緑地は、レクリエーションの場としてだけでなく、環境保全、景観形成、災害発生時の延焼防止帯や避難の場となる等、日常生活から切り離すことのできない場所となっています。
- つばきの丘運動公園ではアダプト推進事業等により、町民と協働で施設の維持管理を行っています。
- 緑化推進については、年2回約1万6千本の花の苗を分館や公共施設に植える花いっぱい運動を実施し、緑豊かな自然を守り育てるまちづくりを推進しています。花いっぱい運動は環境美化の側面だけではなく、この運動をきっかけに分館でコミュニティの輪が広がることを目指して実施しています。分館の協働意欲の醸成を図り、行政主導ではなく、分館が自主的に創意工夫して運動に取り組むことが求められています。
- 今後も緑豊かなまちづくりを推進していくため、花いっぱい運動の運営方法や分館の参加方法の改善を図りながら、継続していく必要があります。

基本方針

自然環境や生態系の保全に努めます。

自然とのふれあいや健康促進の場としてつばきの丘運動公園の利用促進に努めます。

緑豊かなまちづくりを推進していくため、地域と行政とが連携し、花いっぱい運動に継続して取り組むとともに、運営方法を検討します。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
花いっぱい運動参加分館割合	78.4%(令和5年度)	80.0%(令和11年度)
つばきの丘運動公園の来園者数	31,599人(令和5年度)	37,000人(令和11年度)



個別施策

（１）自然環境の保全

山林や農地は、生産の場であるとともに、様々な生物の生態系を支える重要な自然環境であり、適正に保全する必要があることから、山林等の計画的な管理や農地の保全管理を呼びかけ、耕作放棄地の解消を図る等、今後も適正な保全活動に取り組めます。

耕作放棄地や遊休農地等の対応として、耕作放棄地所有者への草刈り依頼や自走式草刈機等の利用料補助を行うとともに、農地の集積・集約化を図るため、農地所有者、生産者等と協議して農地中間管理機構による利用権設定の手続きを推進していきます。

二級河川※里見川や干瓜川等の保全に取り組み、水生生物を保護・保全するとともに、水とのふれあい空間の創造を図ります。また、アダプト推進事業による町民との協働により施設の環境整備・美化に引き続き努めます。

【主な取り組み】

◆自走式草刈機等の利用料への補助	◆アダプト推進事業の実施
◆水辺環境の保全と活用	

（２）緑地の利用促進と管理

町民の健康づくりや町内外のスポーツの交流拠点であるつばきの丘運動公園の利用を促進し、適正な管理に努めます。

コミュニティ広場は、安心して利用できるよう、定期的な遊具の安全点検等を実施し、地域の協力を得ながら適正な維持管理に努めます。

【主な取り組み】

◆つばきの丘運動公園の利用促進	◆コミュニティ広場の適正な維持管理
-----------------	-------------------

（３）花いっぱい運動の推進と事業改善

分館や幼稚園・小学校・中学校・企業等との連携を図りながら、公共空間の美化活動を促進し、花と緑があふれる美しいまちづくりを展開します。

花いっぱい運動に分館が継続して参加しやすい運営方法や参加方法を検討します。

公共施設については、管理のしやすい花を植える等の運営方法を検討しながら、継続して活動が続けられる環境を構築していきます。

【主な取り組み】

◆花いっぱい運動の推進

基本施策 4-4 治山・治水の推進

現状と課題

- 近年、全国各地で局地的な豪雨のため、河川の氾濫や堤防の決壊、土砂災害等による甚大な被害が発生しています。今後も豪雨や台風等により、急激な増水や災害が発生する可能性が高く、対策が急務となっています。
- 防災重点ため池ハザードマップの作成は、令和7年度（2025年度）に完了する予定です。
- 緊急自然災害防止対策事業として、令和2年度（2020年度）から池田用水路の改修を行い、令和6年度（2024年度）には、JR山陽本線沿いの手ノ際地区から浅口市境までの区間の改修が完了しています。
- 倒木の可能性がある危険木等の伐倒を計画的に行い、森林環境の保全及び公益的機能の維持に努める必要があります。

基本方針

治水対策のうち施設整備については、点検や診断の結果を精査したうえで計画的な改修に取り組めます。

また、災害の防止等、森林の公益的機能を維持するため、下草刈りや不要木の伐倒等による森林環境の整備に計画的に取り組めます。

個別施策

（１）治山・治水対策の推進

山地の崩壊による災害を防止するため、林地災害防止事業等を活用して危険度の高い箇所を順次整備します。

倒木の危険がある林道沿いの枯れ松の伐倒を行い、その後は下草刈りや不要木の伐倒処理を行う森林再生事業等に移行し、森林環境の整備に努めます。

また、森林整備促進のため森林環境譲与税を活用し、公共施設への木製品導入等を進めます。河川や水路の日常管理を実施し、災害の未然防止に努めます。また、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所について定期点検を実施し、安全確保に努めます。

水利施設として必要なため池については、ため池一斉点検の結果及び防災重点ため池の指定等を考慮したうえで、整備計画を作成するとともに、効果的・効率的な改修を推進します。

また、緊急時には安全に避難ができるよう防災重点ため池ハザードマップの作成を令和7年度（2025年度）に完了させるとともに、周知を行います。

【主な取り組み】

◆治山対策の推進	◆河川・砂防等の整備促進
◆老朽ため池等の改修	



基本目標 5

人が集い交流するまち

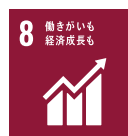
【都市基盤】



《基本施策》

1. 計画的な土地利用の推進
2. 道路体系の整備
3. 公共交通機関の利用促進

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



基本施策 5-1

計画的な土地利用の推進

現状と課題

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



- 本町は、JR山陽本線の北側に虚空蔵山、南側に毛野無羅山があり、これら山地の間を東西に広がる平地にはまちの中心部が位置し、住宅地・工場・農地・ため池等が分布しています。
- 産業系土地利用は、国道2号等主要幹線沿道に工作機械、電子部品、食品、医薬品等を製造する優良企業やサービス業、飲食店等が立地しています。
- 本町には、従前から区域区分*や用途地域等の土地利用規制がなく、低密度な市街地が広がり、一部では建築用途の混在もみられます。
- 農地については、高齢化により農業を営む人が減少していく中で、耕作放棄地が増加する傾向にあり、周辺の農地に悪影響が出てきています。
- 計画的な土地利用を進めるため、令和3年度(2021年度)に平成18年(2006年)に策定した「里庄町都市計画マスタープラン」の見直しを行いました。
- 土地の地籍を明確にする地籍調査事業については、令和5年度(2023年度)に完了しており、今後はその地籍情報をもとに「GIS*(地理情報システム)」を構築する必要があります。

基本方針

開発行為等により過剰なインフラ整備(上下水道管の敷設等)の費用がかからないよう、官民一体となって計画的かつ合理的な土地利用を推進します。

個別施策

(1) 計画的な土地利用による快適な都市の創造

鴨方都市計画区域に金光町域が編入され、新たに浅口広域都市計画区域になったことから、これまでの土地利用の経緯や同じ区域を構成する浅口市の方針との整合も考慮しつつ、地域の特性に応じた良好な環境を維持・向上していくことを基本に、特定用途制限地域、地区計画制度等を活用した土地利用の誘導を検討します。

「里庄町都市計画マスタープラン」に加え、立地適正化計画策定を検討します。

(2) 住居系土地利用の推進

一般住宅地については、生活道路や公共下水道の整備等により居住環境の向上を図ります。また、必要に応じて、低未利用地の有効活用によるオープンスペースの確保や都市施設の整備を図る等、ゆとりのある居住環境の整備を検討します。

新たな住宅地の開発申請があった場合は、既存の生活環境等を考慮するとともに、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害が予想される区域での開発行為を避けるよう働きかける等、適切な開発計画となるよう協議・指導・調整を行います。

（３）産業系土地利用の推進

国道2号沿道については、工場やサービス業、飲食店を誘導し、道路利用者だけでなく、周辺地域の生活利便性の向上を図ります。

工業地については、既存の工業地を本町の産業拠点として位置づけており、住宅地や農地と隣接していることから周辺の居住環境に配慮しながら、引き続き工業地として土地利用を図ります。また、現在建設中の玉島・笠岡道路やこれに関連して整備予定の幹線道路等により沿道利用の需要が高まると予測される地域では、適正な沿道土地利用の誘導を図ります。

（４）自然系土地利用の推進

農地については、農業者等で組織する里庄町地域担い手育成総合支援協議会と連携し、定年帰農者の確保や新規就農者の育成に努めます。また、農業生産以外にも、水資源のかん養*や景観形成等、多面的かつ公益的な役割を果たしていることから、農地の適正な維持・保全に努めます。

遊休農地については、地元と協力して農地の多様な活用方法を検討する等、適正な管理・運用に努めます。

耕作放棄地については、晴れの国岡山農業協同組合、農業委員会、里庄町地域担い手育成総合支援協議会と町との連携により、新たな担い手を確保する等、耕作放棄地の解消や発生防止に努めます。

山林については、本町の南北に位置しており、災害の防止や生態系の保全の観点から、適切な森林管理に努めます。

【主な取り組み】

◆計画的な土地利用の推進

（５）地籍調査の成果の利活用

各課において、地籍調査結果による土地情報の共通利用を図り、行政サービスの向上や事務・事業の効率化に役立てるため、「GIS(地理情報システム)」の構築に向けての検討を進めます。

【主な取り組み】

◆「GIS(地理情報システム)」の構築

【関連計画】

●里庄町都市計画マスタープラン

基本施策 5-2

道路体系の整備

現状と課題

- 地域間の幹線道路や集落間の生活道路で構成される道路網は、町民の快適な生活を支えるとともに、災害時における物資等の輸送等広域的なネットワークを形成しており、その役割はますます重要度を増しています。
- 玉島・笠岡道路や県道六条院東里庄線の整備等が進む中、その経済波及効果を本町にもたらすための取組みが重要となっています。一方で、現在の国道2号の交通量が変化することから、町中心部の車や人の流れの変化が懸念されており、にぎわいづくりや魅力あるまちづくり等の取組みを官民協働で進めていくことが求められます。また、狭あい道路や通学路については、道路の拡幅や交通安全施設の整備が求められています。
- 玉島・笠岡道路のアクセス道路(県道六条院東里庄線)については、道路用地の買収を完了させ、令和7年度(2025年度)の開通に向けて工事が進められています。
- 令和5年(2023年)3月に浜中バイパス(県道園井里庄線)が開通し、南北への交通利便性が飛躍的に向上しました。
- 町内東西の連携軸を強化する町道里見716号線を整備し、令和7年(2025年)3月に供用を開始しました。

基本方針

幹線道路の整備により、周辺地域との連絡が円滑になり、快適で迅速な移動ができるとともに、狭あいな生活道路の改良・拡幅、老朽化した道路施設の計画的な点検・補修を促進し、安心して利用できるよう道路や橋梁の安全性を高めます。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
橋梁等の点検実施率(累計) ※3巡目終了により、令和11年度から4巡目	100%(令和5年度)	24.0%(令和11年度)

個別施策

（１）幹線道路の整備促進

玉島・笠岡道路は、現在の国道２号の渋滞緩和はもとより、玉島バイパス、笠岡バイパスと一体となって、周辺地域の連携強化、地域経済の活性化に寄与するものであることから、玉島・笠岡道路の整備に十分な予算措置が講じられるよう、今後も国に要望していきます。

玉島・笠岡道路のアクセス道路（県道六条院東里庄線）については、現在工事が進められており、令和７年度（２０２５年度）の開通に向けて町も協力して事業を進めます。

【主な取り組み】

◆玉島・笠岡道路の整備促進	◆幹線道路の整備促進
---------------	------------

（２）幹線町道の整備

浜中バイパス（県道園井里庄線）が開通し、南北への交通利便性が飛躍的に向上し、自転車・歩行者の安全性が確保されました。また、町道里見７１６号線は令和７年（２０２５年）３月に供用を開始し、その他の幹線町道の整備については、必要な路線を見極め、優先順位をつけ、計画的に進めます。

【主な取り組み】

◆幹線町道の計画的な整備

（３）人にやさしい生活道路の整備

交通量が多く事故が多発する道路や、緊急車両が通行できない幅員４ｍ未満の狭あいな生活道路は、優先順位をつけ、地域に配慮しながら整備を進めます。今後も道路整備にあたっては、有利な交付金等の活用を検討します。

【主な取り組み】

◆交通量が多く事故が多発する道路の整備	◆狭あいな生活道路の整備
---------------------	--------------

（４）道路施設の老朽化対策の推進

老朽化した道路施設の不具合等による通行者の安全性を確保するため、町が管理する道路施設について、定期点検や補修を実施します。

【主な取り組み】

◆町が管理する道路施設の定期点検・補修

（５）橋梁等の点検・補修

橋梁等の損傷が軽微なうちに補修を行う予防保全型の維持管理に努め、定期点検・計画・補修というアセットマネジメント*的な取り組みにより、安全性・信頼性の確保を図るとともに、維持管理及び更新費用の縮減と平準化を行います。

【主な取り組み】

◆町が管理する橋梁等の定期点検・計画・補修

【関連計画】

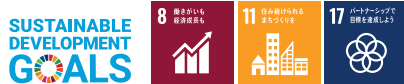
●里庄町橋梁長寿命化計画



基本施策
5-3

公共交通機関の利用促進

現状と課題



- 本町は、JR山陽本線、路線バス「寄島～里庄線」、タクシーを公共交通に位置づけています。
- JR里庄駅は、交通結節点として複数の交通手段をつなぐ施設であり、今後は快適性と利便性の向上が求められます。路線バスについては、乗車人数は減少傾向ですが、一方で、車両の老朽化、物価高騰による経費の増加等多くの課題があります。そのため、運行事業者に対する町補助金額は増加傾向となっており、対策を検討する必要があります。
- JR里庄駅周辺の利便性の向上を図るため、令和6年度(2024年度)に「里庄駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しました。JR里庄駅の関連施設の整備についても整備案の検討を進めています。
- 町営駐車場については、駅への利便性が良いこともあり、町外からの定期利用者が多く、特に連休期間中は、駅前及び駅裏東駐車場の一時利用が増える状況です。
- 令和4年度(2022年度)に「里庄町地域公共交通計画」を策定し、タクシーも公共交通を支える手段の一つとして位置づけ、令和5年度(2023年度)には、移動に不便を感じている人に対する支援制度として、高齢者タクシー料金助成事業の拡充や、新たに子育て世帯応援タクシー料金助成事業を開始しました。高齢者タクシー料金助成事業は、利用者数・利用率ともに増加傾向となっています。

基本方針

JR里庄駅構内のバリアフリー化を図るため、JR西日本とエレベーター等の設置について協議するとともに、駅周辺の駐車場の運用方法を見直し、駅周辺が活性化するように検討します。

また、「里庄町地域公共交通計画」に基づき、タクシー料金助成事業等の各種施策を実施するとともに、路線バスの継続や高齢者等の新たな移動手段の確保に向けて、公共交通のあり方を引き続き検討します。

評価指標

指標	現状値	目標値
タクシー料金助成事業の申請件数	545件(令和5年度)	725件(令和11年度)
JR里庄駅の平均乗車人員	1,130人/日(令和5年度)	1,140人/日(令和11年度)
町内に営業所を有するタクシーの利用者数	39,000人/年(令和5年度)	40,000人/年(令和11年度)

個別施策

(1) JR里庄駅周辺の利便性向上

JR里庄駅と駅周辺のバリアフリー化等について、高齢者や障がいのある人等に配慮したものとするため、利用者の声を聞きながらJR西日本や関係者との協議を行い、駅や周辺施設の利便性の向上を図ります。

駅周辺の町営駐車場を適切に運営し、パーク&ライド*機能を維持しながら通勤・通学等の駅利用を促進します。

【主な取組み】

◆JR里庄駅関連施設整備	◆町営駐車場の利用促進やあり方の検討
--------------	--------------------

(2) 公共交通手段の維持・充実

路線バス「寄島～里庄線」について、沿線住民の大切な足として、引き続き浅口市及び運行事業者と連携し、国や岡山県の動向も踏まえ、路線バスの維持・確保に努めます。また、玉島・笠岡道路の整備も踏まえ、利用者の増加を促進します。

高齢者の経済的負担の軽減と外出機会の増加による閉じこもりの予防を図るため、要件に該当する75歳以上の人に対して、タクシー料金の一部を助成します。また、妊娠、子育て世帯の通院等に係る負担を軽減するため、タクシー料金の助成を行います。これらの事業については、利用実績等を踏まえて見直しを行い、引き続き実施します。

交通事業者の環境や住民ニーズに柔軟に対応できるよう、デマンド型交通*等の移動手段を引き続き研究します。

【主な取組み】

◆デマンド型交通等の研究	◆路線バスの維持・存続に向けた検討
◆交通弱者である高齢者及び子育て世帯へのタクシー料金の助成	

【関連計画】

- 里庄町都市計画マスタープラン
- 里庄駅周辺地区バリアフリー基本構想
- 里庄町地域公共交通計画
- 里庄町地域福祉計画
- 里庄町障がい者福祉計画
- 里庄町公共施設等総合管理計画



基本目標 6

活力と魅力あふれる元気なまち

【産業】



《基本施策》

1. 農業の振興
2. 商工業の振興
3. 雇用対策、創業環境の充実
4. 観光振興、シティプロモーション

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



基本施策 6-1

農業の振興

現状と課題



- 本町の農業は、生産者の高齢化や担い手不足が顕著であり、収益性の高い作物の作付を促し、所得を向上させることにより、生産者を確保していく必要があります。
- 農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業の在り方を示した「地域計画」を令和6年度(2024年度)に策定しました。この計画に基づき農地の集積・集約化を目指していますが、担い手不足や地元の意見をどの程度吸い上げることができるかが課題となっています。
- 耕作放棄地や遊休農地を活用するため、「坊ちゃんかぼちゃ」や「まこもたけ」の生産を促していますが、担い手不足により作付面積が拡大していない状況です。
- 地元の地産地消を進める団体や生産企業等により、独自の商品開発を行っています。
- 「里庄まこもたけ」のブランド化が年々進み、顧客が定着していることから、販路等も拡大しています。町内事業者を中心に加工・流通の仕組みが構築されている一方で、町全体での生産量がマーケットのニーズに対応できていない状況です。生産量の拡大が課題であり、今後の方向性の検討が必要です。
- 荒廃農地の増加により、イノシシ、ヌートリア等の有害鳥獣による被害が深刻化していることから、対策が必要となっています。また、猟友会会員の高齢化や会員数の減少も大きな課題となっています。

基本方針

認定農業者の掘り起こしや育成に努め、耕作放棄地等を利用した農業の経営規模拡大と担い手の育成・確保を推進します。

「まこもたけ」をはじめとした町内の農産物のブランド化を進め、多様な販売ルート
の拡大に対する支援を図ります。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
認定農業者数	11人(令和5年度)	11人(令和11年度)
まこもたけ作付面積	2.0ha(令和5年度)	2.0ha(令和11年度)
鳥獣被害防止防護柵設置総延長(累計)	3,560m(令和5年度)	7,700m(令和11年度)

個別施策

（１）農業の担い手の育成・確保

岡山県農業普及指導センターや晴れの国岡山農業協同組合等関係機関と連携し、経営改善についての指導等を通して、認定農業者の掘り起こしや育成に努めます。また、耕作放棄地や遊休農地を活用した農業経営の規模拡大や、「坊ちゃんかぼちゃ」、「まこもたけ」等の収益性の高い作物の作付を促し、農家の所得向上を推進しながら、認定農業者の確保を図ります。

農業委員や農地利用最適化推進委員と連携しながら、新規就農者の確保に努めていきます。

農地中間管理機構を活用し、耕作放棄地や遊休農地の解消に努めていきます。

【主な取組み】

◆担い手の育成・確保

（２）生産基盤の拡充

農業委員や農地利用最適化推進委員と連携しながら、新規就農者の確保に努めるとともに、新規就農者に対して段階的に農地の集積・集約化を図るため、地権者と新規就農者の橋渡しを行います。

町内における重点地域を「地域計画」で指定し、高齢等で耕作できなくなった際に、次の生産者へスムーズに引き継がれるよう農地利用の将来図となる目標地図を作成し、地域の農業の将来を守る取組みを活性化します。

【主な取組み】

◆農地の集積・集約化

（３）特色ある地域農業の振興

農産物の付加価値を高めるため、農商工連携を進め、食品産業等様々な業種・団体と連携し、情報提供や専門機関の紹介等を通して、新たな商品開発への取組みに対する支援を行います。また、イベントや様々な媒体を使って、商品等のPRを継続的にを行います。

生産者と消費者との結びつきを強化し、販路拡大や農業関連事業の振興による地域の活性化を図るため、学校給食における地域農産物の利用を継続して行い、椿生活交流グループと連携した新規メニューの開発や普及等地産地消に関連する事業に対し、必要な支援を行います。

果樹類等の地場産品のブランド化を目指すため、生産者等が晴れの国岡山農業協同組合や民間事業者と連携して行う商品開発やブランド化、販路開拓等の取組みを支援します。また、6次産業化※
※

【主な取組み】

◆商品開発への支援
◆地産地消の推進
◆農業の6次産業化の推進
◆果樹類等の地場産品のブランド化

（４）地域に合った営農体系の確立

「まこもたけ」については、新規生産者への効率的な生産方法や買取先の紹介等積極的な情報提供を行います。また、生産者同士の情報交換の場を提供し、情報共有による町全体の生産性向上に向けた支援を行います。その他、収益性が高い作物については、地域農業再生協議会において作物を定め、国の交付金等を活用しながら、産地化を推進します。

【主な取組み】

◆農業経営安定化と産地化

（５）有害鳥獣の被害防止

自分で農作物を守るという自己防衛が何より必要であるため、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等を通して防護柵設置補助金の周知に努め、防護柵の設置を支援します。加えて、有害鳥獣の捕獲駆除や狩猟免許取得費に対する補助を継続し、猟友会による有害鳥獣の捕獲駆除を実施する等、農産物被害抑制を図ります。

【主な取組み】

◆有害鳥獣の被害防除補助
◆有害鳥獣の駆除への補助

【関連計画】

●地域計画

個別施策

（１）商工業の振興

商工業振興の中核である浅口商工会に対しては、施策の連携等により支援を行います。

浅口商工会、（公財）岡山県産業振興財団、地元金融機関等と連携し、経営発達支援や販路開拓支援、金融支援等、既存企業の持続的な発展に向けた取組みを支援します。また、各種イベントやプロモーションをはじめ、あらゆる機会を通して、事業者の主体的な参加や連携強化を図ります。

企業立地については、店舗・工場・営業所等の新設・増設に対し、引き続き丁寧に相談に応じ、奨励金の支給や用地確保、インフラ整備、雇用確保等の支援を行います。

【主な取組み】

- ◆販路開拓に対する支援事業補助金
- ◆里庄町企業立地促進奨励金の交付
- ◆里庄町小規模企業対策資金保証制度の運用
- ◆里庄町企業育成振興条例に基づく支援
- ◆里庄町中小企業設備資金利子補給金の交付

（２）魅力ある地域資源の再発見

本町の商業、工業、農業の地域資源の魅力をPRするため、毎年11月3日（文化の日）に産業文化祭を開催しています。地元特産品等を活用した料理や加工品の展示販売を行い、商工業等に興味を持ってもらえるよう地域資源の活用と魅力の発信に努めます。

また、文化協会による芸能祭や作品展示も同時に開催することで、より効率的な集客に努めます。

【主な取組み】

- ◆産業文化祭の開催

【関連計画】

- 浅口市・里庄町創業支援等事業計画

基本施策 6-2 商工業の振興

現状と課題



- 中・小規模事業者においては、事業主の高齢化も進み、厳しい経営環境が続いています。
- 既存工場の町外転出防止と新規工場の立地を促進するため、工場立地法で定める工場敷地内の土地利用制限を緩和しています。
- 製造業については、新たに立地する工場の事業用地が不足しています。積極的な新規立地は望めない状況にありますが、既存工場の設備投資や人材確保等に対し、効果的な支援を行っていく必要があります。
- 企業支援として、浅口商工会等と連携し、イベントやプロモーションの実施、町内企業への経営支援、販路拡大支援、金融支援等に取り組んでいます。各種イベントやプロモーションについては、事業者の主体的な参加や事業者間の連携強化を図りながら、町内への経済効果を波及させていく必要があります。
- 後継者不足等の課題やデジタル化等への対応について、浅口商工会や金融機関等と連携して支援を行っていく必要があります。
- 本町の商業、工業、農業の地域資源の魅力をPRするため、毎年11月3日（文化の日）に産業文化祭を開催しています。

基本方針

商工業については、浅口商工会等と連携し、地域に密着した商工業の振興に努めるとともに、特産品開発等魅力ある地域資源の掘り起こしに努めます。

また、工作機械、電子部品、食品、医薬品等を中心とした地域の基幹産業の事業拡大等を支援するとともに、浅口商工会等と連携し、中小企業の経営支援及び創業支援等による地域経済の活性化に努めます。

評価指標		
指 標	現 状 値	目 標 値
製造業事業所数	35事業所（令和5年度）	35事業所（令和11年度）
浅口商工会（里庄地区）会員数	169人（令和5年度）	170人（令和11年度）



個別施策

（１）雇用対策

高梁川流域、井笠圏域で連携した就職説明会等のイベントを継続して実施し、若者に地元企業を知ってもらうとともに、地元への就職を促進します。

求人情報発信支援事業補助金の交付により、町内企業への雇用促進を目的とした企業支援を行います。

【主な取組み】

- ◆高梁川流域就職面接会の開催
- ◆井笠圏域で連携した就職説明会の開催
- ◆求人情報発信に対する支援

（２）創業環境の充実

浅口市と共同で策定する「浅口市・里庄町創業支援等事業計画」に基づき、浅口商工会、金融機関及び（公財）岡山県産業振興財団と連携してワンストップ※相談窓口を設置し、創業者が抱える販路や資金調達等の課題に応じた適切な対応を行います。

また、（公財）岡山県産業振興財団等が実施する創業支援に関するセミナー・研修を通して、創業者が経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識を習得できるよう、連携して支援を行います。

【主な取組み】

- ◆ワンストップ相談窓口の設置
- ◆創業支援に関するセミナー・研修の実施

【関連計画】

- 浅口市・里庄町創業支援等事業計画

基本施策 6-3

雇用対策、創業環境の充実

現状と課題



- 本町においても、全国的な人手不足の影響を受けており、今後も若者の都市への流出を防ぐために、積極的に雇用対策、創業環境の充実に努める必要があります。
- 広域で連携した就職説明会等のイベントを開催していますが、生産年齢人口の減少等による人材不足のため、全般的に求職者の確保が難しい状況にあります。
- 就職情報サイトや就職イベント等、企業の求人に関する情報発信を支援するため、求人情報発信支援事業補助金を交付しています。利用は増加傾向にある一方で、全国的な人手不足の影響により、必ずしも採用に結びつかないことが課題となっています。
- 浅口市と共同で策定する「浅口市・里庄町創業支援等事業計画」に基づき、浅口商工会や金融機関等と連携し、セミナーの開催や相談窓口の設置等の創業支援を行っています。

基本方針

雇用環境の充実について、企業が安定的な操業を続け、若者の都市への流出を防ぐため、就職説明会等のイベントを広域で開催するほか、魅力ある町内企業のPRに努めます。

創業環境の充実について、新規創業者に対し、浅口商工会や金融機関等と連携し支援を行います。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
町が連携して開催する就職説明会等へ参加する町内事業所数	15事業所（令和5年度）	20事業所（令和11年度）

基本施策
6-4

観光振興、シティプロモーション

現状と課題



- 本町は、豊かな自然があり、仁科芳雄博士や小川郷太郎博士等の偉人を輩出してきた歴史があります。近年では、「里庄まこもたけ」等の地域の特産品づくりが進められています。
- 平成12年(2000年)に誕生したイメージキャラクター「里ちゃん」、平成28年(2016年)に誕生したまこもたけキャラクター「まこりん」は、各種イベントで活躍し、人気を得ています。
- 観光誘客の取組みとして、産業文化祭やスタンプラリーの開催、東京にある岡山県アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」でのフェア、その他イベントへのブース出店等を実施しています。
- 観光PR活動として、ホームページでの観光情報の提供、観光パンフレットの作成等、積極的な情報発信を実施しています。
- 各方面で活動している里庄町出身のアーティストたちの活躍により、里庄町の知名度は全国的にあがっています。今後もさらなる飛躍を期待するとともに、この機会にもっと多くの人に里庄町の魅力を感じてもらうために、イメージキャラクターの紹介や商品等の販売を含めてPRに力を入れていく必要があります。
- 広域の強み・魅力を生かした事業として、井笠広域観光協会の3市2町が連携し、グルメサイトの開設や周遊を促すイベント等を実施しています。また、高梁川流域観光振興協議会では、地域内の観光サイトの開設や観光素材を旅行会社へPRする事業等を実施しています。
- 本町の魅力を発掘・創出し、里庄町のブランドイメージを形づくり、町内外へ効果的に発信する「シティプロモーション」の考え方を取り入れていくことが必要です。
- ふるさと納税は、前期基本計画初年度の令和2年度(2020年度)には約7,300万円でしたが、返礼品の充実等により令和5年度(2023年度)には5億円を超え、町内企業の商品等の魅力発信につながっています。

基本方針

里庄町の歴史、文化、スポット、特産品等の魅力を積極的に町外へ発信するとともに、岡山県や井笠圏域・高梁川流域等との広域連携での取組みを進め、エリア全体での観光誘客を促進します。

シティプロモーション等を推進し、まちの魅力を高め、発信することにより、認知度とイメージを高めるとともに、町民が里庄町に誇りを持つ「シビックプライド」意識の醸成を図ります。

里庄町のブランドイメージを高めることにより、観光客や移住者に限らない、里庄町と継続的なつながりを持つ「関係人口」を増やしていきます。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
観光入込客数	6,650人(令和5年度)	7,000人(令和11年度)
町が企画・実施する事業に参加する町内事業者数	55事業者(令和5年度)	60事業者(令和11年度)
観光関係ホームページの年間表示回数	139,900回(令和5年度)	200,000回(令和11年度)

個 別 施 策

(1) 観光・交流推進体制の整備

本町の歴史、文化、スポット、特産品等の魅力発信を行うため、見せ方や楽しみ方等の工夫を図りながら、スタンプラリー等のイベントやキャンペーンを開催していきます。また、令和6年度(2024年度)に新たに作成した観光ガイドブックを活用し、本町を訪れた観光客の満足度を高めることができるよう取り組みます。

ホームページや観光イベント、東京都にある岡山県アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」等を活用したPRを行い、本町のアピールポイントを積極的に情報発信します。

井笠広域観光協会において、広域連携による周遊を促す事業等により、町内に観光客を呼び込めるよう努めます。併せて、高梁川流域観光振興協議会における事業の活用と参加自治体との連携強化を図り、観光客の増加につなげます。

【主な取組み】

◆観光PR活動の推進 ◆イベント・キャンペーンの実施	◆広域連携を生かした観光事業の参加
-------------------------------	-------------------

(2) シティプロモーション・シビックプライドの醸成

里庄町の認知度とイメージを高めるための取組みを総合的・戦略的に実施し、まちの魅力を発信する「シティプロモーション」を推進します。

また、町民一人ひとりに里庄町に対する愛着や誇りを抱いてもらうため、「シビックプライド」の醸成にも取り組みます。

ストーリーテリング*の手法をPR活動に取り入れ、里庄町のブランドイメージを高めることにより、観光客や移住者に限らない、里庄町と継続的につながりを持つ「関係人口」を増やします。

また、飲食店等を中心とした里庄町の魅力発信を続けることで、地域経済の循環を促します。

ふるさと納税については、制度の周知を行い、広く寄附を募ります。また、返礼品の充実を図るとともに、町内企業の商品等の魅力を発信します。

【主な取組み】

◆商品開発・ブランド化の支援 ◆グルメプロモーション事業の推進	◆ふるさと納税の推進
------------------------------------	------------

基本目標 7

町民とともに創る持続可能なまち

【町民参加・行財政】



《基本施策》

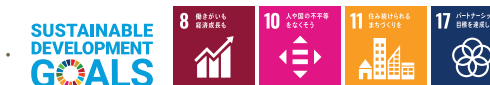
1. 協働のまちづくりの推進
2. 地域に開かれた行政運営の推進
3. 計画的・効率的な行財政運営の推進
4. スマート自治体への体制整備
5. 広域行政の検討と推進



基本施策 7-1

協働のまちづくりの推進

現状と課題



- 本来の地域自治は、地域でできることは地域で解決し、地域でできないことを行政が補っていくというのですが、人間関係の希薄化、少子高齢化、人口減少等により、地域の活力が低下しつつあります。
- 協働のまちづくりの一環として、地区懇談会等を開催し、まちづくりに向けた意見交換の機会を設けています。
- 地域コミュニティの高齢化や担い手不足等の課題に対応するため、分館長等の地域のリーダーとなる担い手づくりを推進し、分館や地域コミュニティを活性化していく必要があります。
- 各課において協働の取組みができるよう、それぞれの分野における地域のリーダーを養成する講座を開催しています。今後も町民による主体的な地域づくりに向けて意識改革が行われるよう、講座への参加促進や積極的な広報を行う必要があります。
- 広報紙等における町内の地域づくり団体(分館・ボランティア団体等)の紹介、コミュニティ活動や地域づくりに係る町内外の優良事例等の情報提供が十分ではないため、先進事例の活動の紹介や情報提供等を行っていく必要があります。
- まちづくり補助金の活用により、地域の特色を生かしたコミュニティ活動を推進しています。また、分館長会議において、分館長同士の交流の場を設けることで、地域での共通課題や活動について、情報交換を行う環境を整えています。

基本方針

町民・地域・行政の役割分担を再確認し、「自助」、「共助」、「公助」の地域づくりを進めます。

「シビックプライド」の意識をもつ町民の増加により、まちの魅力づくり、情報発信等に積極的に参加する人を増やし、町民による活力あるまちづくりを推進します。

協働のまちづくりを推進するため、まず「自助」、「共助」で解決する地域力を養成します。「自助」、「共助」で解決できない部分を行政が「公助」として提供し、町民と行政の役割分担を明確にするとともに、「自助」、「共助」の動きを活性化するため、引き続き地域のリーダーを養成する講座を行う等、意識の醸成を図ります。

評価指標

指標	現状値	目標値
まちづくり補助金独自事業数	98件(令和5年度)	100件(令和11年度)

個別施策

（１）協働のまちづくり

町民と行政との協働のまちづくりを推進するため、町民、企業、各種団体、行政が情報共有を図りながら、仕組みづくりに取り組みます。

「自助」、「共助」、「公助」の地域づくりを推進するため、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、ラジオ、戸別受信機、スマホアプリ等を通してまちの現状を伝えるとともに、地域の意見を集約し、まちづくりに向けた提案の機会を設ける等、行政と地域が情報を共有し、協働事業を進めます。

各課に協働事業提案を働きかけるとともに、町民への協働事業のPRを積極的に行い協働のまちづくりを進めます。

【主な取り組み】

◆地域づくりの事業例等の紹介・広報

（２）地域づくり団体等の育成

町民のまちづくりや地域づくりへの参加を促進するため、町内の地域づくり団体（分館・ボランティア団体等）について広報紙やホームページ等を活用し、地域の特色や実情に合わせた組織づくりを実践する活動等を周知するとともに、協働のまちづくりを進めるための学習講座を開催する等、町民の自治意識の醸成に努めます。

それぞれの分野において地域づくりのリーダーを担う人材の育成を目的とした各種講座を実施します。また、開催に際しては、若い人や女性の参加が増えるよう積極的に事業の広報に努めます。

地域で自主的に活動している地域づくり団体を支援するとともに、団体の交流を促進し、共通する課題や地域づくり活動についての情報交換機会を提供する等、団体間相互のネットワーク化を支援します。

【主な取り組み】

◆地域づくり団体の交流促進

◆団体間の相互交流・ネットワーク化

（３）分館活動の活性化

地域コミュニティに対する町民の関心を継続して高めるため、活動に関する町内外の優良事例等の紹介や情報提供を行い、その輪を広げます。また、自主的な分館活動を支援するため、活動実績に基づくまちづくり補助金を交付することにより、活動の活性化を図ります。

分館の各種活動団体が連携・協力し、生涯学習、文化、スポーツ等のイベントを通して、子どもから高齢者まで多様な世代間交流を図り、お互いが顔見知りになる関係の再構築を促進します。

町民が地域コミュニティに参加して活動することを促すため、公民館等での健康づくり、地域福祉、子どもの健全育成、地域づくり、自主防災、防犯、環境保全等の地域課題をテーマとした学習講座等での情報提供を行います。

【主な取り組み】

◆まちづくり補助金による支援

◆先進事例の紹介・広報

（４）分館活動を担う人材の育成

様々な分野の各種講座を開催し、地域活動を主体的に行う人材を育成します。

分館の先達がこれまでの活動経験により得られた知見やノウハウ、人脈等を分館活動を通して、次代のリーダーや若い人たちに伝達することができる交流の場を設けられるよう、まちづくり補助金（独自事業）等により支援します。

【主な取り組み】

◆地域づくりのリーダーの育成

現状と課題



- これからのまちづくりにあたっては、行政のみがその役割を担うのではなく、町民の主体的な参加と協働が不可欠となっています。
- 公正で開かれた町政運営のため、情報公開条例に基づき、情報公開請求件数等をホームページで公開しています。また、一部の審議会等では議事録の公開も行っています。
- 行政情報については、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、ラジオ、戸別受信機、スマホアプリ等により広く町民に提供し、地区懇談会において意見聴取や意見交換を行っています。
- 広報紙等の各戸配布や回覧文書については、現在の配布方法が地域の負担になっていることや配送経費が増加していることから、今後は、デジタル技術の活用により、すべての世帯に確実に情報を届けられる新たな仕組みを研究する必要があります。
- 「里庄町パブリックコメント実施要綱」に基づき、パブリックコメントが必要となる事案については実施しています。

基本方針

より開かれた町政を推進するため、公開が可能な情報について、積極的に広報紙、ホームページ、戸別受信機、スマホアプリ等を使って公開するとともに、町民が積極的に町政に参画できるよう、パブリックコメントの継続実施や各種委員会における委員公募制度の活用を推進します。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
パブリックコメントの導入率	100%(令和5年度)	100%(令和11年度)

個 別 施 策

(1) 情報公開の推進

公正で開かれた町政運営を図るため、情報公開制度及び個人情報保護制度について周知啓発に努めます。また、個人情報の保護に配慮したうえで、里庄町情報公開条例に基づき、情報公開請求について適切に情報公開を行うとともに、その件数をホームページ等を活用し公表しています。

【主な取り組み】

◆情報公開制度の適切な運用

(2) 広報・公聴活動の充実

広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、ラジオ、戸別受信機、スマホアプリ等により、デジタル技術も活用しながら行政情報を町民にわかりやすく提供します。

各分野において、町民の意見を町政に適切かつ迅速に反映させるため、各種団体や地区での懇談会、町民意見箱、電子メール等を利用して意見聴取に努めます。

広報紙等の各戸配布や回覧文書については、現在の配布方法が地域の負担になっていることや配送経費が高くなっていることから、今後は、デジタル技術の活用により、すべての世帯に確実に情報を届けられる新たな仕組みを研究します。

【主な取り組み】

◆広報活動の充実
◆公聴活動の充実
◆デジタル技術を活用した広報紙等の配布方法の検討

(3) 町民参加制度の充実

各種計画策定等における重要事項については、引き続き、パブリックコメントを実施していきます。

広く町民の意見を施策に反映させるため、各種委員会における委員公募制度の活用を推進していきます。

【主な取り組み】

◆パブリックコメントの継続的实施
◆委員公募制度の推進

基本施策
7-3

計画的・効率的な行財政運営の推進

現状と課題

- 人材の育成にあたっては、これまでの里庄町人材育成基本方針に人材の確保を加え、「里庄町人材育成・確保基本方針」として令和6年度（2024年度）に改訂しました。
- 職員の業務量の増加や業務内容の多様化が進んでいます。また、専門性の高い人材の育成も必要となっており、それらに対応するために令和4年度（2022年度）から職員定数を10人増やし、体制を整えています。また、事務の民間委託や省力化を進めていく必要があります。
- 本町では、「里庄町行政改革大綱」に基づく行財政改革の推進により、事業の見直し・廃止やコスト削減による歳出の抑制を行うとともに、ふるさと納税の推進による財源確保に努めた結果、主要な財政指標である経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率等については、現状では十分に健全性を保つことができています。一方で、今後は、人件費や扶助費、公債費等の経常的経費や、施設の老朽化に伴う普通建設事業費の増加が見込まれることから、今後も持続可能な行財政運営を行っていくためには、引き続き限られた財源の中で事業の優先度を精査しながら適正な歳出の執行に努めるとともに、歳入の確保にも努める必要があります。
- 「里庄町公共施設等総合管理計画」に基づき、「個別施設計画」を策定し、施設やインフラに係る負担を平準化するとともに、財政状況を考慮しつつ施設の長寿命化を図る必要があります。また、耐震性に問題のある「中央公民館」・「福祉会館」の整備について検討を進めていく必要があります。
- まちが保有する未利用地（町有地）については、維持管理に費用がかかる等の状況により、資産としての有効活用ができていないため、今後の利用方法や売却について課題があります。

基本方針

安全・安心、子どもの教育、子育て、高齢者福祉、生活基盤の整備等、町民ニーズに対応した施策を進めるため、事業・組織の見直しや公共施設等のあり方等を検討し、財政運営の健全化を図ります。

また、それらの施策について積極的に情報提供を行い、現状の周知に努めます。



評価指標		
指標	現状値	目標値
将来負担比率※1	将来負担ゼロ(令和5年度)	将来負担ゼロ(令和11年度)
経常収支比率※2	88.3%(令和5年度)	92.0%未満(令和11年度)
実質公債費比率※3	7.6%(令和5年度)	8.5%(令和11年度)

※1 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
将来負担比率＝将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)÷標準財政規模－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額。

※2 経常収支比率：毎年度経常的に収入される一般財源のうち、毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合(財政構造の弾力性を判断するための指標)
経常収支比率＝経常的経費に充当された一般財源÷(経常一般財源＋臨時財政対策債)×100

※3 実質公債費比率：一般会計等が負担する実質的な公債費に費やした一般財源の額(元利償還金及び準元利償還金)の標準財源規模を基本とした額に対する比率の過去3年間の平均値(地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したもので、資金繰りの程度を示す指標)
実質公債費比率＝(地方債の元利償還金＋準元利償還金)－(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)÷標準財政規模－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

個別施策

(1) 効率的な行政運営の推進

行政改革については、引き続き「里庄町行政改革大綱」に基づき着実に実施していきます。

指定管理者制度の維持に努めるとともに、民間委託やデジタル技術等の活用により、業務の効率化を図ります。

現在の課の執行体制を再評価し、適切な人材の配置を行います。特に、働き方改革を念頭に職員のワーク・ライフ・バランスを維持しつつ、質の高い行政サービスの提供と行政運営に取り組むことができる体制を整えます。

「里庄町人材育成・確保基本方針」に基づき、DX人材も含めた人材の育成・確保を推進します。一般職員については、早出遅出勤務の導入等多様な働き方を選択できる仕組みづくりに努めます。また、会計年度任用職員[※]制度の安定的な運用と会計年度任用職員の効果的な配置を図ります。

人事評価制度については、評価者と被評価者の両者が取り組みやすい体制を構築するため、人事評価システムの導入を検討します。

簡素で効率的な行政運営を図るとともに、また、財源確保を図るため、未利用財産の売却促進及び資産の有効活用を検討します。

【主な取り組み】

- ◆行政改革の実施
- ◆適正な人事管理と人材育成
- ◆会計年度任用職員制度の安定的な運用
- ◆未利用財産の売却促進及び資産の有効活用の検討

第1部	概要
第2部	基本構想
第3部	総合戦略
第4部	後期基本計画



（２）健全な財政運営の推進

「里庄町行政改革大綱」に基づき、行財政改革をさらに進めることで事業の見直し・廃止やコスト削減による歳出の抑制を行います。

また、町税の収納を確実かつ着実にやっていくとともに、ふるさと納税や企業版ふるさと納税、定住促進事業等の推進により財源確保に努め、長期的には企業誘致等により安定した歳入の確保に努めます。

施設利用等における使用料・手数料等は受益者負担の原則に基づいた見直しや運用について検討し、維持管理の財源確保に努めます。

これまでの事務事業を見直し、スクラップ＆ビルド※により費用対効果を高めます。

「里庄町公共施設等総合管理計画」に基づき、「個別施設計画」を策定し、施設・インフラに係る負担を平準化するとともに、財政状況を考慮しつつ施設の長寿命化に取り組みます。また、「中央公民館」「福祉会館」については耐震性に問題があるため、費用対効果の面から2施設を1つにまとめ、複合施設の整備に向けた検討を進めます。

財政に関する情報を広報紙やホームページ等で提供し、積極的な現状の周知を図ります。

【主な取り組み】

- | | |
|-------------|-------------------------|
| ◆財政計画の策定 | ◆安定財源の確保 |
| ◆事務事業の整理合理化 | ◆受益者負担の適正化 |
| ◆積極的な情報提供 | ◆公共施設等のファシリティマネジメント※の実施 |

【関連計画】

- 人材育成・確保基本方針策定指針（総務省）
- 里庄町行政改革大綱
- 里庄町人材育成・確保基本方針
- 里庄町公共施設等総合管理計画



里庄町役場

基本施策 7-4

スマート自治体への体制整備

現状と課題

- デジタル化の取り組みが少し遅れていますが、今後はデジタル技術を活用した業務の効率化を図り、地域課題の解決や新たな価値の創出に取り組む必要があります。
- 地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システム（基幹系システム）について、地方公共団体ごとに情報システムに差異があることから、国が示す標準仕様に合わせるとともに、利便性の向上を目的にクラウド化させる取り組みを実施しています。
- 住民サービスの向上を図るため、マイナンバーを利用した行政手続のオンライン化として、ぴったりサービス（子育て、介護、被災者支援）の整備や図書館の本の貸し出しを行っています。また、庁内業務の効率化を図るため、AIを活用した議事録作成支援システムを導入しています。一方で、IT※機器の操作に不慣れな人や自宅にインターネット環境がない家庭等、受けられるサービスの水準に格差が生じています。
- ICTの活用に向けた敷居を低くしていくことが求められる中、情報を発信する側の技術革新やモラルの向上とともに、情報を享受する側の知識や情報リテラシー※（情報活用力）の向上が必要となっています。
- ホームページ上の個別ページについては、ウェブアクセシビリティ※のチェック機能が搭載されており、高齢者や障がいのある人を含む誰もが見やすいように構築できている一方で、目的のページまでのたどり方がわかりにくい部分もみられます。

基本方針

限られた財源と人的資源で、行政サービスの維持・向上を図りつつ、行政コストを削減するため、行政手続きのオンライン化やAI等の活用による業務の自動化・効率化等を推進します。

業務担当職員や法令・人事・財政担当職員を含め、町職員全員が庁内研修等により、ICTリテラシーを学習します。

高齢者や障がいのある人を含めた誰もがICTを利活用できる環境を実現するため、戸別受信機、スマホアプリの活用、パソコン・スマホ教室の開催、ケーブルテレビにおける字幕放送や手話放送の拡張等に取り組めます。



評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
公衆無線LAN(Wi-Fi)の設置箇所	0箇所(令和5年度)	3箇所(令和11年度)
ホームページ年間アクセス数	257,000件(令和5年度)	280,000件(令和11年度)

個別施策

(1) 行政プロセスやシステムの標準化

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、情報システム(基幹系システム)を国が示す標準仕様書に則ったシステムに移行します。また、システム移行は令和7年度(2025年度)までとし、情報システム(基幹系システム)に係る17業務とします。

【主な取組み】

◆業務プロセスの標準化	◆セキュリティを考慮したシステムの導入
-------------	---------------------

(2) 住民サービスの向上

町民の利便性を高めるため、パソコン等からの申請手続きを広げていきます。また、誰もがデジタル社会の恩恵を享受できる環境の整備を行います。

IT機器の操作に不慣れな高齢者等に対して、パソコン・スマホ教室を開催し、町民各自のスキルに応じたIT機器の活用推進により、誰でも、いつでも、どこでも必要な情報を取得できる情報バリアフリーの推進を図るとともに、デジタルデバイドの解消に努めます。

AI等を活用することにより、業務の効率化や生産性の向上を図るとともに、住民サービスの向上につなげます。

また、情報セキュリティポリシー[※]の改訂を行い、町職員のICTリテラシーの向上に努めます。

公共施設に公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備を進めます。

マイナポータルや電子申請システムの利用による行政手続のオンライン化に加え、窓口手続きにおける町民の負担を軽減することや町職員の業務負荷の軽減を目指し、自治体窓口DX「書かない窓口」の整備を検討します。

上下水道料金口座振替依頼書、開栓届、閉栓届、名義変更届等のデータ化等を行い、業務の効率化を進めます。

【主な取組み】

◆書類のオンライン化、データ化の推進	◆公共施設の公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備
◆AI等を活用したシステムの導入の検討	◆業務のBPR [※]
◆町職員のICTリテラシーの向上	◆「書かない窓口」整備の検討

(3) 情報アクセシビリティの確保

高齢者や障がいのある人を含む誰もが公共分野のホームページを利用することができるよう、ウェブアクセシビリティに関するJIS[※]規格に則ったウェブサイトの構築に配慮します。

ホームページについては、目的のページまでたどりつきやすいように個別ページだけでなく、ウェブサイト全体の構築の見直しを検討します。

【主な取組み】

◆町ホームページの充実

【関連計画】

●里庄町DX推進計画

個別施策

（１）一部事務組合による効率的な行政運営

広域的業務を担う一部事務組合による効率的な運営に努めながら、多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応するとともに、構成市町間における生活基盤施設等の機能分担や共同化を図る等、広域での一体的な発展に向けた事業を推進します。

新たな広域連携拠点施設（熱利用施設）として、ごみの焼却で発生する熱を利用した屋内型温水プール等の整備を進めており、熱利用施設を有効に活用することで圏域の一体的な発展と地方創生に向けた連携事業を推進します。

【主な取り組み】

◆一部事務組合における連携事業

（２）市町村間の連携によるサービスの向上

町単独では課題解決が難しいような事業に対して、広域で対応できるような連携事業に参加していきます。

井笠圏域での取り組みについても、引き続き観光振興及び雇用対策を中心に、広域実施のスケールメリット※を生かした事業を進めます。

また、高梁川流域連携中枢都市圏事業へ引き続き参加し、経済成長や生活関連機能のサービス向上を目指します。

3町行政研究会（里庄町、早島町、矢掛町）による3町合同の職員研修会を開催し、職員間の連携強化及び職務能力の向上に努めます。

【主な取り組み】

◆井笠圏域における連携事業
◆3町行政研究会事業
◆高梁川流域連携中枢都市圏事業

【関連計画】

●高梁川流域圏連携中枢都市圏ビジョン

基本施策 7-5 広域行政の検討と推進

現状と課題



- 本町では、消防、ごみ処理、上水道の供給等の広域的な事務について、一部事務組合等での共同処理により効率的な運営を行っています。
- 防災の分野では、広域避難が大きな課題となっています。南海トラフ巨大地震等の未曾有の災害が発生した際に、町民に限らず近隣の住民も相互に避難することが考えられることから今後は広域避難体制の確保に向けた協議が必要です。
- 井笠圏域での取り組みについては、圏域市町と連携し、東京圏及び関西圏において開催される移住相談会へ出展し、移住先として岡山県に興味を持っている世代に対し、山から海まで多様な地域を有する井笠圏域の魅力を紹介するセミナーや個別相談を実施しています。また、結婚推進事業では、カップリングパーティや婚活イベントを共同で開催し、広域的・一体的に事業展開することにより、集客力・宣伝効果の向上を図っています。
- 高梁川流域連携中枢都市圏事業においては、町単独では効果の小さい事業を中心に、圏域全体の経済成長や住民生活の向上に資する取り組みを進めています。また、DXを含めた情報共有や研修に基づく事業を推進しています。そして、今までの実績や成果、圏域内外の社会情勢の変更等を踏まえ、新たなビジョンを策定し、今後も引き続き連携することでのメリットを生かしながら効率的・効率的に各種事業を行っていく必要があります。

基本方針

一部事務組合への事務委託や共同運営により、行政の効率化を図ります。また、広域での経済成長や住民生活の向上を図るため、福祉分野や雇用対策、少子化対策（人口対策）、観光等あらゆる分野における近隣自治体との連携を強化します。

評価指標

指 標	現 状 値	目 標 値
市町村間連携事業	65事業（令和5年度）	65事業（令和11年度）



資料編

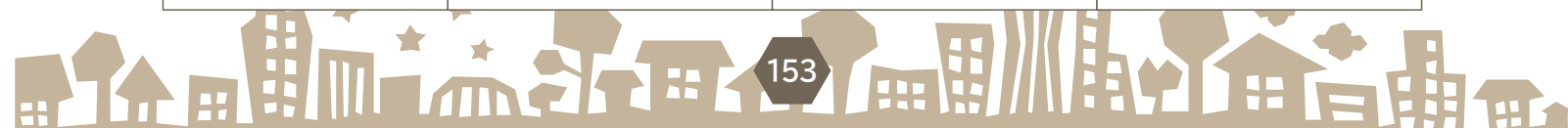


1 計画策定経過

年月日	項目	内容
令和6年7月	町民意識調査の実施 中学生アンケート調査の実施 企業・事業所調査の実施	
7月2日	第1回振興計画審議会	諮問 第4次振興計画(後期基本計画・総合戦略)策定に係る概要説明 アンケート調査について
8月	各課ヒアリングの実施	
9月30日	第2回振興計画審議会	アンケート結果報告 第4次振興計画(後期基本計画・総合戦略)骨子案について 人口ビジョン(案)について
11月26日	第3回振興計画審議会	第4次振興計画(後期基本計画・総合戦略)素案について 町民意識調査結果報告(再集計結果について)
12月	パブリックコメントの実施	
令和7年2月12日	第4回振興計画審議会	第4次振興計画(後期基本計画・総合戦略)素案に対する意見募集の内容と町の対応について等 答申 特別講演 岡山大学名誉教授 中村良平先生 「振興計画をまちづくりにどう活かすか？」

2 アンケート調査の概要

区 分	町民意識調査	中学生アンケート調査	町内企業・事業所アンケート調査
調査対象者と抽出方法	里庄町内に居住する18歳以上の町民の中から2,200人を無作為に抽出	里庄町内の中学校に通う全生徒	里庄町内にある事業所100社
調査方法	郵送による配布・回収 WEB回答	WEB回答	郵送による配布・回収 WEB回答
調査期間	令和6年7月20日～ 令和6年9月30日	令和6年7月10日～ 令和6年7月19日	令和6年7月20日～ 令和6年8月16日
回収状況	発送数 2,200件 回収数 1,037件 回収率 47.1%	発送数 314件 回収数 254件 回収率 80.9%	発送数 100件 回収数 40件 回収率 40.0%



3 里庄町振興計画審議会条例

○里庄町振興計画審議会条例
昭和44年3月29日条例第11号

改正
平成元年5月15日条例第9号
平成21年12月11日条例第18号
平成26年3月19日条例第5号

里庄町振興計画審議会条例
(設置)
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、里庄町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(所掌事務)
第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、里庄町振興計画に関する事項について調査及び審議する。
(組織)
第3条 審議会は、委員15名以内で構成する。
2 委員は、町議会議員、一般住民、関係各種団体の役職員、学識経験者、関係行政機関の職員の内から、町長が委嘱する。
(任期)
第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。
(会長及び副会長)
第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
(会議)
第6条 審議会は、会長が招集する。
2 審議会は、構成委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(庶務)
第7条 審議会の庶務は、企画商工課において処理する。
(補則)
第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。
附 則
1 この条例は、公布の日から施行する。
2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会は、町長が招集する。
附 則(平成元年条例第9号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成21年12月11日条例第18号)
この条例は、平成22年4月1日から施行する。
附 則(平成26年3月19日条例第5号)
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

4 里庄町振興計画審議会委員名簿

(敬称略:五十音順)

役 職	氏 名	備考
浅口商工会里庄地区運営会議 代表理事	赤 木 正 登	
笠岡放送株式会社 代表取締役会長	枝 木 恭 平	
里庄町教育委員会 委員	小 野 愛	
里庄町スポーツ協会 会長	小 野 光 一	
里庄町議会 議長	小 野 光 章	副会長
里庄町消防団 団長	川 崎 一 則	
里庄町民生委員児童委員協議会 会長	雲 井 大 智	
笠岡公共職業安定所 求人部門統括職業指導官	定 本 尚 子	
里庄町文化協会 会長	佐 藤 泰 徳	
株式会社中国銀行里庄支店 支店長	長 尾 亮	
里庄町消費生活問題研究協議会 会長	中 里 房 子	
岡山大学学術研究院社会文化科学学域 特命教授	中 村 良 平	会 長
里庄町愛育委員会 会長	堀 朝 子	
里庄町婦人会 会長	山 田 恵 津 子	
里庄町農業委員会 会長	吉 田 龍 平	

(オブザーバー) (敬称略)

役 職	氏 名	備考
岡山県備中県民局地域づくり推進課 課長	奥 宏 二	



5 第4次里庄町振興計画答申書

里庄町長 加藤 泰久 様

令和7年2月12日

里庄町振興計画審議会
会長 中村 良平

第4次里庄町振興計画(後期基本計画・総合戦略)について(答申)

令和6年7月2日付けで本審議会に諮問のあった第4次里庄町振興計画(後期基本計画・総合戦略)について、慎重に審議を重ねた結果、下記の意見を付して別冊のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たっては、下記の意見を十分に尊重し、基本構想に掲げる「将来像」の実現に向け鋭意努力されることを要望する。

記

- 1 第4次里庄町振興計画(後期基本計画・総合戦略)の趣旨や内容について周知を図るとともに、町と町民が情報・課題を共有しながら、町民参画と協働による施策の推進に努められたい。
- 2 施策・事業の実施にあたっては、適切な評価と検証を行い、目的・目標の達成に向けて着実に取り組み、必要に応じて施策の見直しを図られたい。

6 用語解説

用 語	解 説
あ行	
ICT	Information and Communication Technologyの略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスのこと。
IT	Information Technologyの略。主にコンピュータやインターネットを使った情報処理に関わる技術全般のこと。
アイドリングストップ	燃費の向上や排気ガスの削減、エンジン音による騒音対策などを目的に、信号待ちや渋滞中といった状況で車のブレーキペダルを踏んで、エンジンを停止すること。
アセットマネジメント	資産管理(Asset Management)の方法。道路管理においては、橋梁、トンネル、舗装等を道路資産と捉え、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法。
アダプト	住民が、道路、公園、緑地、公共施設の里親となり、養子のように愛情を持って面倒をみることから命名された制度のこと。
アンテナショップ	企業や自治体等が自社の製品の紹介や消費者の反応をみることを目的として開設するスペース・店舗のこと。
イノベーション	新技術の発明や新規のアイデアから新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす自発的な人・組織・社会による幅広い変革のこと。
インバウンド	一般的に観光において、外国人旅行者を国内へ誘致する動きや訪日外国人旅行のことをさす。
インフラ	学校、病院、道路、公営住宅、公共交通、上下水道等の社会的経済・生産基盤を形成するものの総称。
ウェブアクセシビリティ	高齢者や障がいのある人を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味する。
エコドライブ	二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減や省エネルギーのための運転に関する技術のこと。主な内容としては、アイドリングストップ、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検等があげられる。
SNS	Social Networking Serviceの略。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。
SDGs	Sustainable Development Goalsの略。持続可能な開発目標。平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットのこと。
NPO	Non-Profit Organizationの略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
エビデンス	証拠や根拠、裏付けといった意味を持つ言葉。
おかやま縁むすびネット	結婚を希望する人を対象に、より多くの出会いの機会を提供するため、1対1の出会いを支援するマッチング機能とイベント支援機能を有する、岡山県が運用する結婚支援システムのこと。
温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等地球温暖化の原因となるガス。地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす。

用 語	解 説
か行	
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすること。
会計年度任用職員	地方公務員法及び地方自治法の一部改正により全国的に統一された制度に基づき、地方自治体において一会計年度を超えない範囲で任用される臨時職員や非常勤職員のこと。
外国語指導助手（ALT）	Assistant Language Teacherの略。小中学校等の外国語（主として英語）の授業において、その言語を母語とし、教師を補助する助手のこと。
通いの場	住民を主体とした定期的に開かれる健康活動の場・機会のこと。
かん養	水田に貯えられた水が徐々に浸透して地下水となるほか、直接川を流れるよりも長い時間をかけて下流の川に戻され、川の流れの安定に役立つこと。
GIGAスクール構想	Global and Innovation Gateway for Allの略。子どもたちへ1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。
キャリア教育	児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・能力を育てる教育。若者の社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度の育成を通して、勤労観・職業観等の価値観の形成・確立を図る。
業務継続計画（BCP）	Business Continuity Planの略。災害発生時等、人材や資材に制約がある状況下でも、適切に業務を進めるために備えておく計画。
区域区分	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画法により市街化区域と市街化調整区域に区分すること。
グリーントランスフォーメーション（GX）	脱炭素社会に向けて、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造を再生可能なクリーンエネルギー中心の産業構造・社会構造へ転換していく取組みのこと。
KDB（国保データベース）システム	国民健康保険団体が「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供する等、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステムのこと。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症の高齢者、障がいのある人の権利やニーズ表明を支援し、代弁すること。
光化学オキシダント	気温が高く、風が弱い日中に、自動車の排気ガスや工場の煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素の大気汚染物質が、太陽の強い紫外線的作用を受けて化学反応することにより生成される酸化性物質の総称。
合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。
国民保護計画	武力攻撃や大規模なテロ等が発生した場合に、国民の生命・身体・財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするとともに、国、地方公共団体、指定公共機関等が連携・協力し、被害を最小にとどめるために、事前に計画するもの。
コミュニティスクール	学校や保護者、地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる仕組みのこと。
さ行	
災害時要配慮者	高齢者や障がいのある人、妊産婦等、避難するときや避難所で生活するときに福祉的な支援が必要な人のこと。
再生可能エネルギー	太陽熱、風力、バイオマス等地球の自然環境の中で繰り返し生起し、再利用可能または無尽蔵に供給が可能なエネルギーのこと。

用 語	解 説
GIS	Geographic Information Systemの略。地理情報システム。デジタル化された地図（地形）データと、統計データや位置の持つ属性情報等の位置に関連したデータを統合的に扱う情報システム。
Jアラート	弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムのこと。
ジェネリック医薬品	先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に製造・販売される、「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、（先発医薬品と）同等の効き目がある」と認められた医薬品のこと。先発医薬品より安価で効き目や安全性は先発医薬品と同等であるため、一人ひとりの自己負担や国民医療費の抑制にもつながる。
JIS	Japan Industrial Standardsの略。日本工業規格。日本の工業製品に関する規格や測定法等が定められた日本の国家規格のこと。
シティプロモーション	まちの魅力を発掘・創出して、ブランドイメージを形づくり、町内外へ効果的に発信することにより、まちづくりに様々な効果を波及させる取組みのこと。
就労継続支援B型事業所	雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の場を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う事業所のこと。
手話奉仕員	派遣依頼を受けて、聴覚障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援、市町村等の公的機関からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する人のこと。
生涯スポーツ	生涯を通して、健康の保持・増進やレクリエーションを目的に「だれでも、いつでも、どこでも気軽に参加できる」スポーツをいう。
心不全マーカー	心不全診療で使用されるバイオマーカーのこと。バイオマーカーとは、疾患の有無や、進行状態を示す目安となる生理学的指標のこと。
スクラップ＆ビルド	限られたコストの中で効率よく配分するため、採算や効率の悪いものを整理し、一方で新たに生まれてくる行政ニーズを満たすために新たなものを設けること。
スケールメリット	規模を大きくすることで得られる効果や利益、優位性等のこと。
ストーリーテリング	相手に物事を伝えるときに物語を用いて情報やメッセージを伝える手法のこと。
スマート自治体	AIやオフィス機能を自動化・効率化する仕組み等を活用し、職員の事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供したりする自治体のこと。
スマートメーター	電力使用量を計測するための通信機能が搭載された電力量計のこと。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいのある人等判断能力が不十分とされる人々を対象に、契約を結ぶ時の支援や財産の管理等権利の保護を行う制度。
セキュリティポリシー	企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。
た行	
ダウンサイジング	規模を縮小すること。コストダウンや効率化のために小型化すること。
脱炭素社会	脱炭素とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量をゼロにすることであり、実質的に温室効果ガスの排出量がゼロになった社会のこと。
男女共同参画	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。
地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがいが、地域をともに創っていく社会のこと。



用 語	解 説
地域コミュニティ	「居住」を契機として組織され、地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、介護予防、医療、生活支援、住まいが一体的に切れ目なく提供される体制の整備を目指したシステム。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、介護予防、介護保険、地域の保健・福祉・医療サービス等をケアマネジメントし、高齢者の生活を総合的に支える機関のこと。
地区計画制度	その地区に暮らす住民の同意により、地区の将来像、建築物の建て方のルール等をきめ細かく定めることができ、地区の住環境を守り、地区にあったまちづくりを進めることができる制度のこと。
DX（デジタルトランスフォーメーション）	「情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」とする概念。将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネス・モデルを創出・柔軟に改変すること。
DV（ドメスティックバイオレンス）	一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力の意味。身体的暴力に限らず、精神的な暴力も含まれる。
データヘルス	保険者が保有する診療報酬明細書などの保険者データの分析と活用により、効果的に加入者の疾病予防や保健事業を行うこと。
デジタルデバйд	インターネットやコンピュータを使える人と使えない人との間に生じる格差。情報格差のこと。
デマンド型交通	定時・定路線のバス運行に対して、電話予約等利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の形態。
特定空家	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家のこと。
特定健診	メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査。医療保険者（国保・被用者保険）が、40～74歳の加入者（被保険者・被扶養者）を対象として実施することが義務づけられている。
特定保健指導	特定健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高いと判断された人を対象に、生活習慣病を予防・改善するための保健指導を行うこと。
特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域において、良好な環境の形成または保持のため、居住環境に影響を与えるおそれのある建物用途を定め、その立地を制限する地域を指定するもの。
都市計画マスタープラン	都市の将来像を明確にし、土地利用・都市開発・道路・公園づくり等、都市計画を定める際の基本的な方針を定めたもの。
な行	
ナッジ	人々が強制的にはではなく、よりよい選択を自発的に取れるようにする方法を生み出すこと。
二級河川	一級河川として指定された水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるものにかかわる河川であり、都道府県知事が指定したもの。
は行	
パーク＆ライド	鉄道・バス等公共交通の駅・バス停に駐車場を設置し、公共交通と自動車进行結合させることにより、都心部や観光地への自動車の流入量を減らし、道路交通の円滑化や環境負荷の低減等を図るシステムのこと。
ハザードマップ	特定の地域で特定の自然災害が発生した場合に、その被害が当該地域にどのような被害をもたらすかを地形図上に図示したもの。
パブリックコメント	基本的な施策等を策定する過程において、事前にその案を公表し、住民だれもが意見を述べるができる機会を設け、それに対する考え方を公表していく一連の手続き。

用 語	解 説
PDCAサイクル	計画の推進において、Plan（計画の策定）-Do（計画の実行）-Check（実施状況の確認・評価）-Action（評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行）の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方のこと。
BPR	Business Process Reengineering（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）の略。既存の業務プロセス等を見直し、職務や業務フロー、組織、情報システムなどを再構築する手法のこと。
非認知能力	意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力といった、測定できない個人の特性による能力のこと。
ファシリティマネジメント(FM)	町が所有する住民共有の財産を貴重な経営資源として捉えて、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことによって、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化等の総合的な有効活用を図る活動をいう。
ふるさと納税	ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度。手続きをすると、所得税や住民税の還付・控除が受けられ、返礼品として自治体の特産品等を受け取ることができる。
フレイル予防	フレイルとは加齢とともに心身の活力が低下し、要介護の危険性が高まった状態のこと。フレイル予防には栄養、身体活動、社会参加の3つが大切といわれている。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は「民生委員法」及び「児童福祉法」に定められ、厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、地域住民の立場に立って、住民の暮らしを支援する人のこと。
や行	
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者等の早期発見や適切な保護等を図るため、地域の関係機関が子ども等に関する情報を共有し、連携と協力により適切な対応を行う機関のこと。
4R	ごみの減量化や再資源化を進めるための方法で、Refuse（発生回避）、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の4つの総称をさす。
ら行	
リテラシー	「情報リテラシー」や「ICTリテラシー」のように、その分野における知識、教養、能力を意味する。
レセプトデータ	レセプト（診療報酬明細書：診療費の請求明細のことで、保険医療機関・保険薬局が保険者に医療費を請求する際に使用するもの）に記載されているデータ。診療に関する様々な情報が含まれていることから、電子化されたレセプトデータを蓄積、分析、活用することにより医療の質の向上が期待されている。
6次産業化	1次産業としての農林業と、2次産業としての製造業、3次産業としてのサービス業等の事業の総合的かつ一体的な推進を図り、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組みのこと。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
ワーケーション	ワークとバケーションを組み合わせた造語で、観光地やリゾート地で働くという過ごし方のこと。
Wi-Fi	パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機等のネットワーク接続に対応した機器を無線（ワイヤレス）で LAN(Local Area Network)に接続する技術。
ワンクリック詐欺	電子メールとWebサイトを利用した詐欺行為のこと。携帯電話やパソコンに送りつけた電子メールによってWebサイトに誘い込み、Webサイトを訪問した人に対して、脅迫めいた手口で料金の振り込みを迫るという詐欺行為のこと。
ワンストップ	1箇所で様々なサービスや相談が受けられる環境、場所のこと。



第4次里庄町振興計画

発行年月：令和7年3月

発 行：里庄町企画商工課

〒719-0398 岡山県浅口郡里庄町大字里見1107番地2

TEL:0865-64-3114

FAX:0865-64-3126

